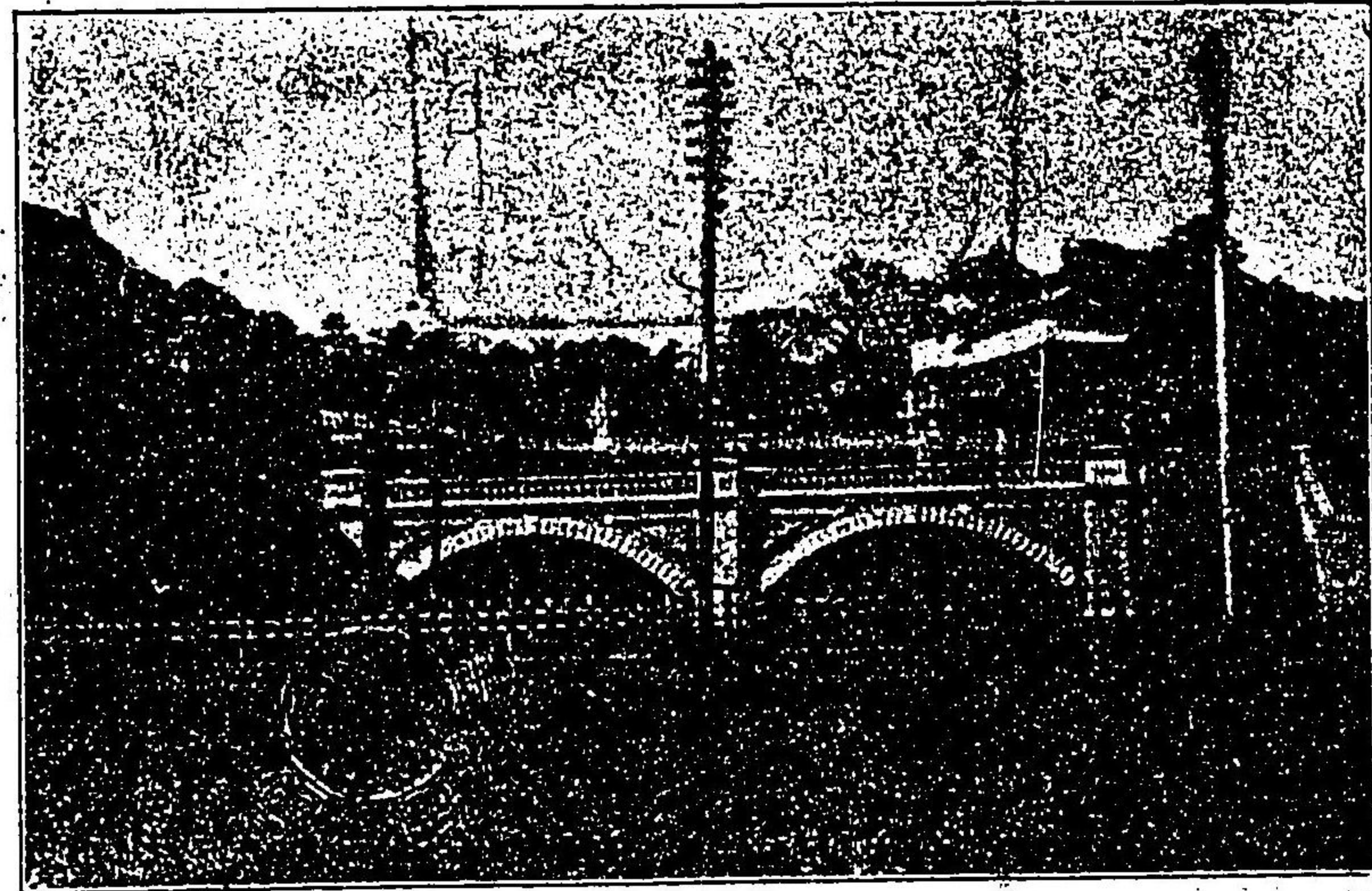


最新  
東京城内記春の巻

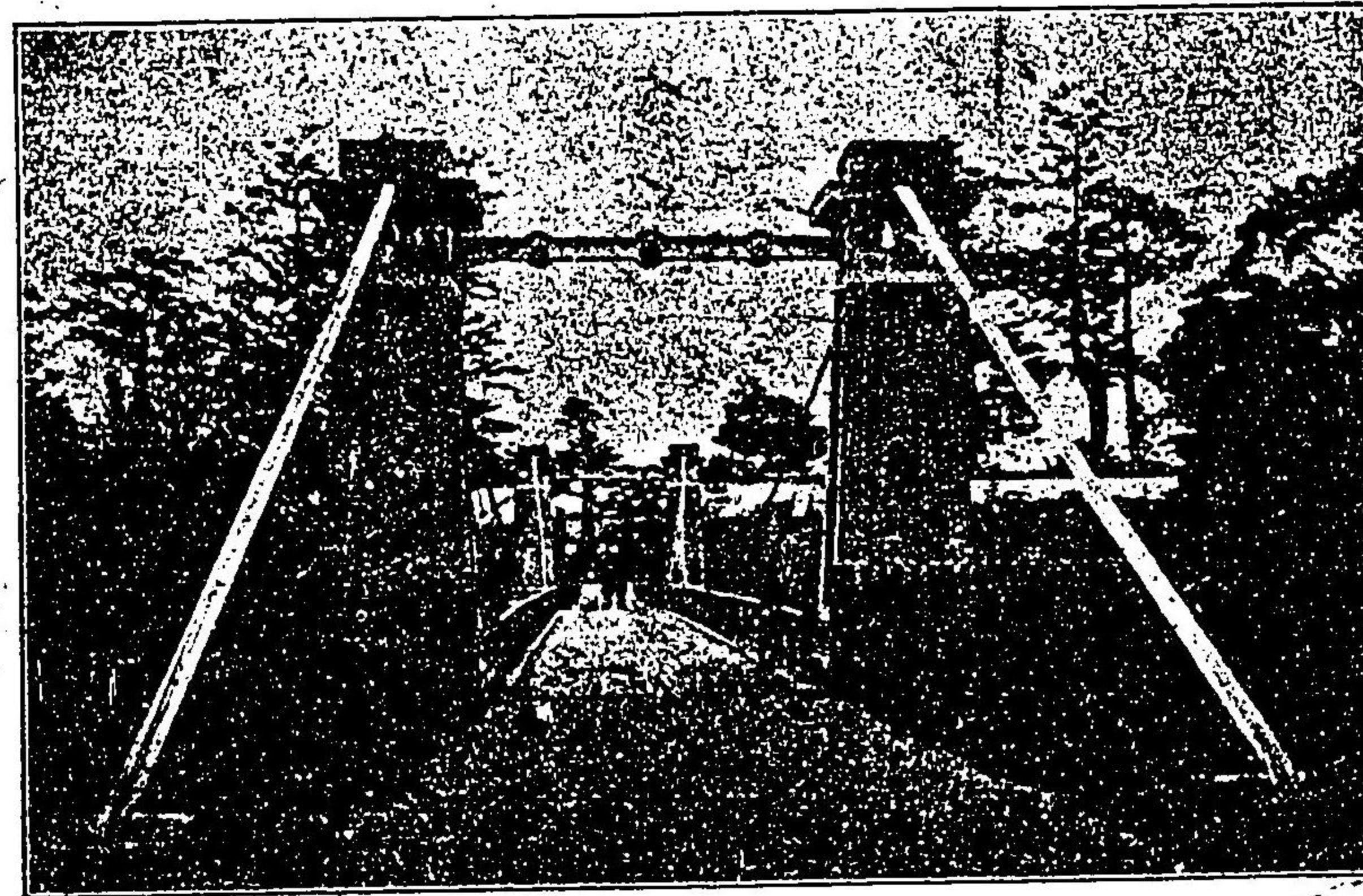


東京城内記春の巻





橋 重 二 城 皇

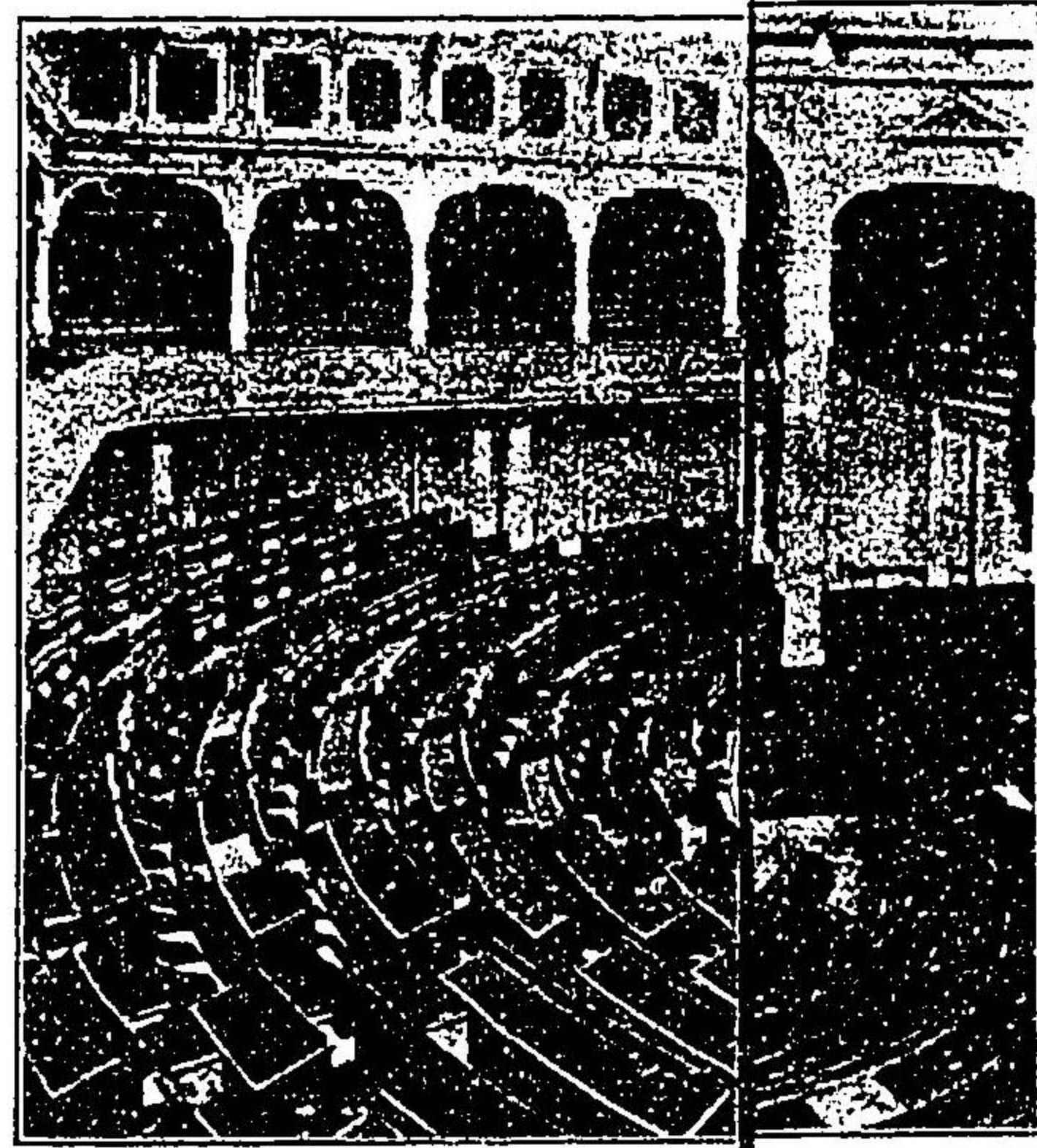


橋 釣 苑 御 上 吹



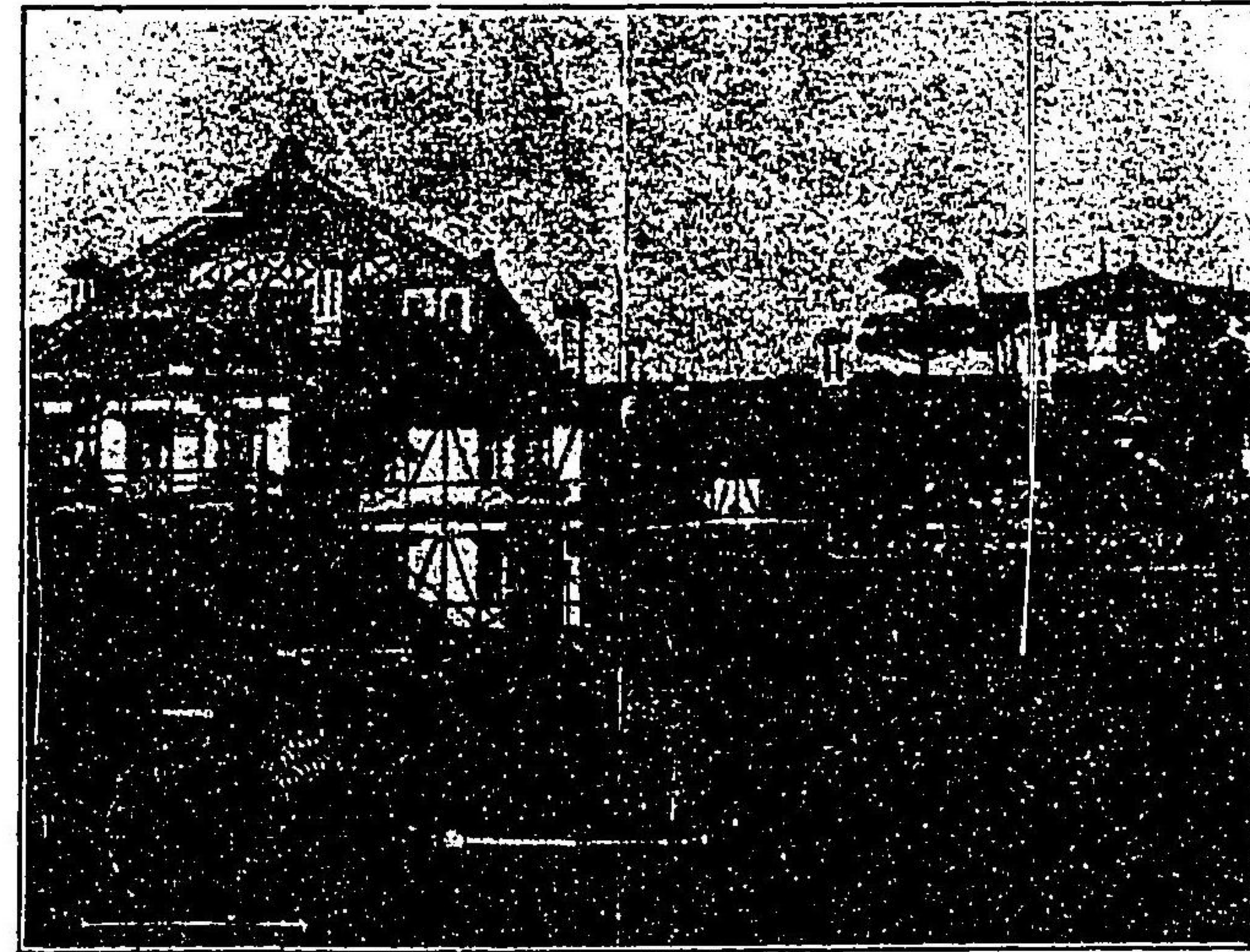


院

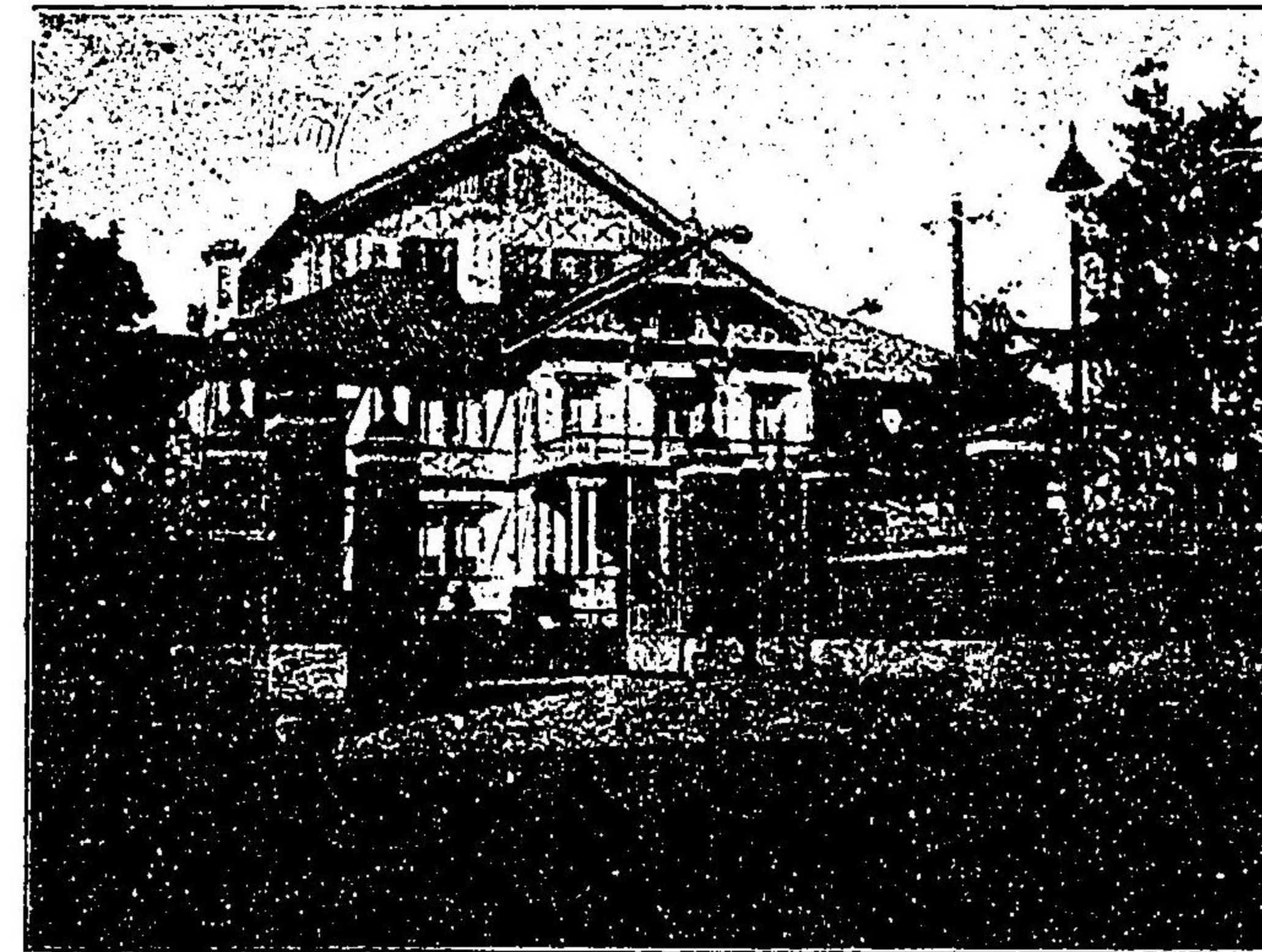


場 戯

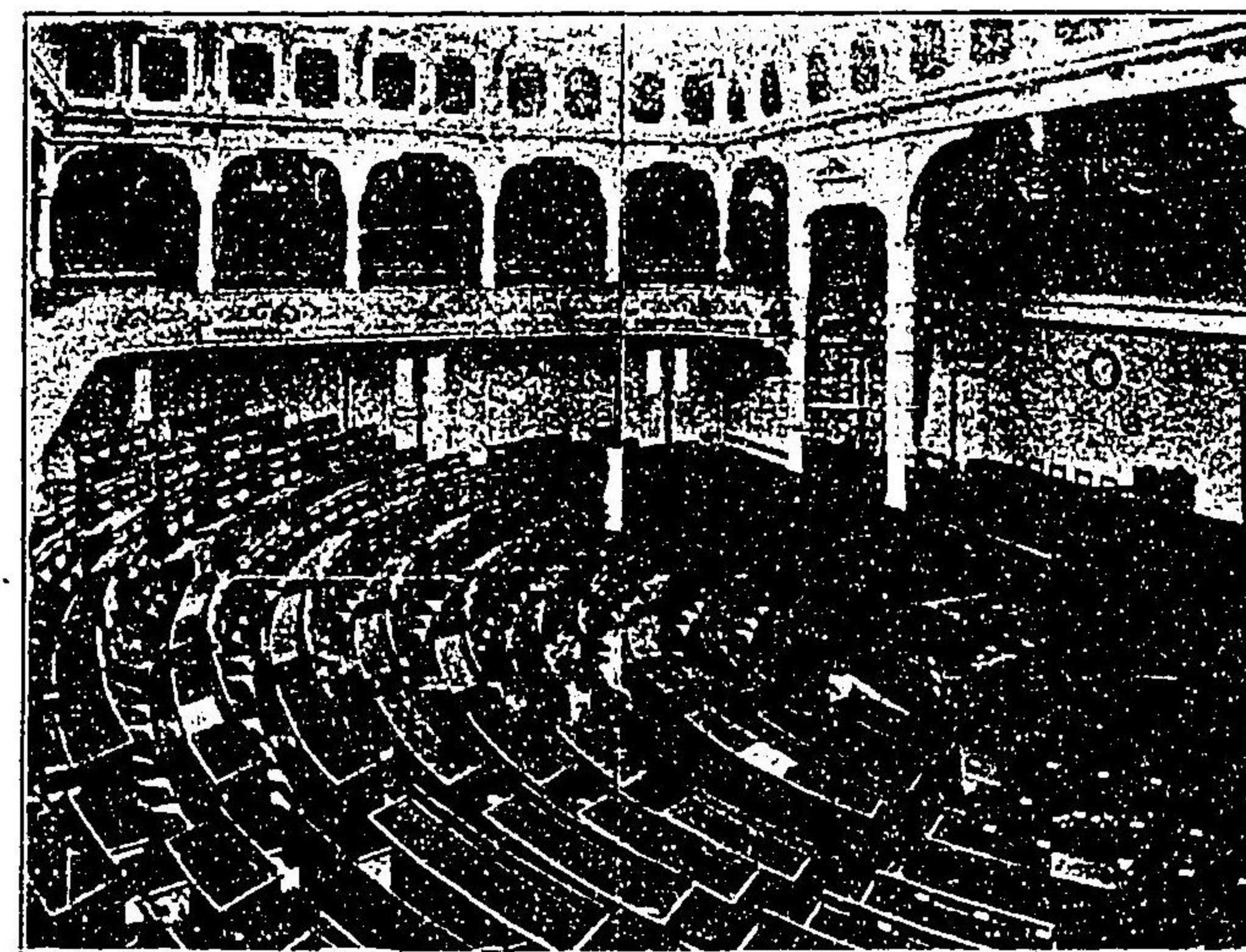




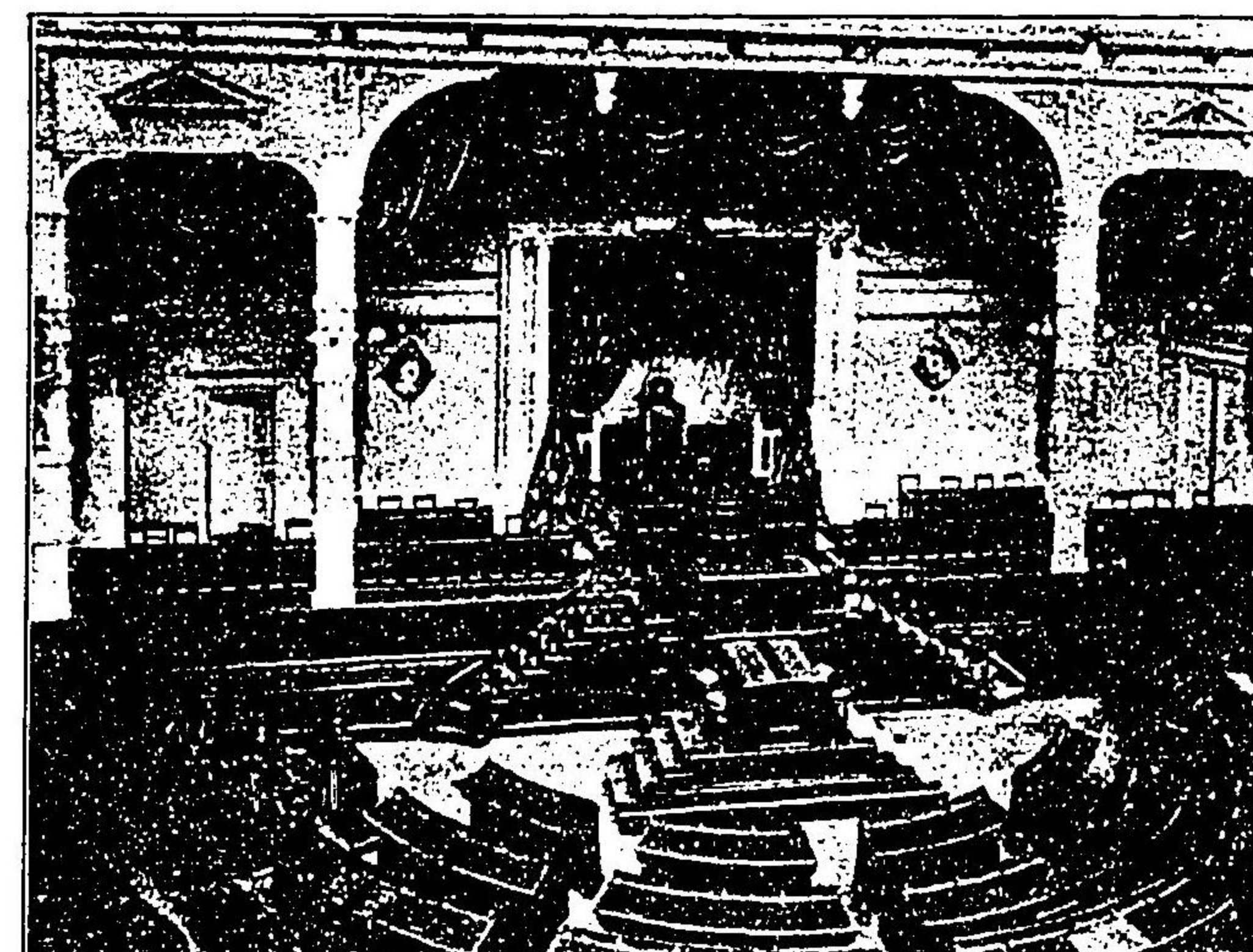
衆議院



貴族院



衆議院議場

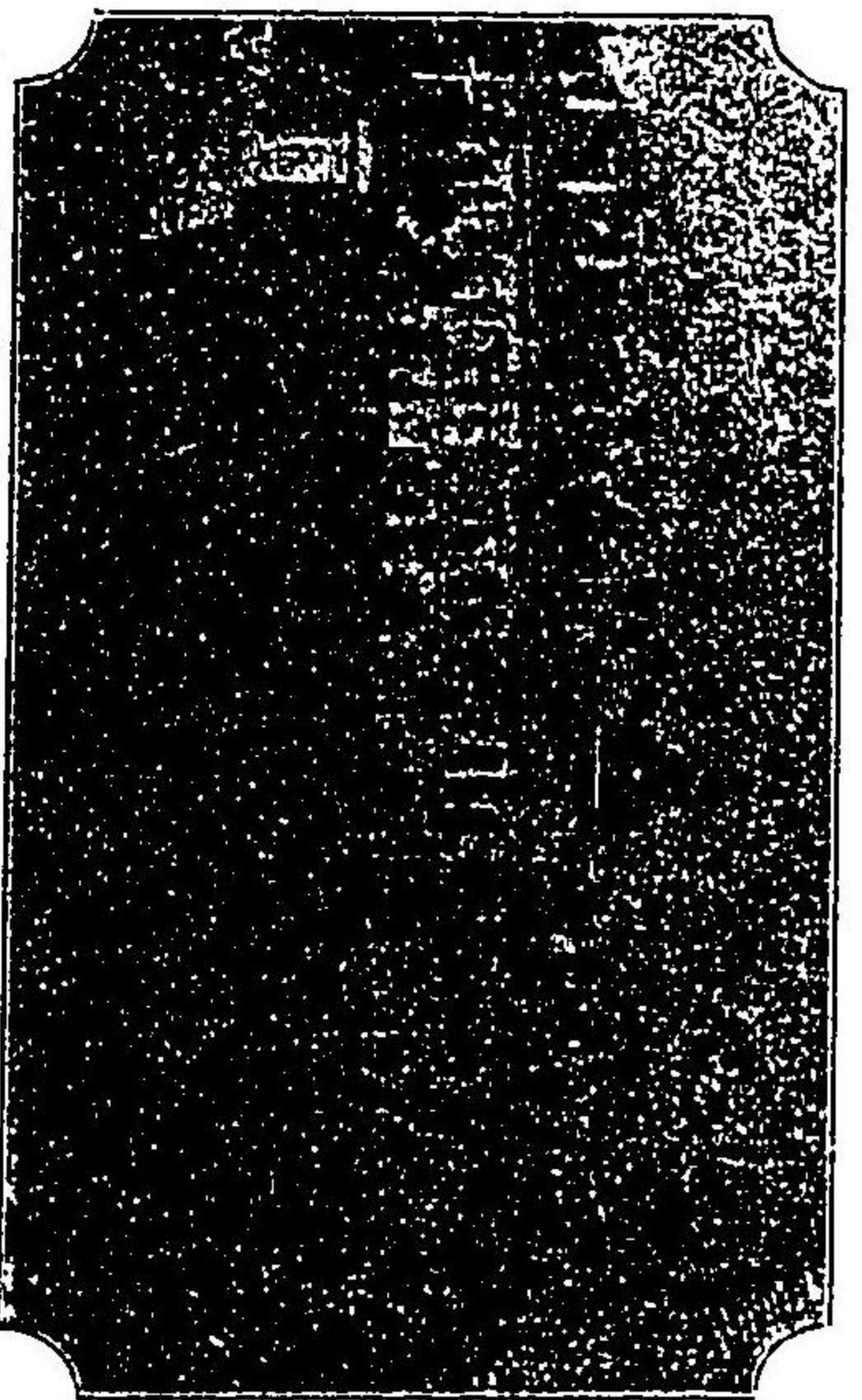


貴族院議場

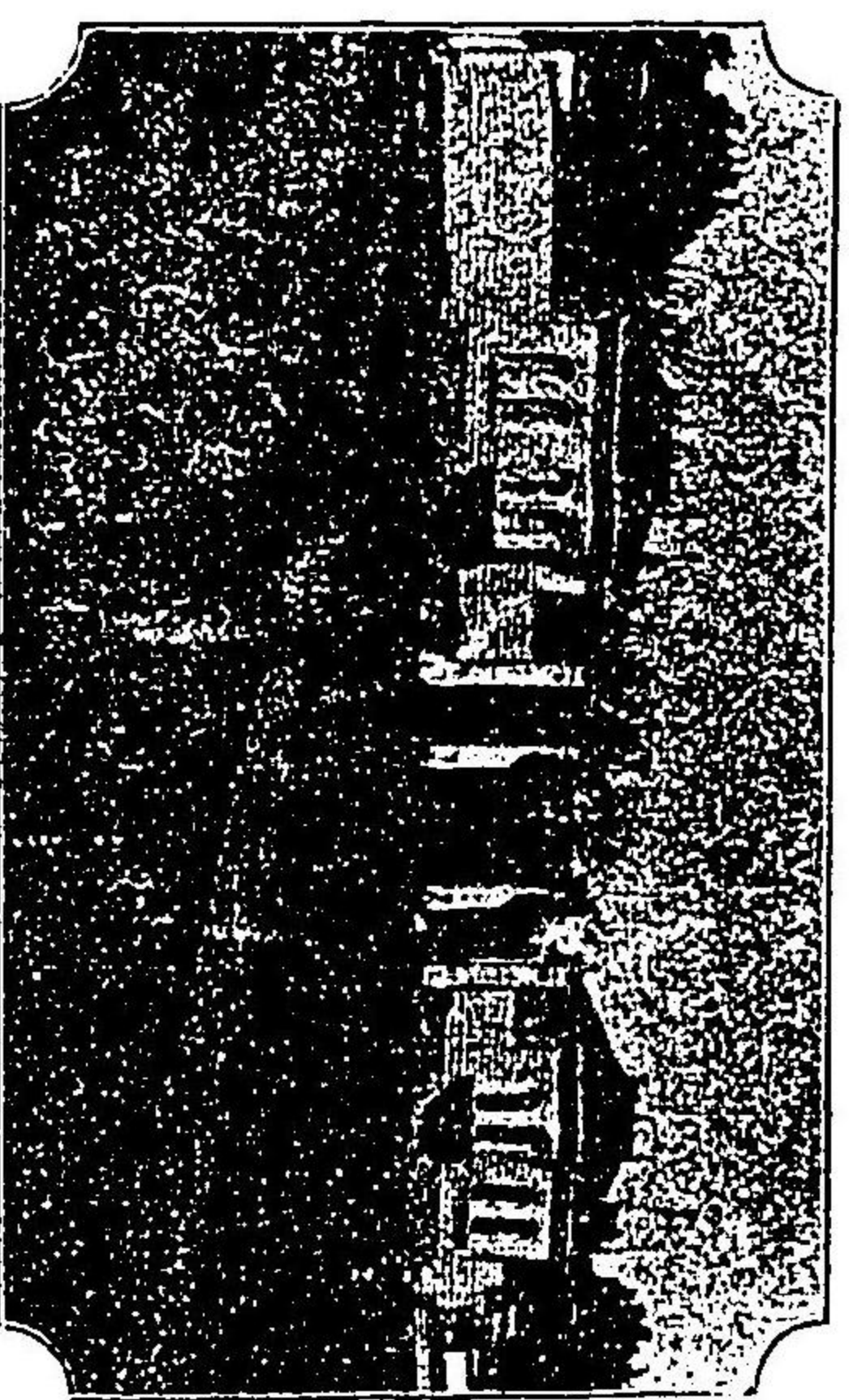




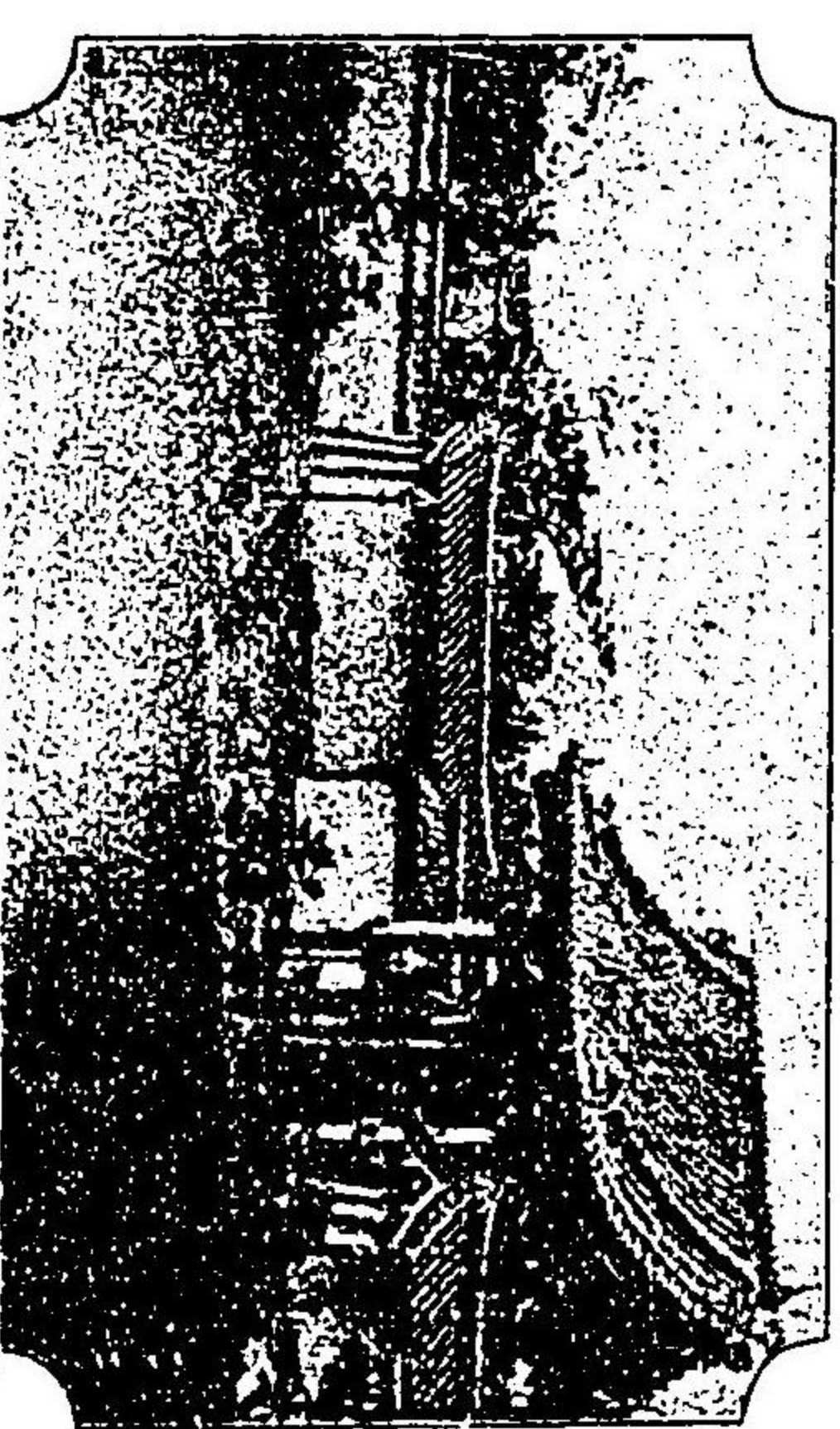
北白川宮邸



宮内省



有栖川宮邸

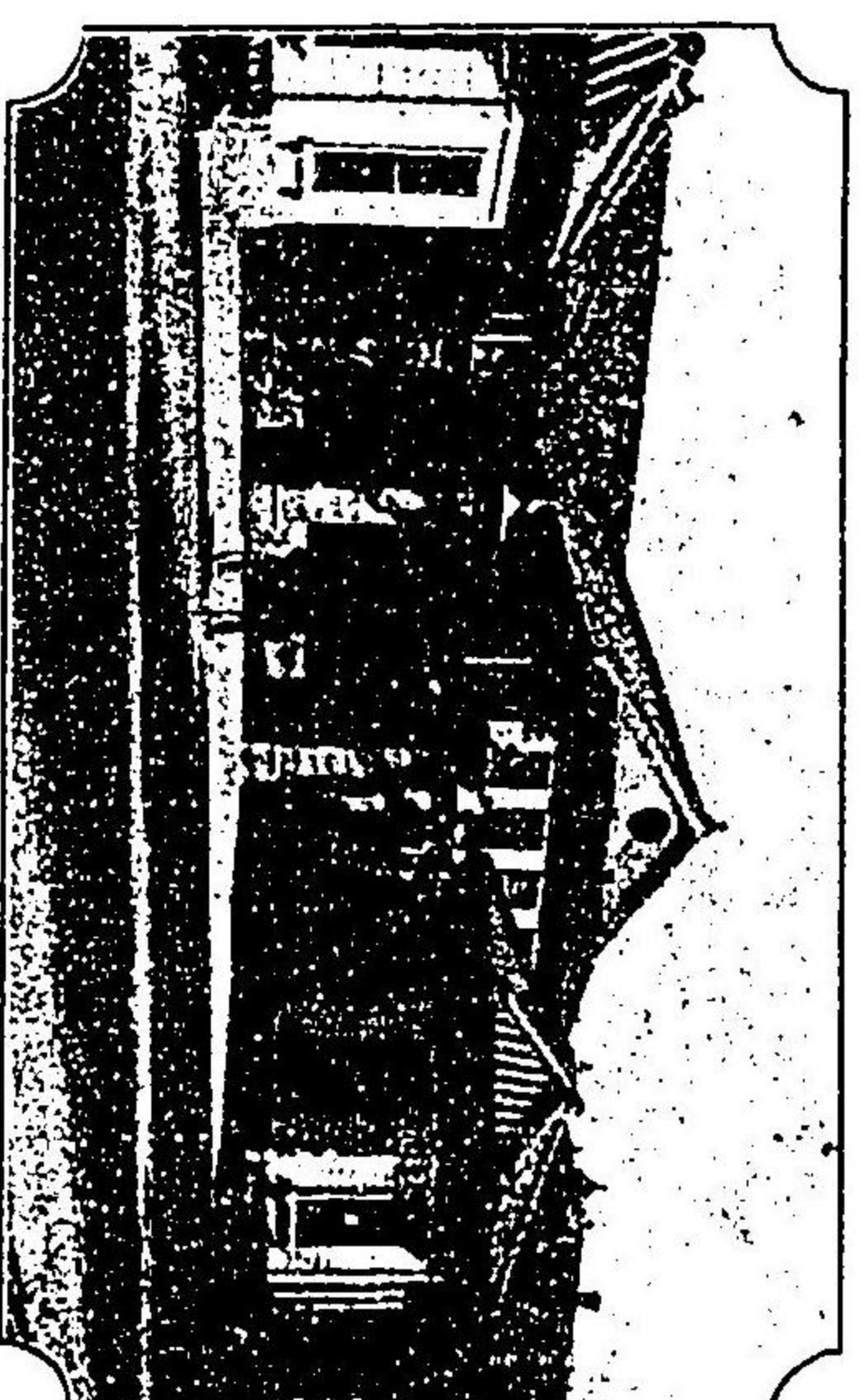


休目宮邸

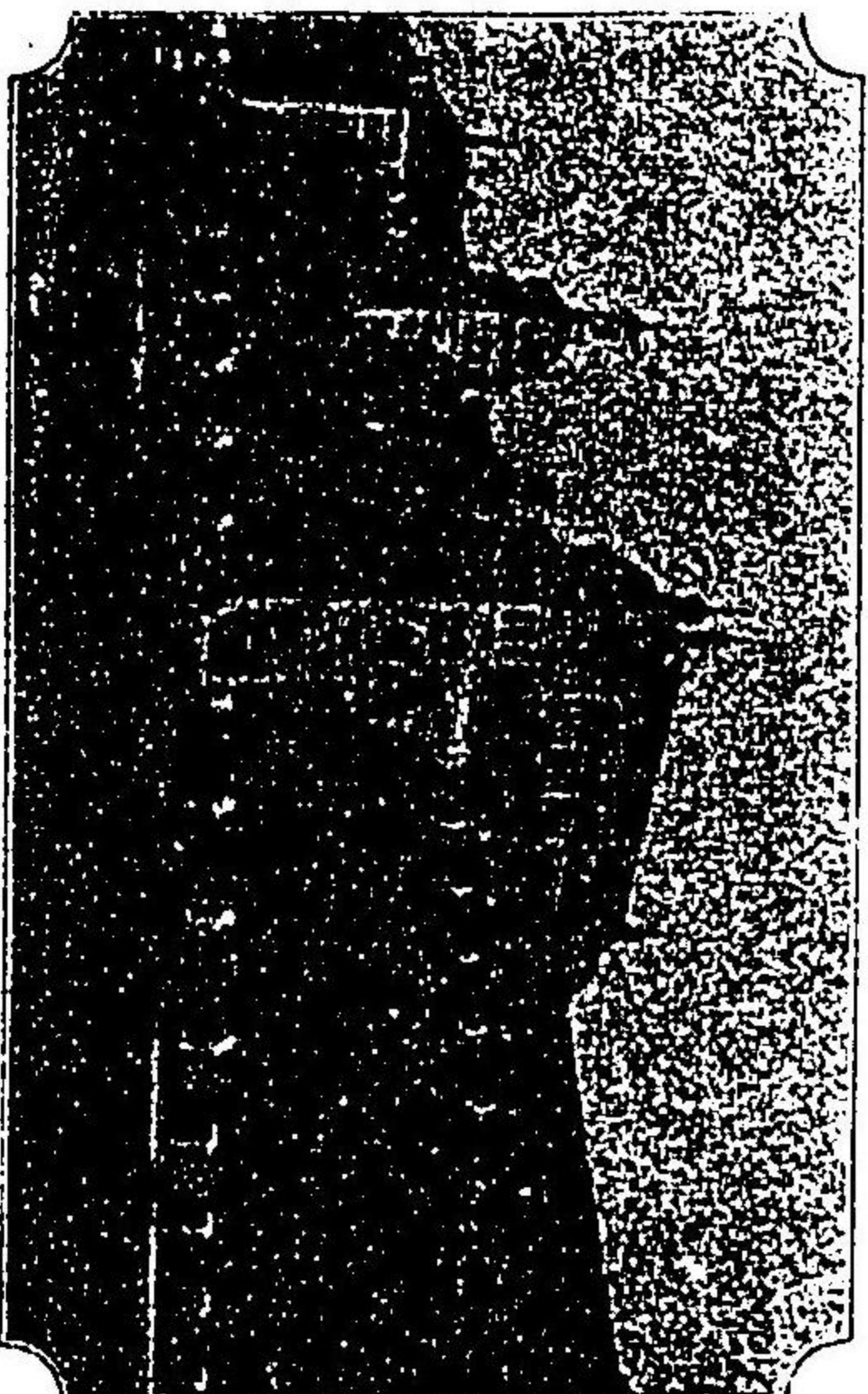




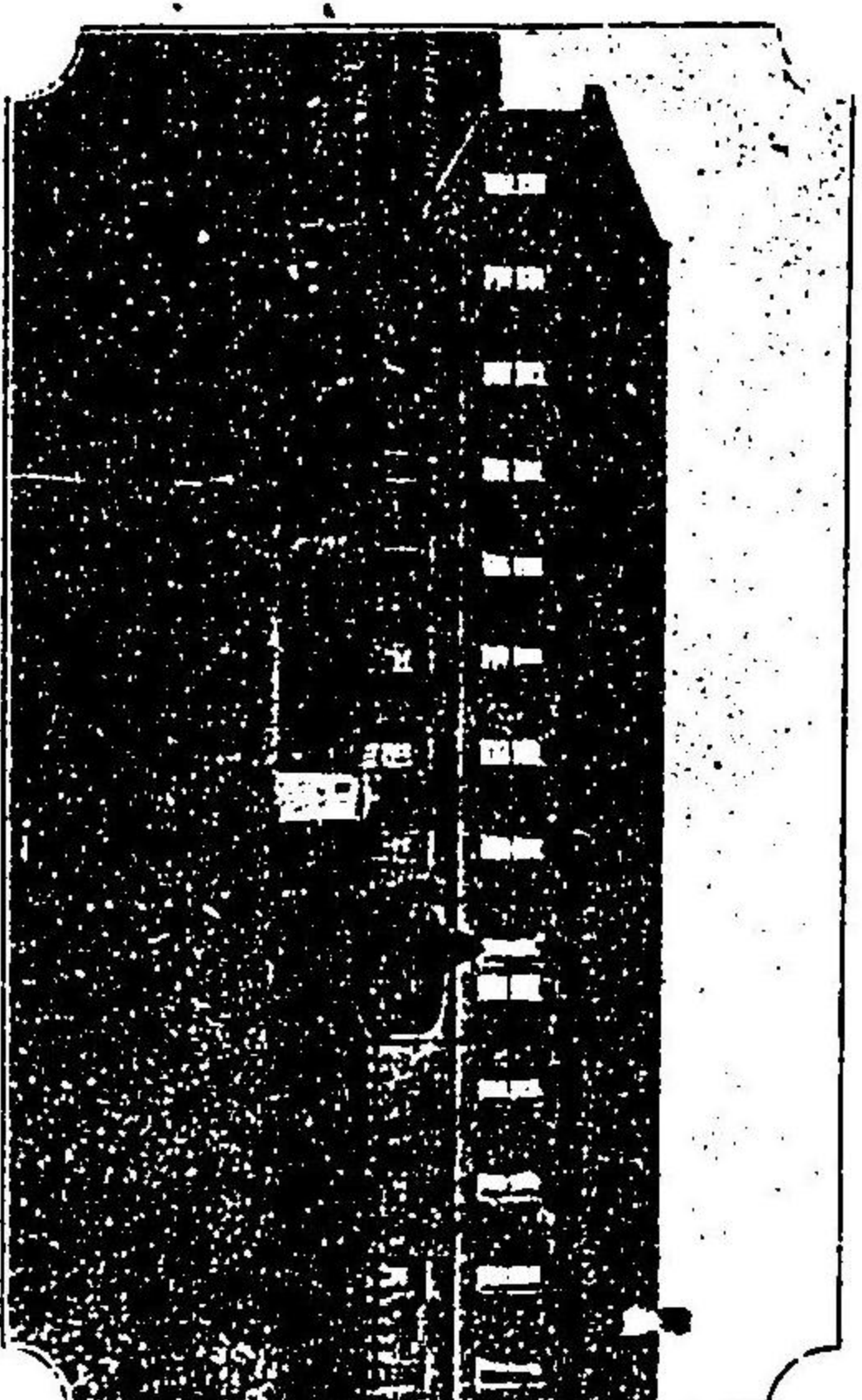
省 法 司



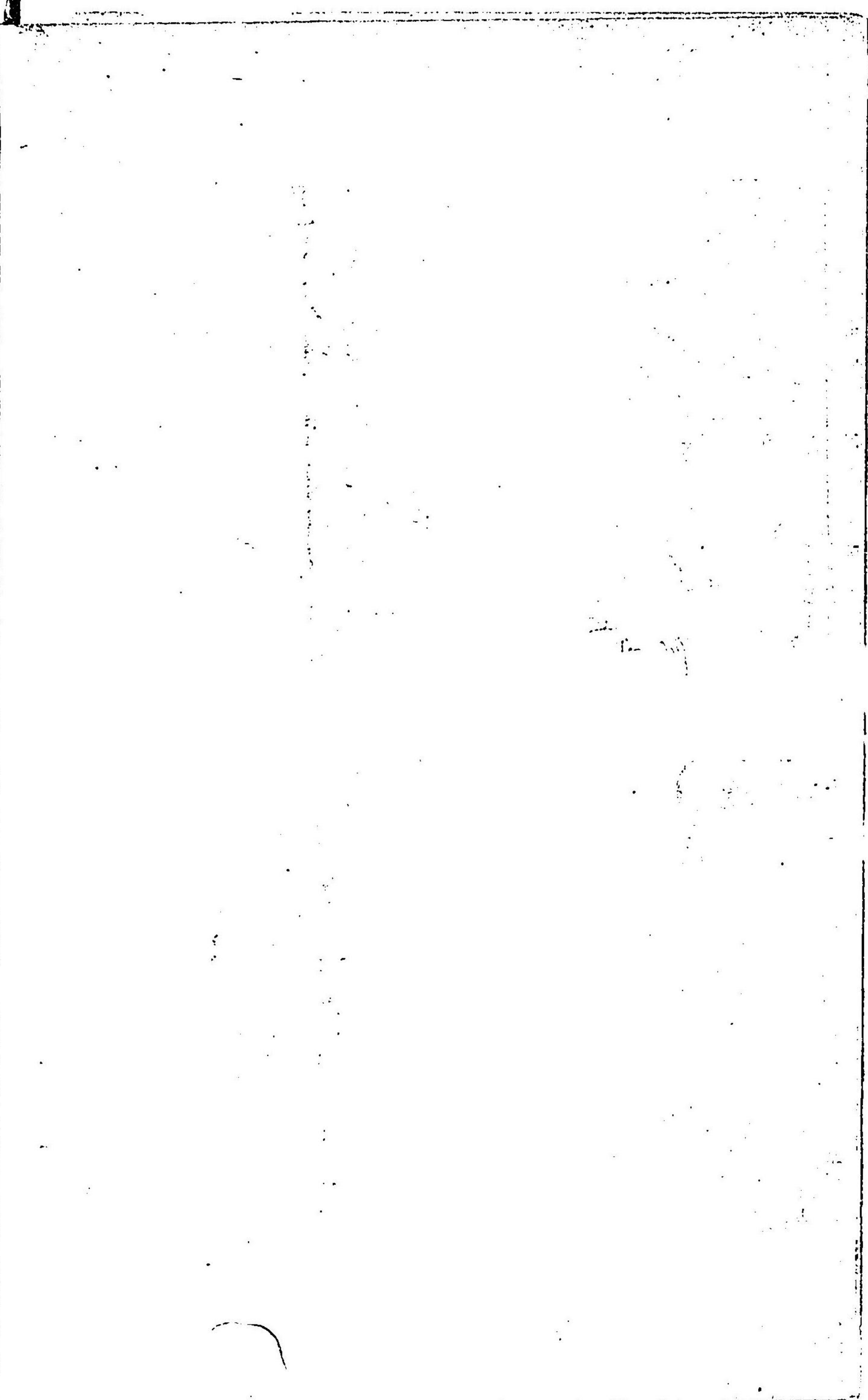
省 務 內



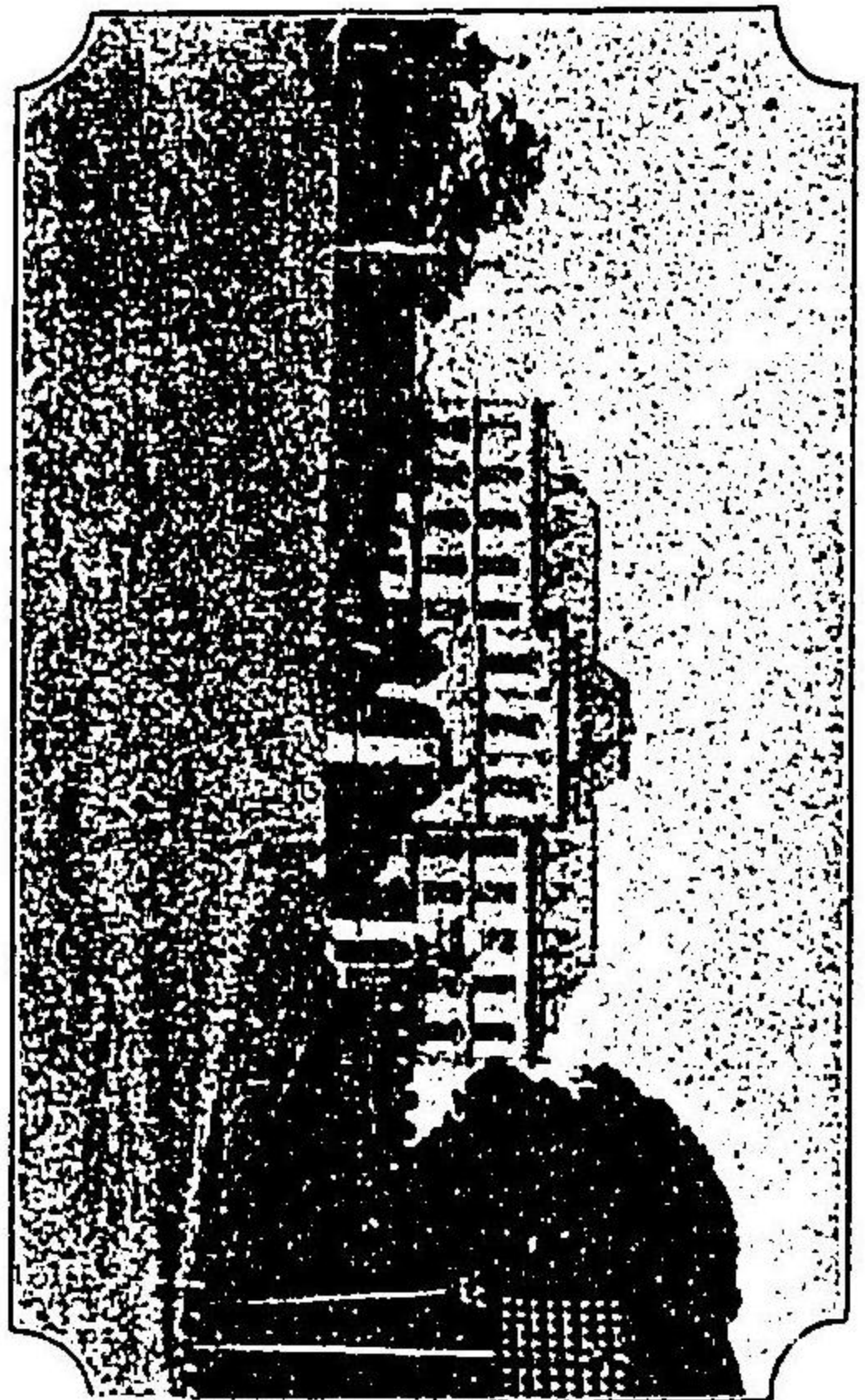
院 縣 法 院 審 大



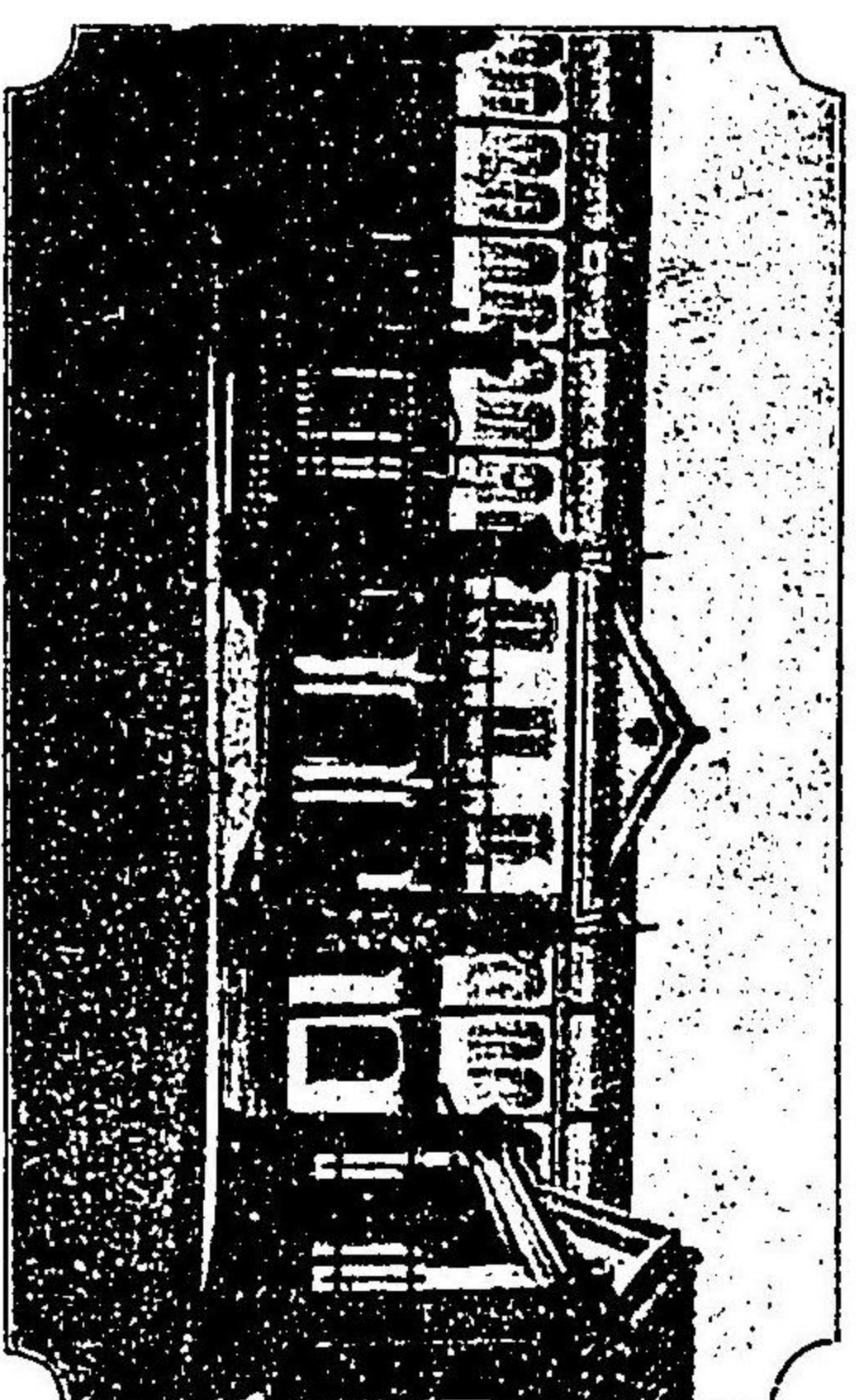
廳 政 院 警



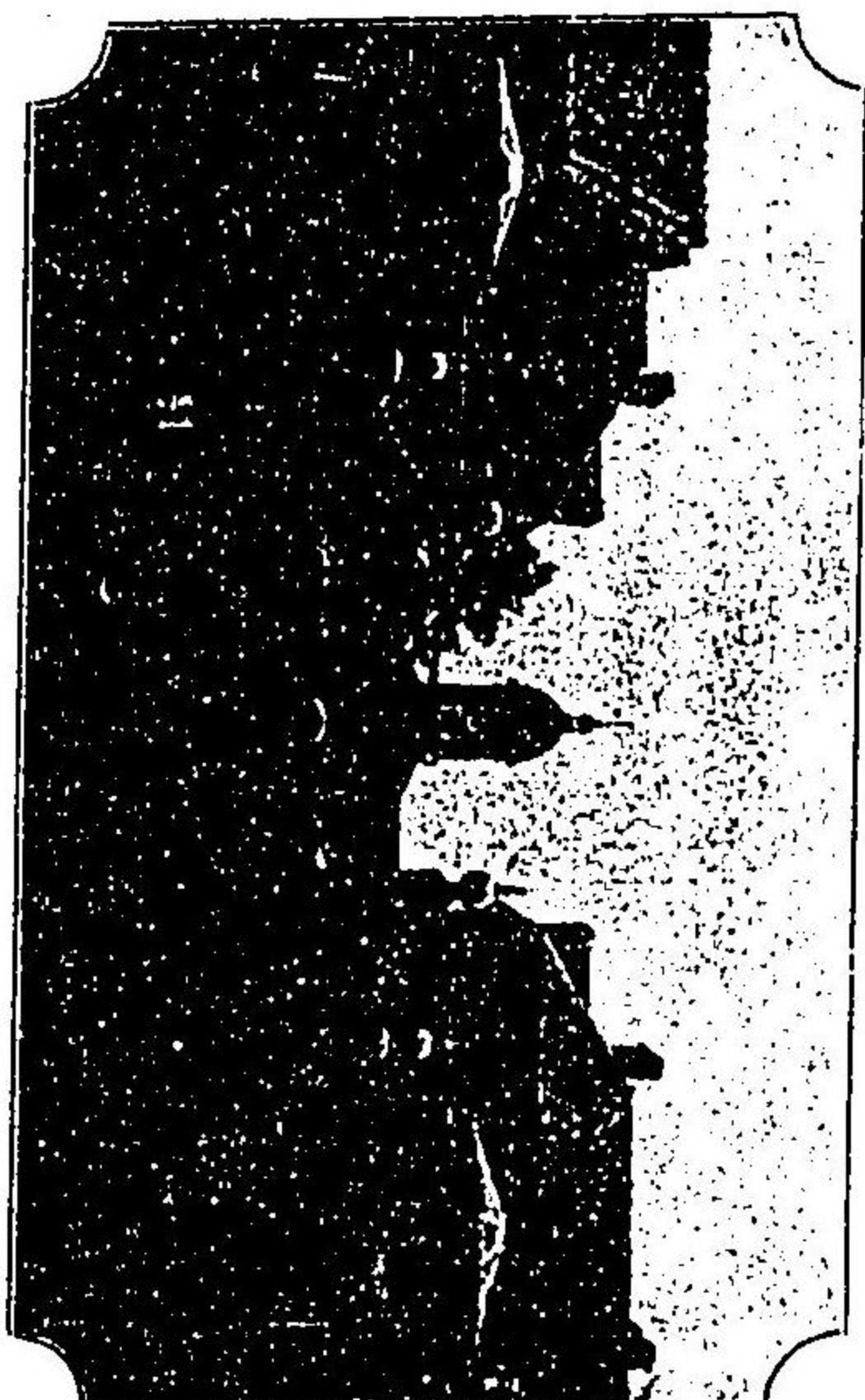




部 本 森 參



省 軍 陸



營 兵 衛 近

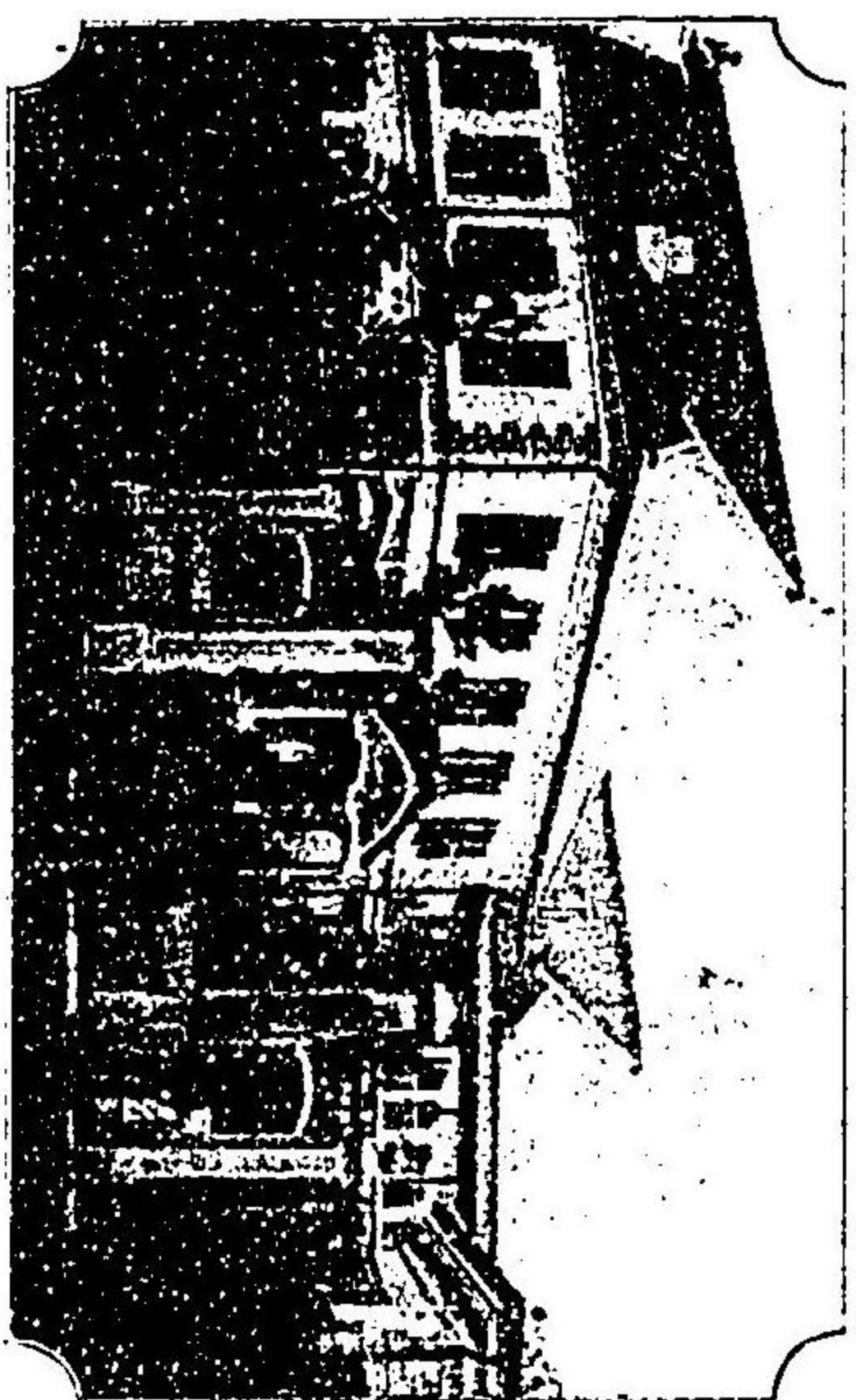


省 軍 海

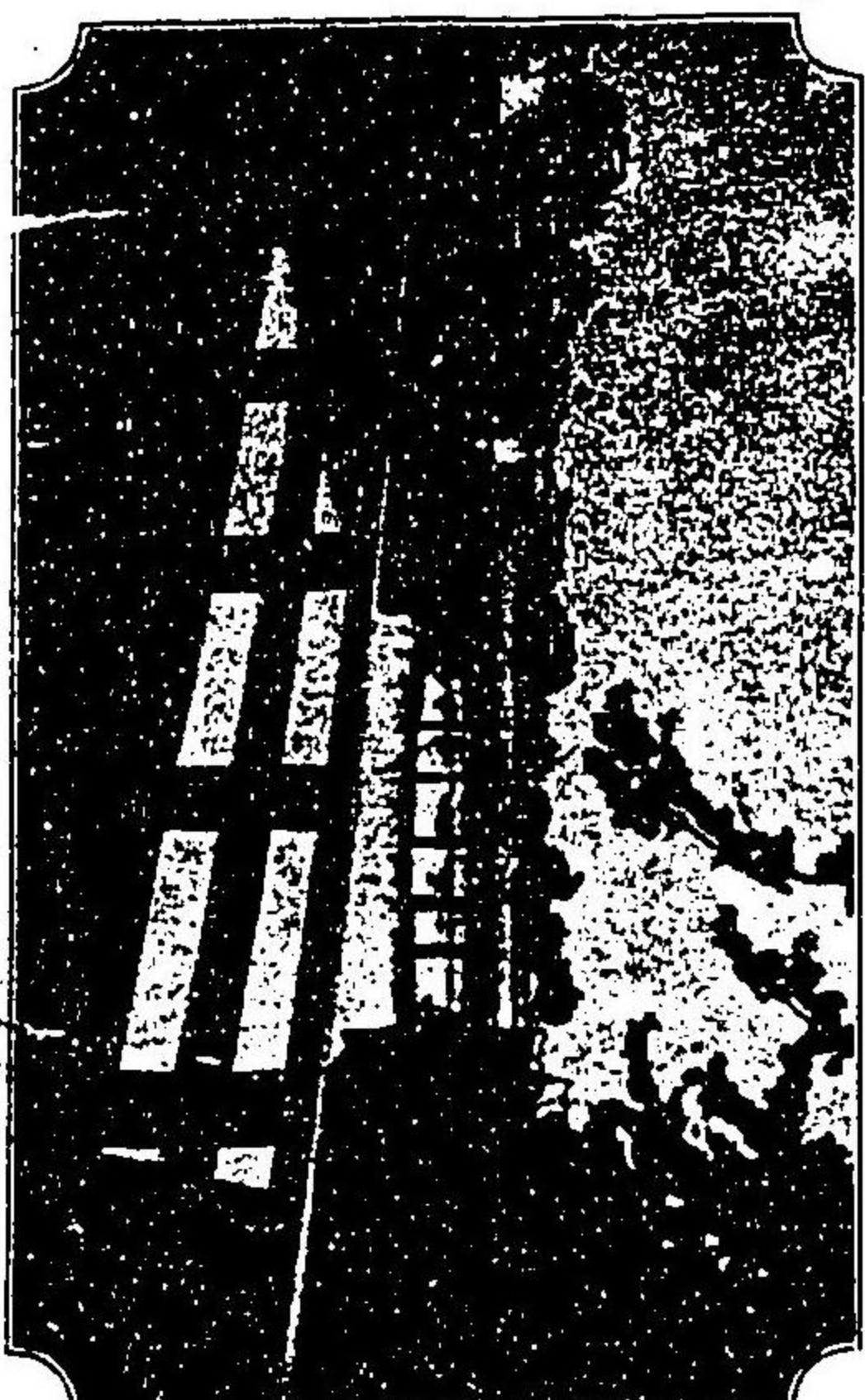




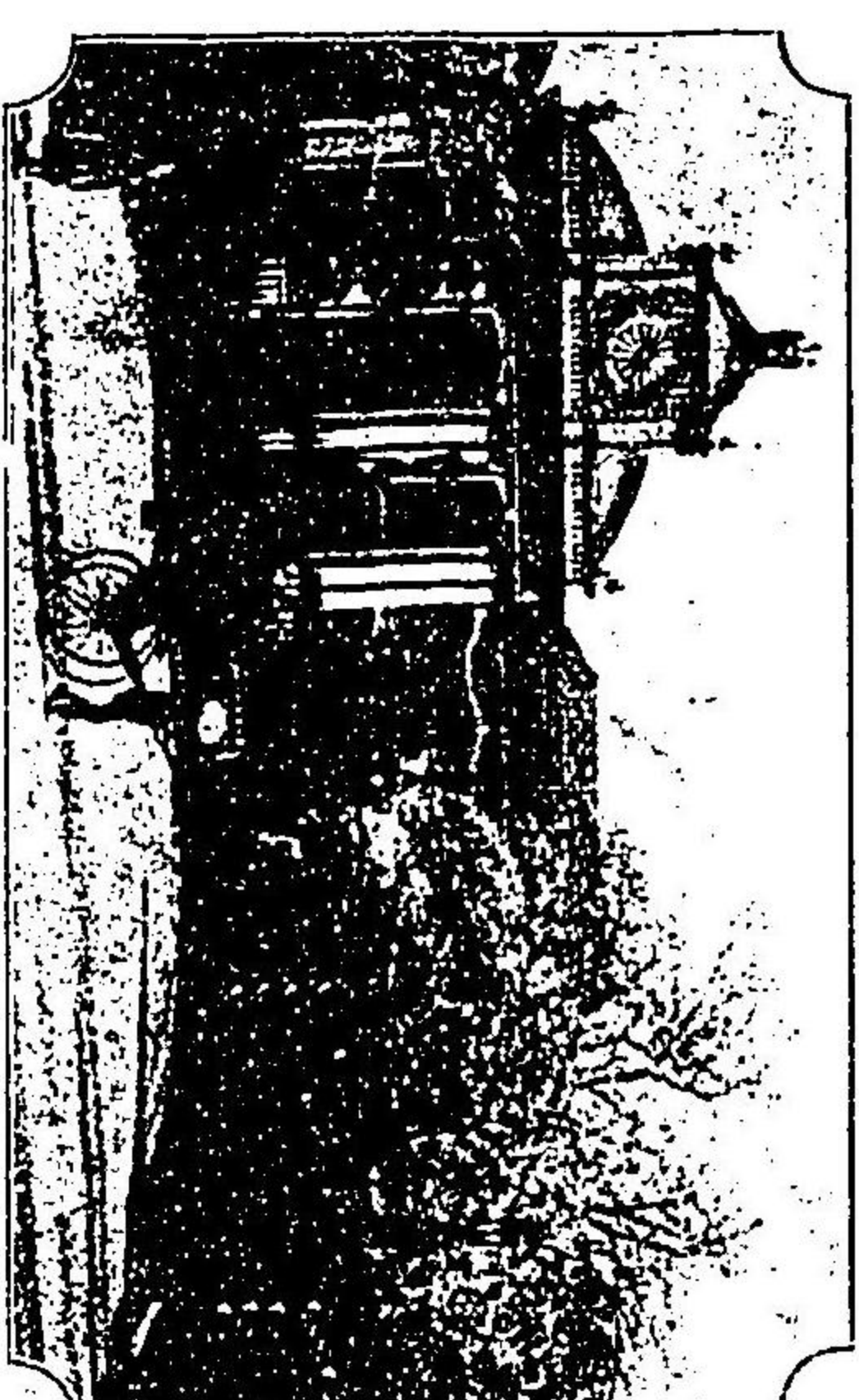
日比谷太神宮



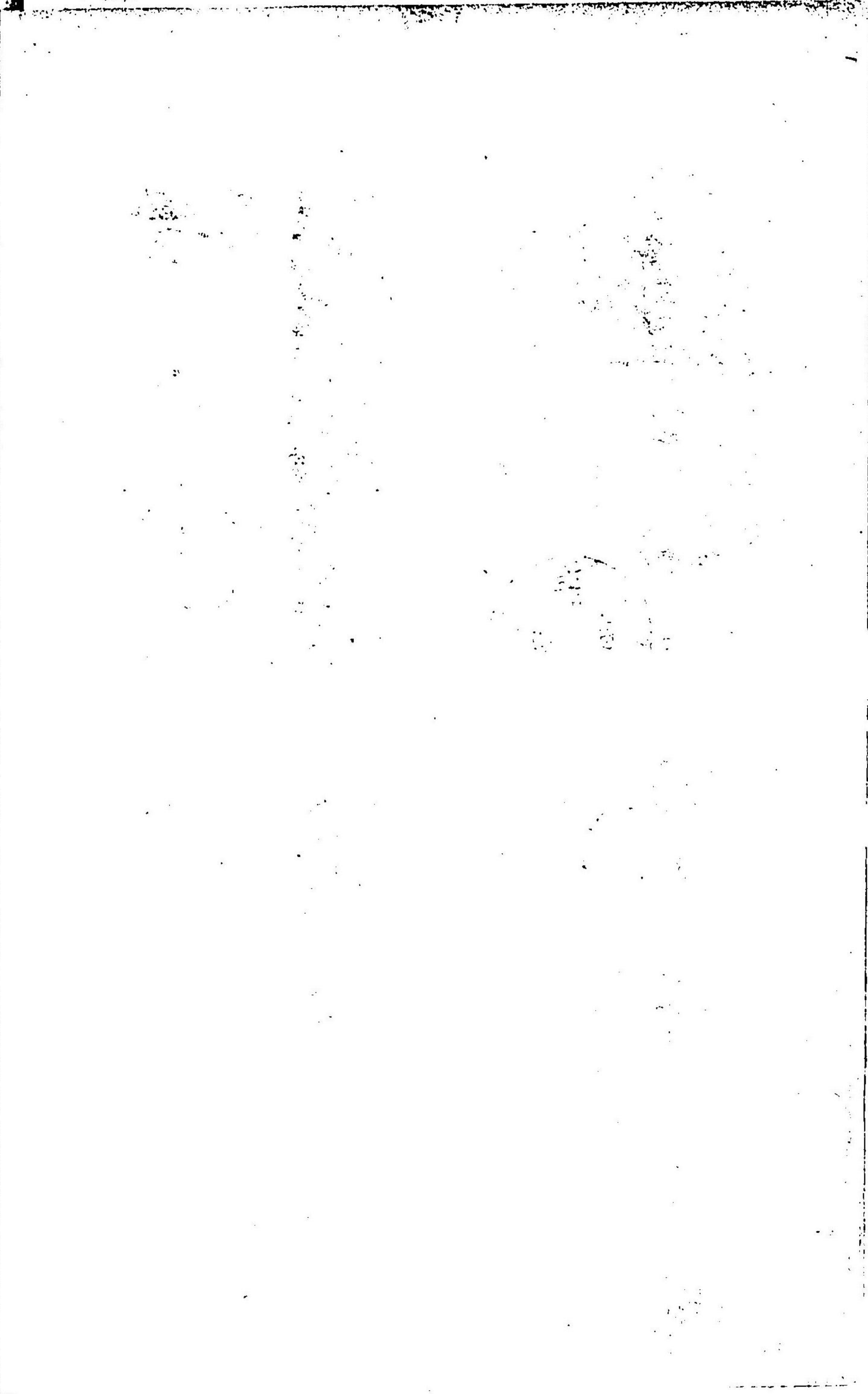
大藏省



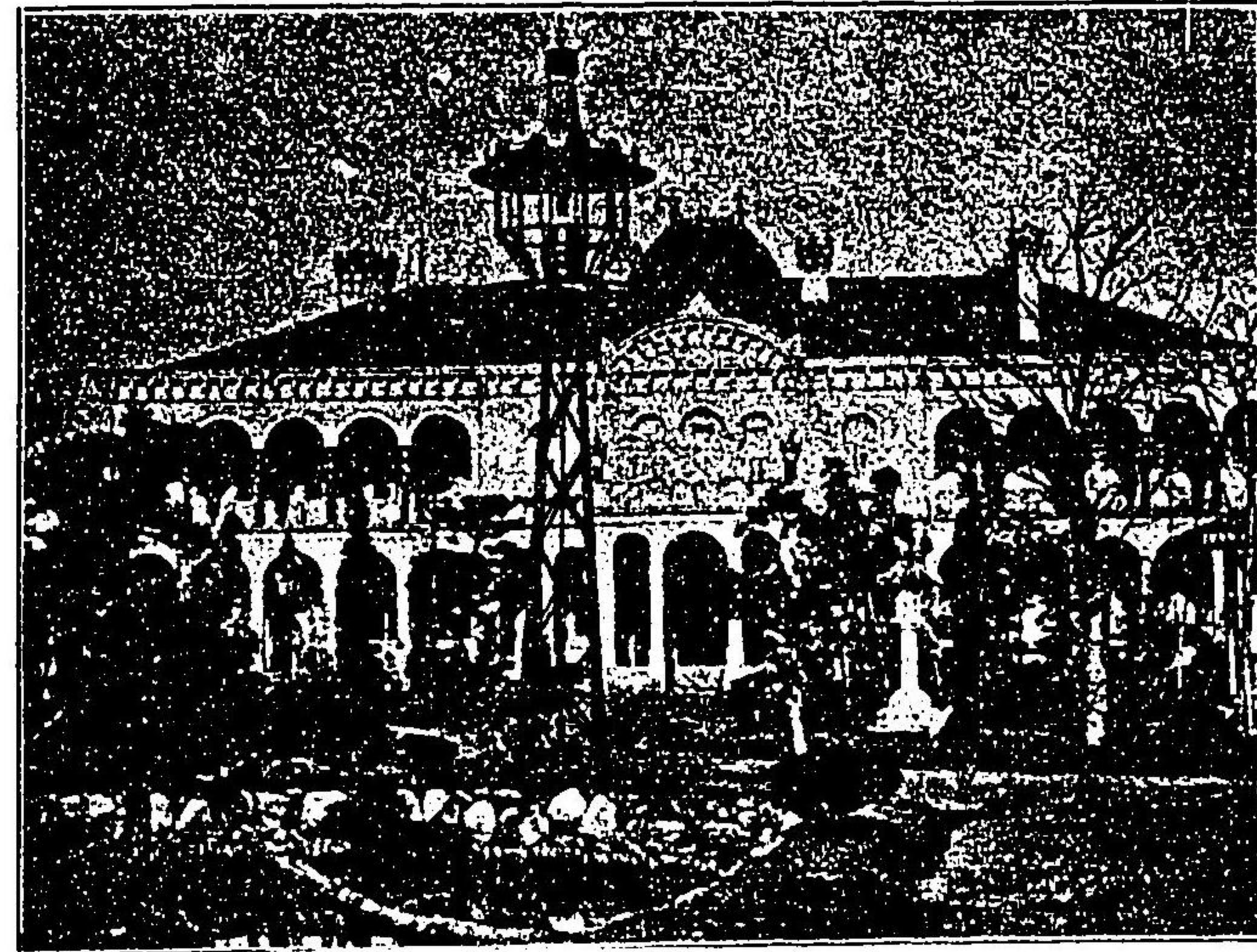
竹橋の眺望



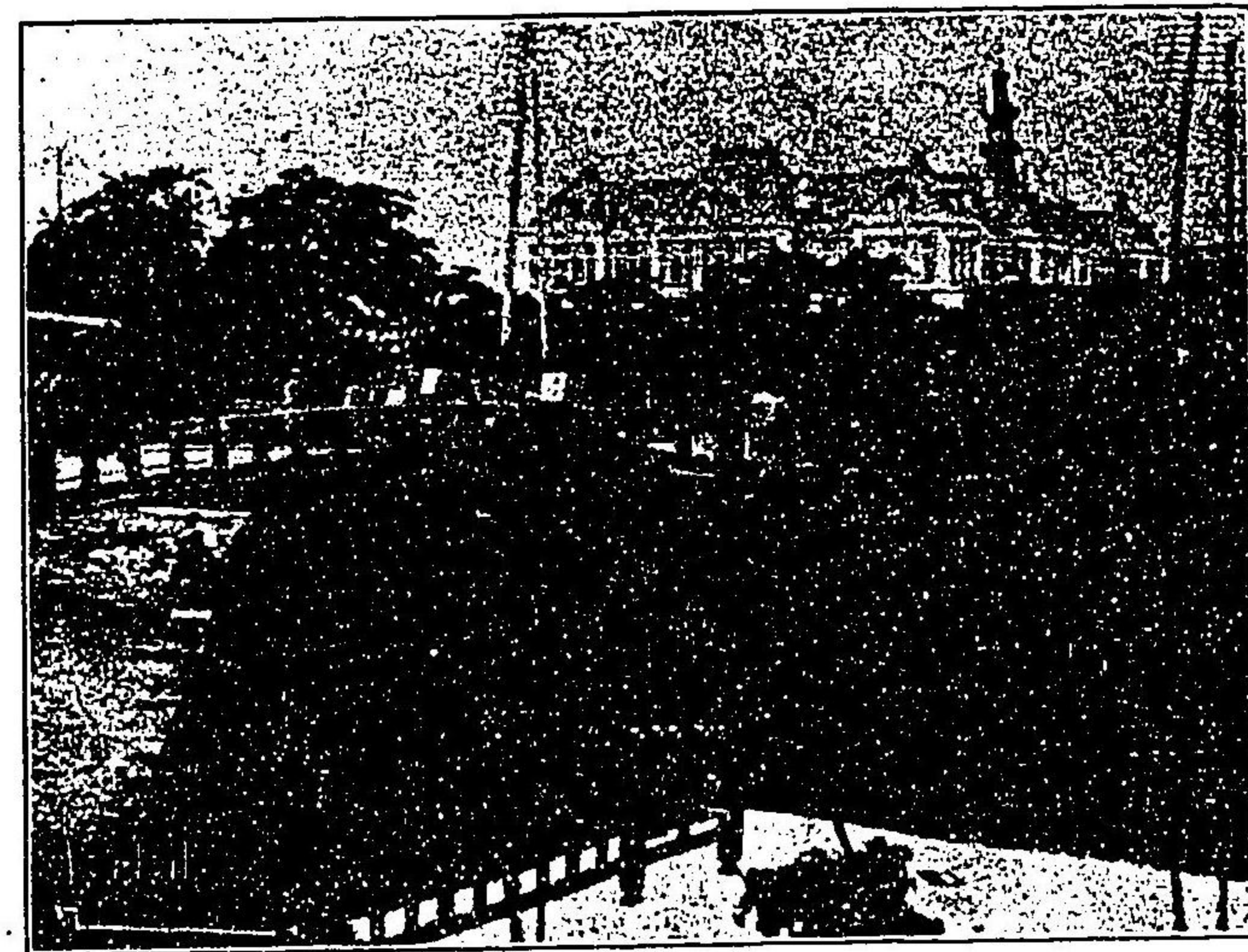
印刷局





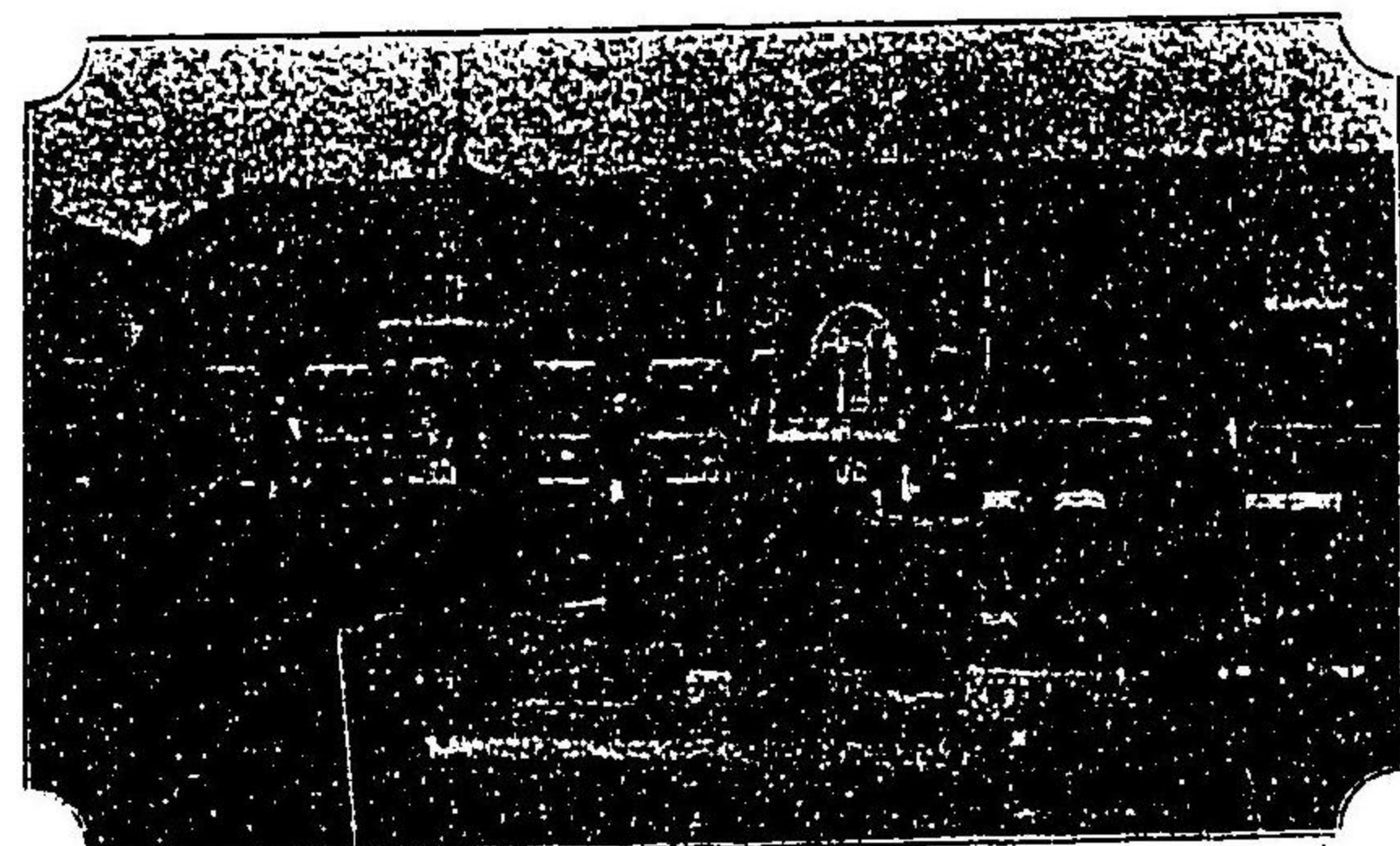


鹿鳴館



鍛冶橋ヨリ東京府廳ヲ望ム

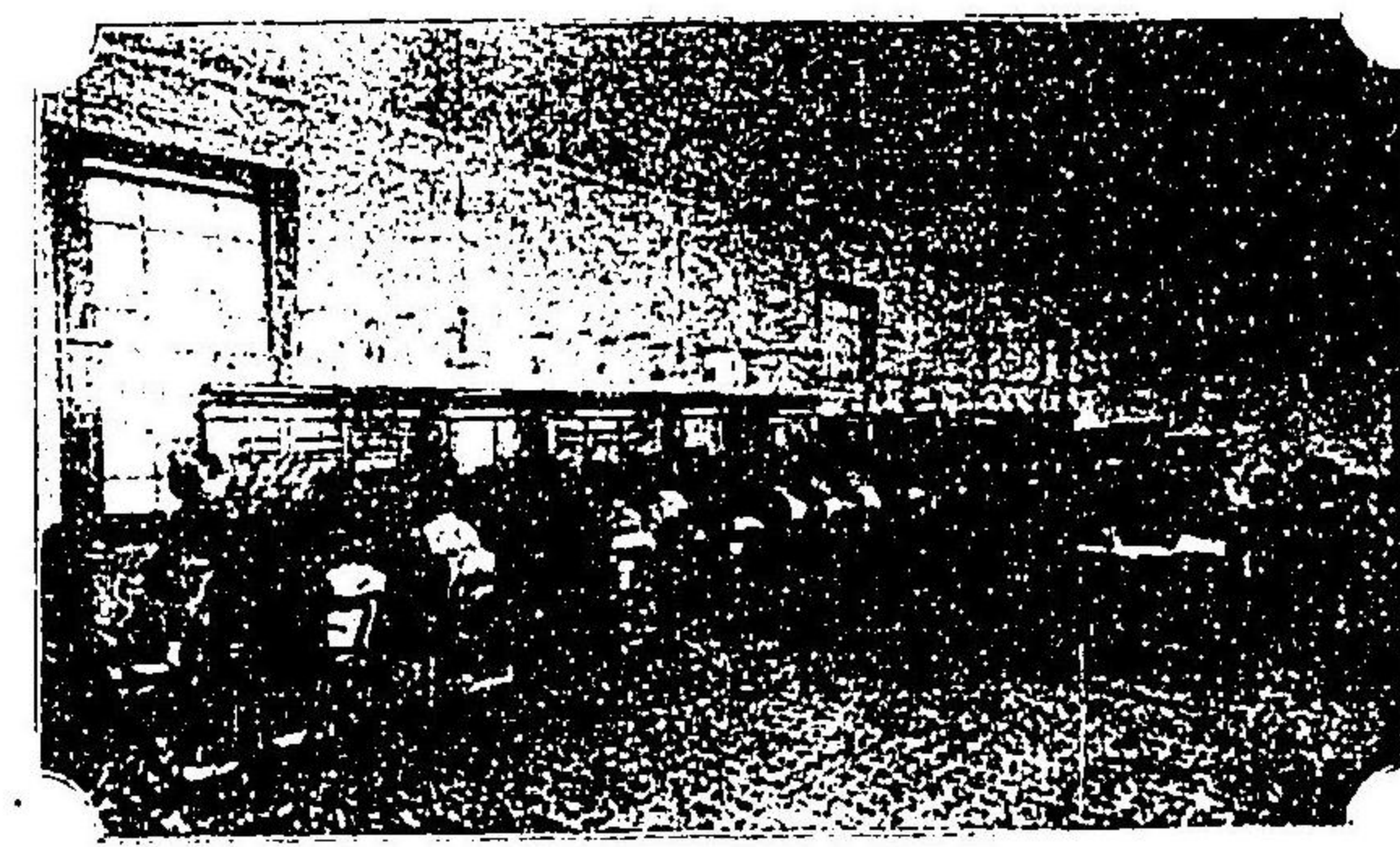




菲 族 女 學 校



辦 慶 橋 附 近



電 話 交 換 局 內



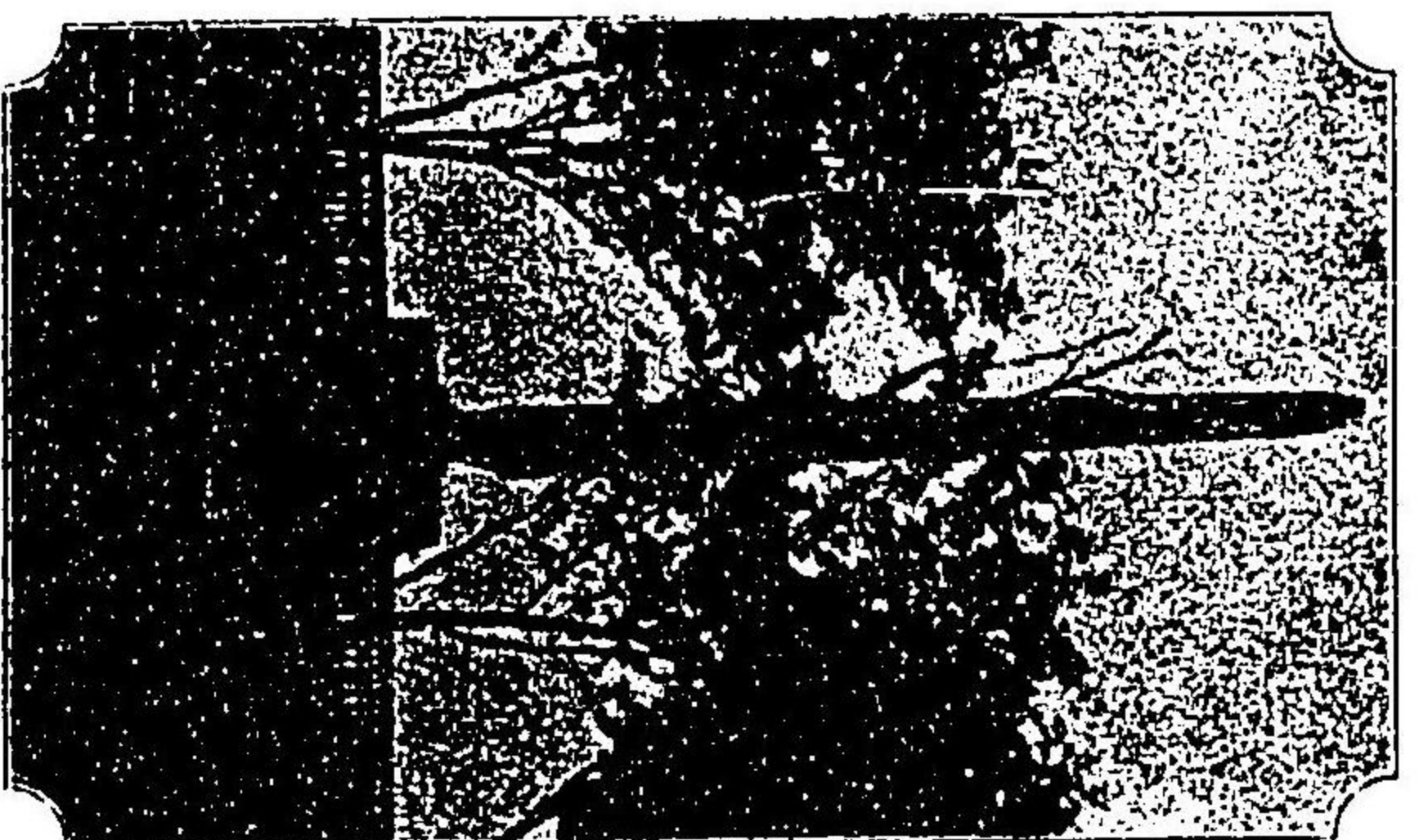


靖園神社

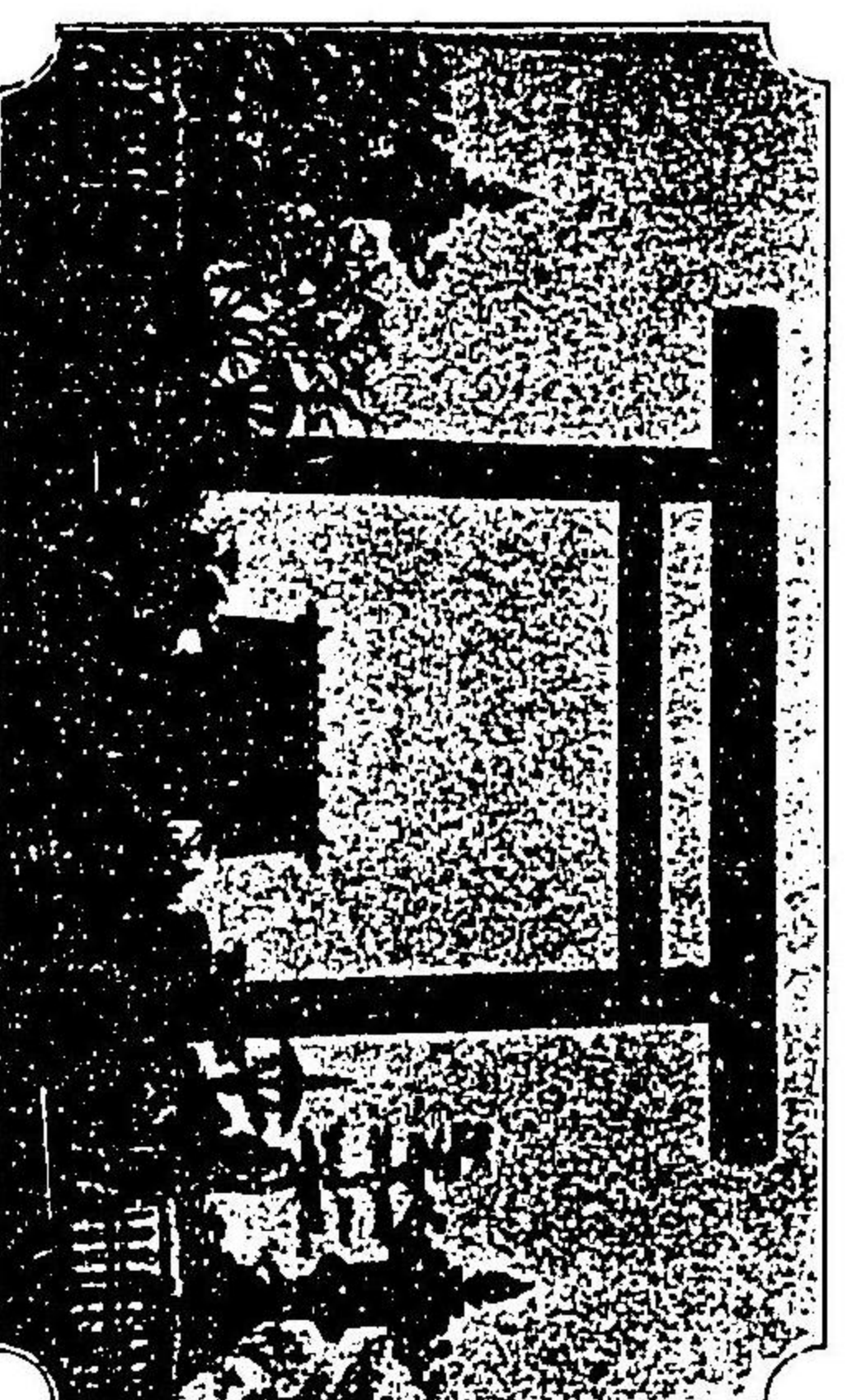


九段阪の上の眺望

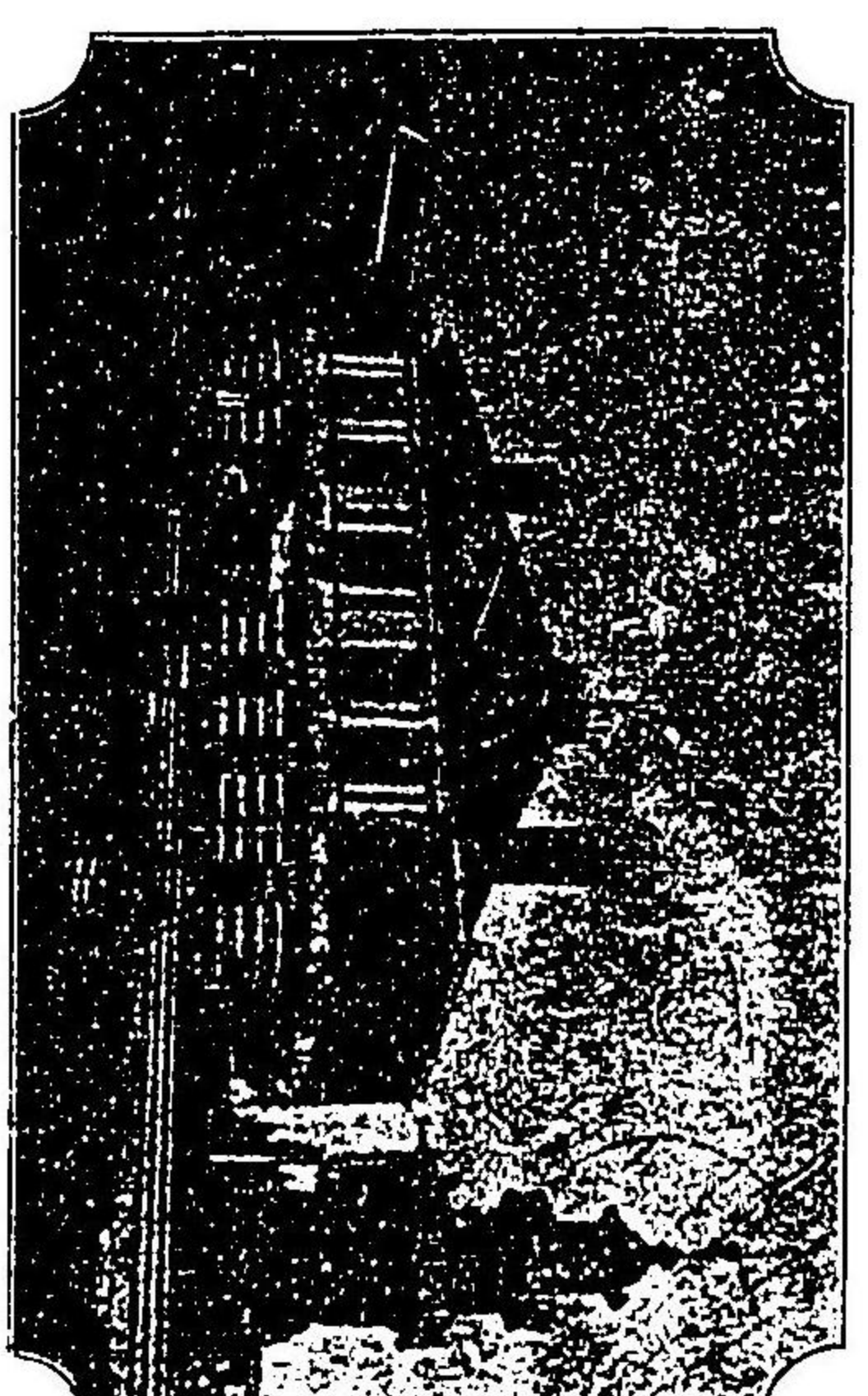




塔念經後南西上段段九

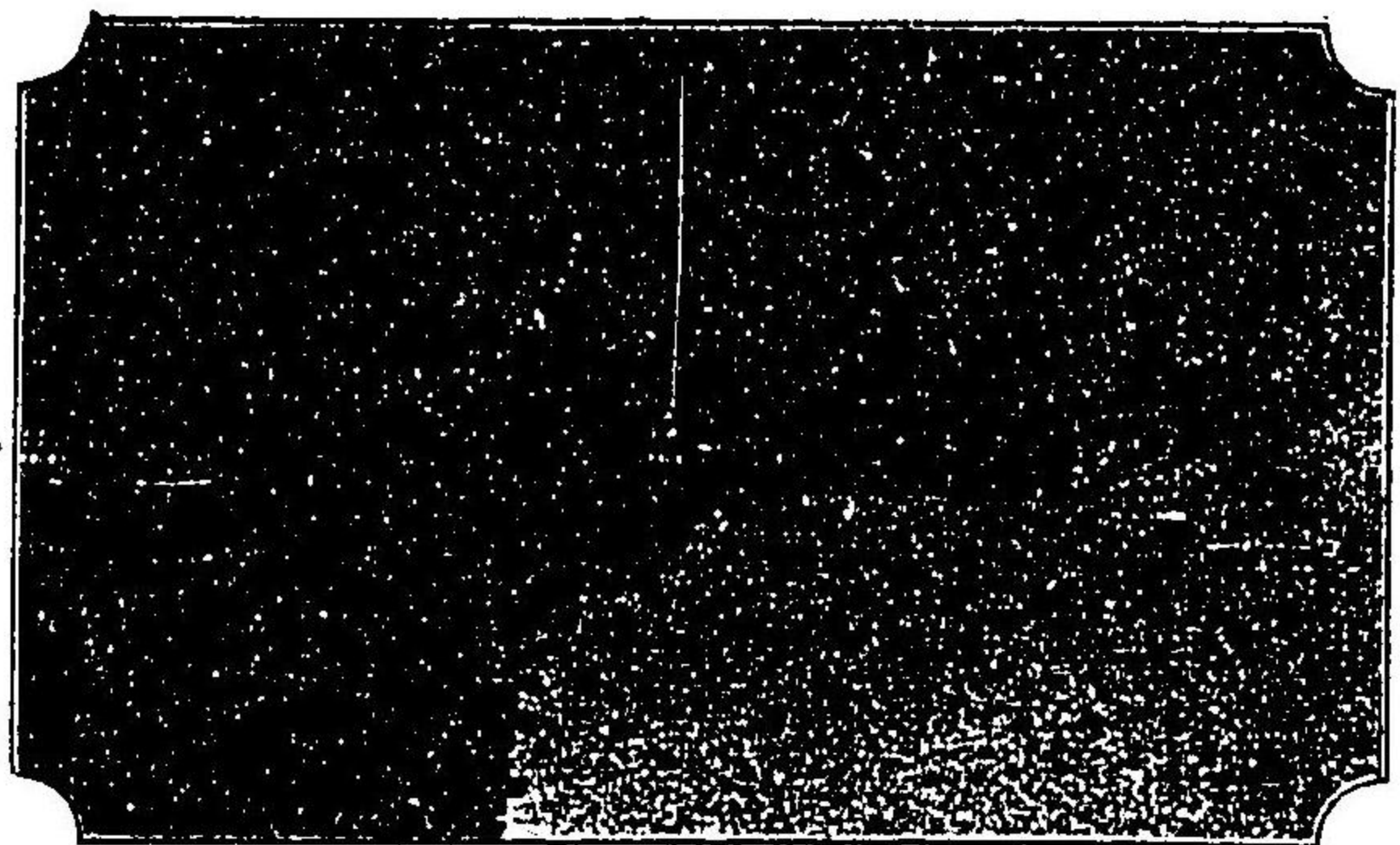


前居島大社神國塔



社行僧

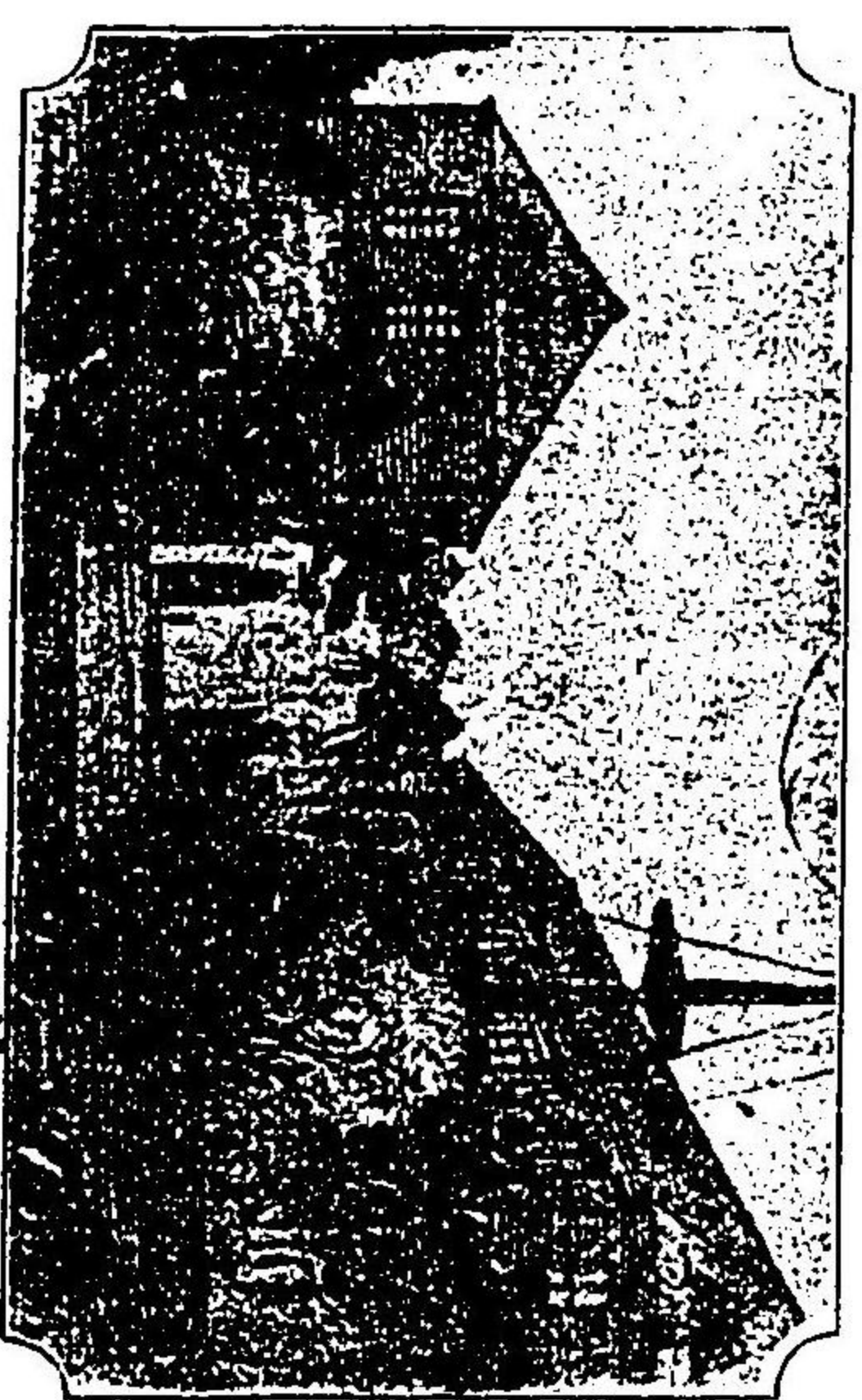




大村兵部大 鋼 鋼 樓

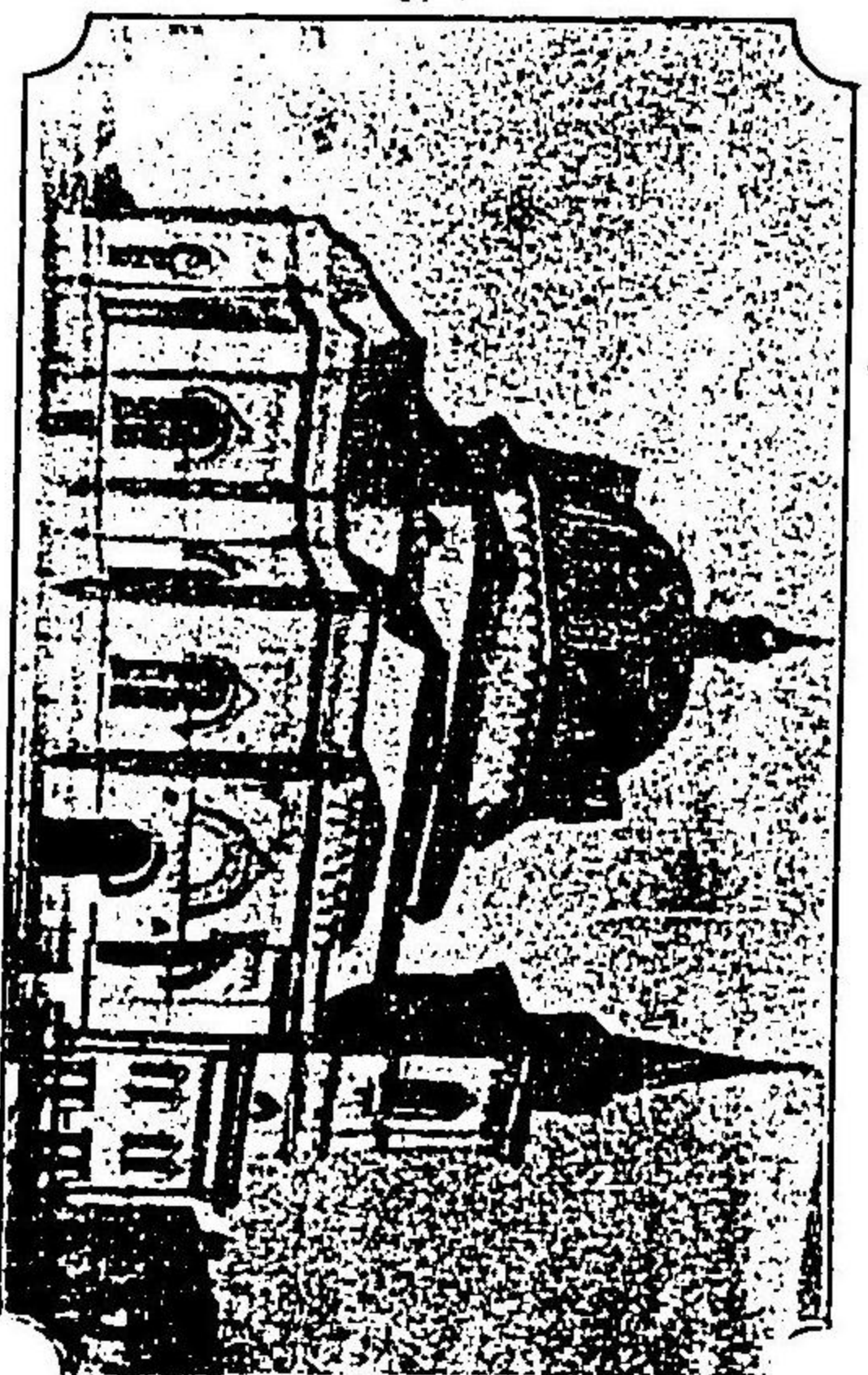


上 野 雨 大 神 脚



明 治 義 會 中 學 校

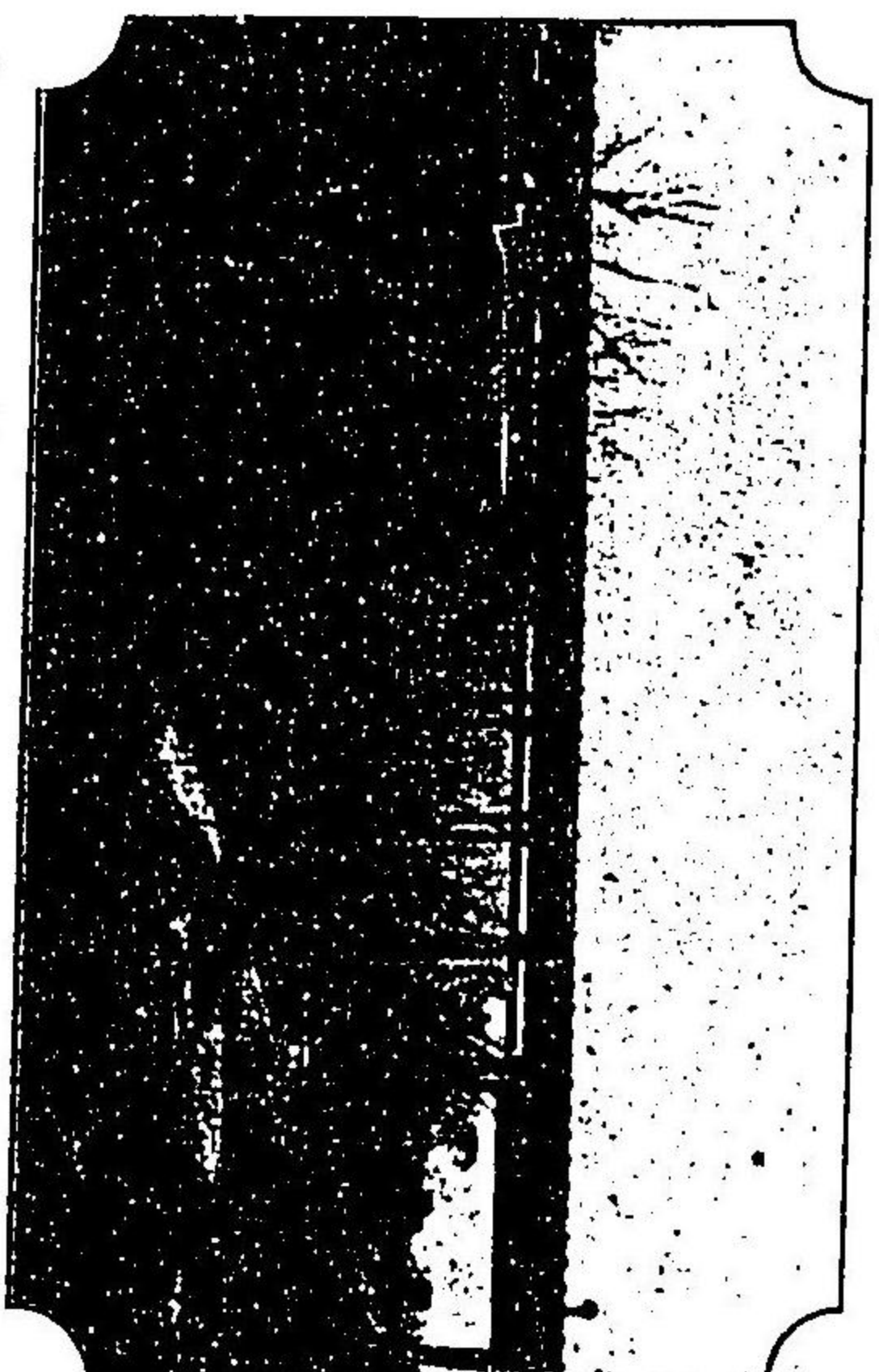




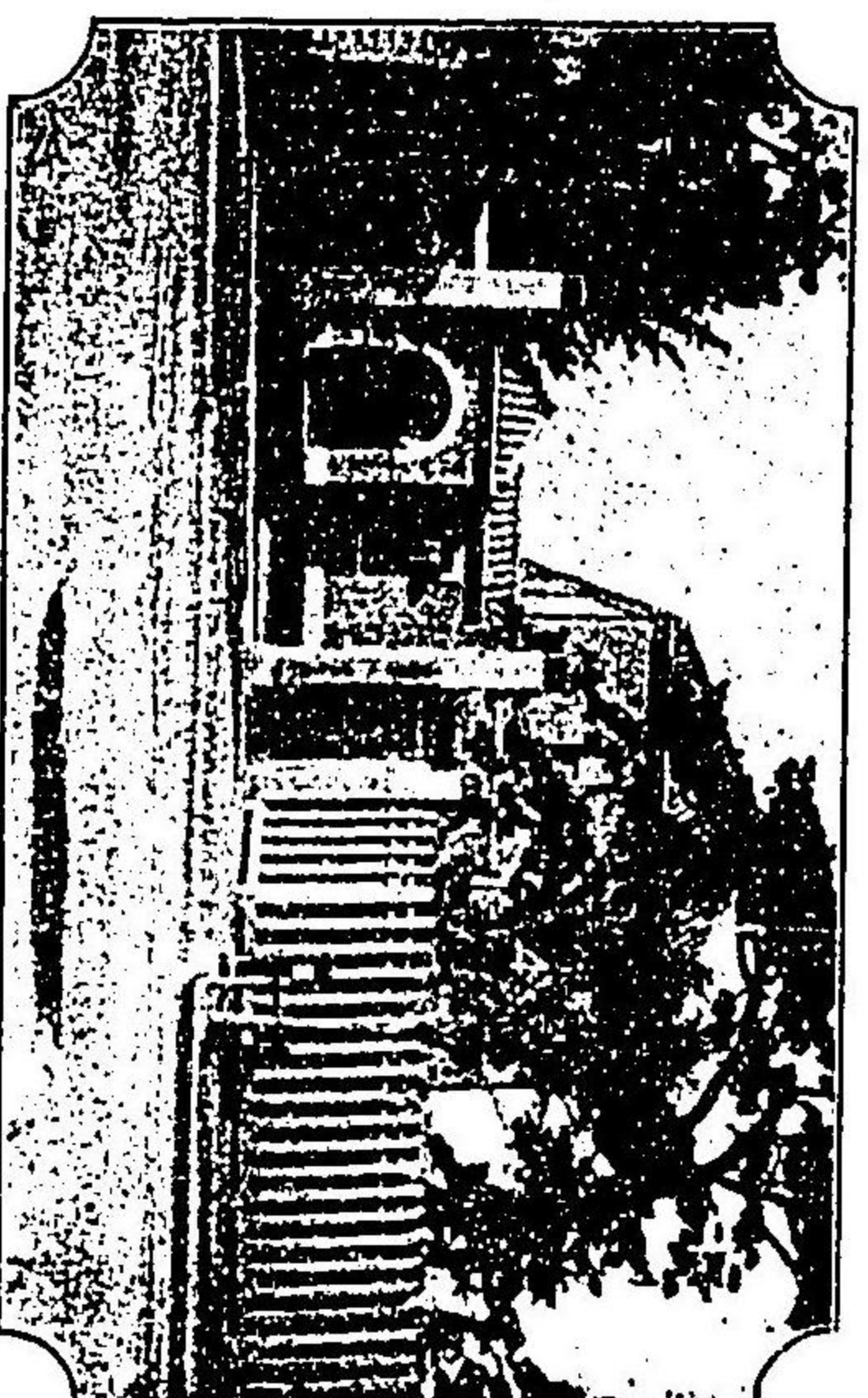
聖母イラコニ



小松宮邸

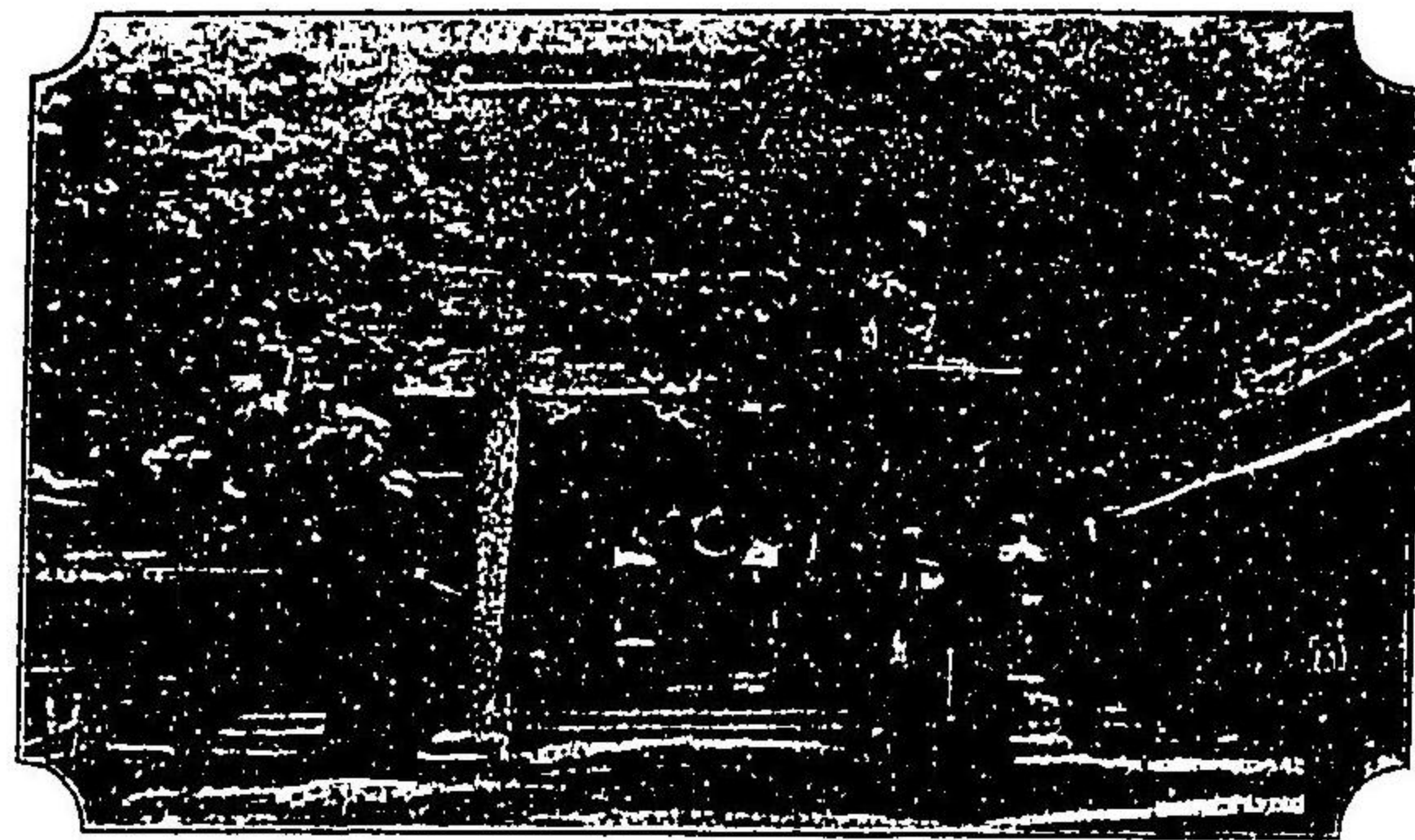


御茶の水橋

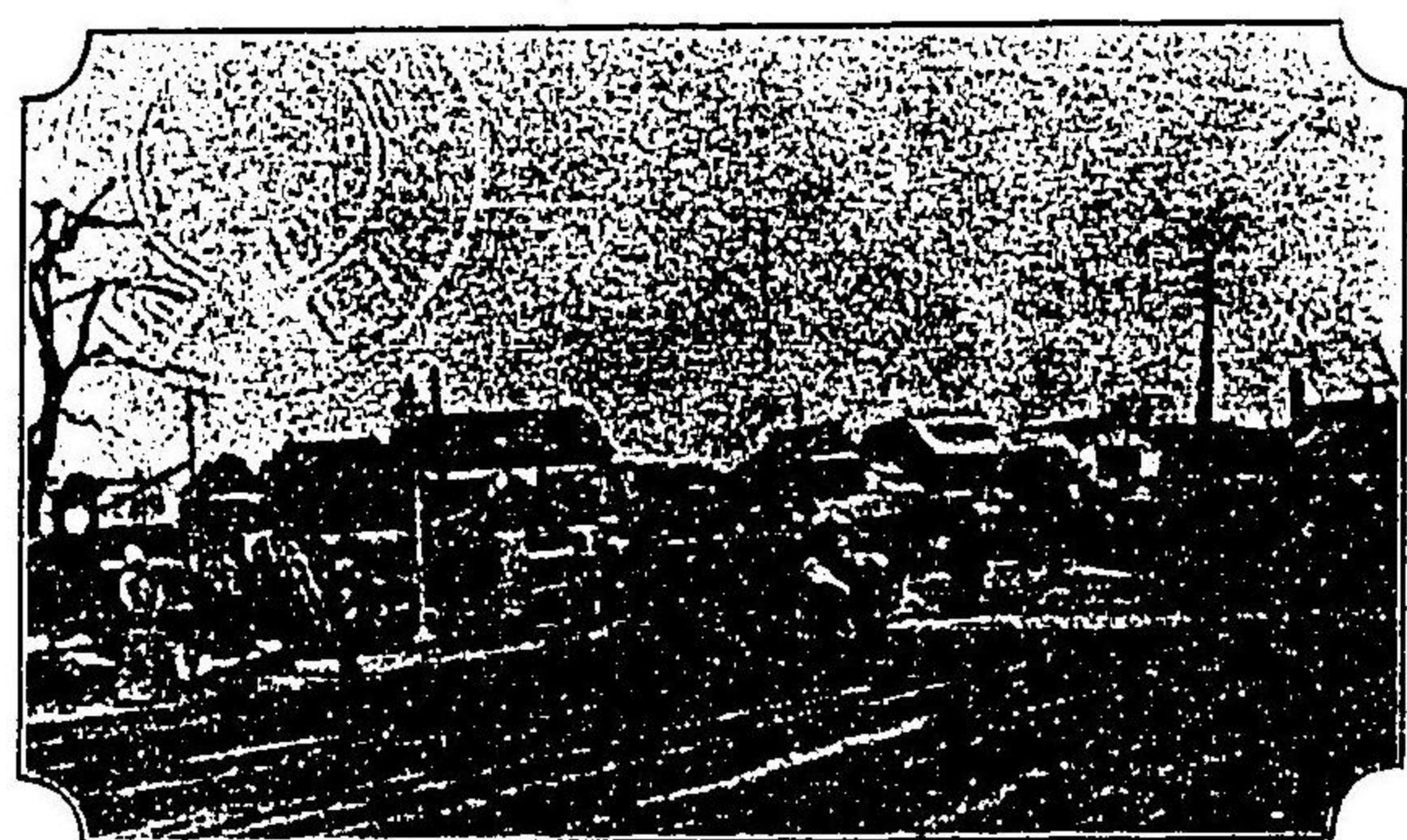


高野英学校

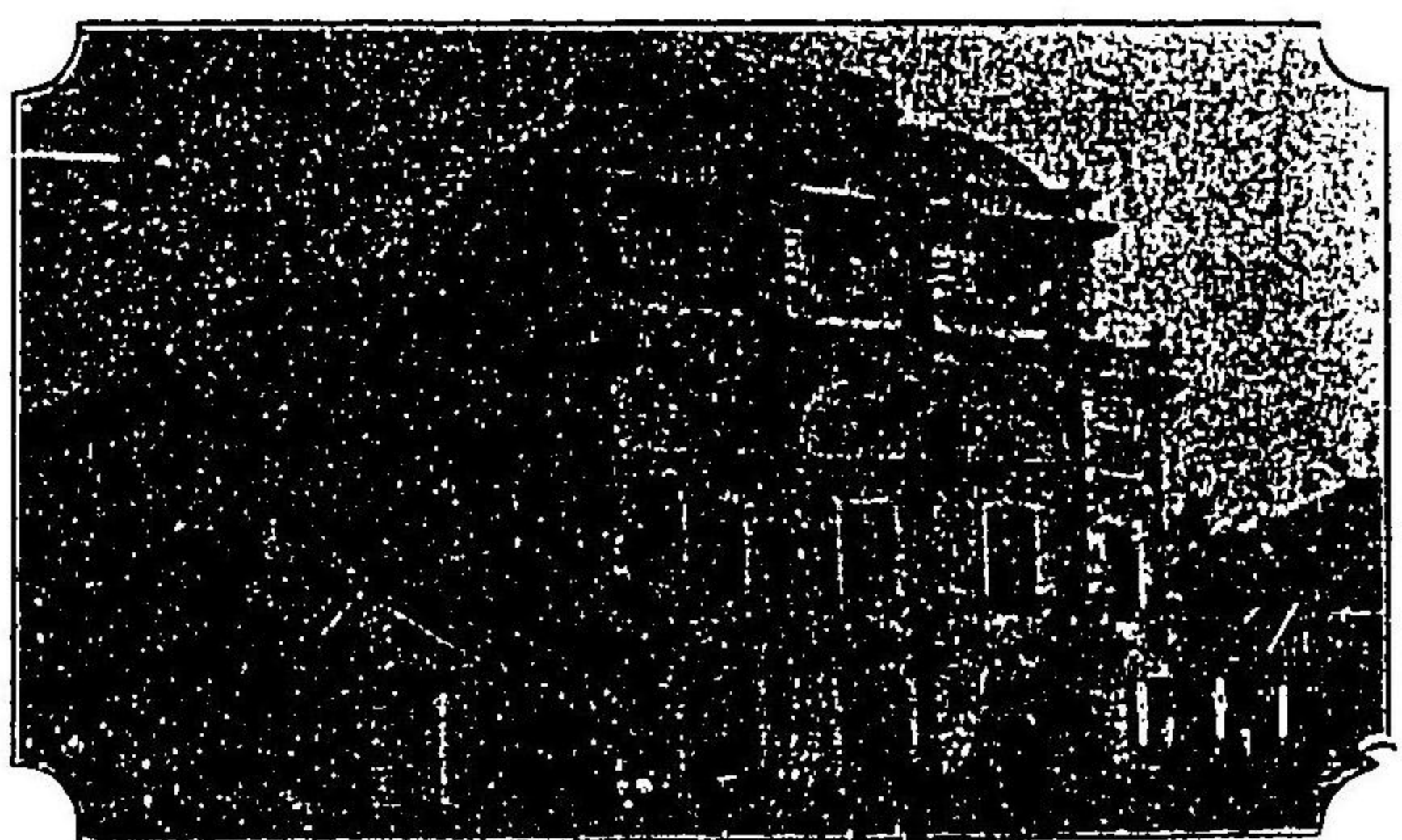




社 神 田 神

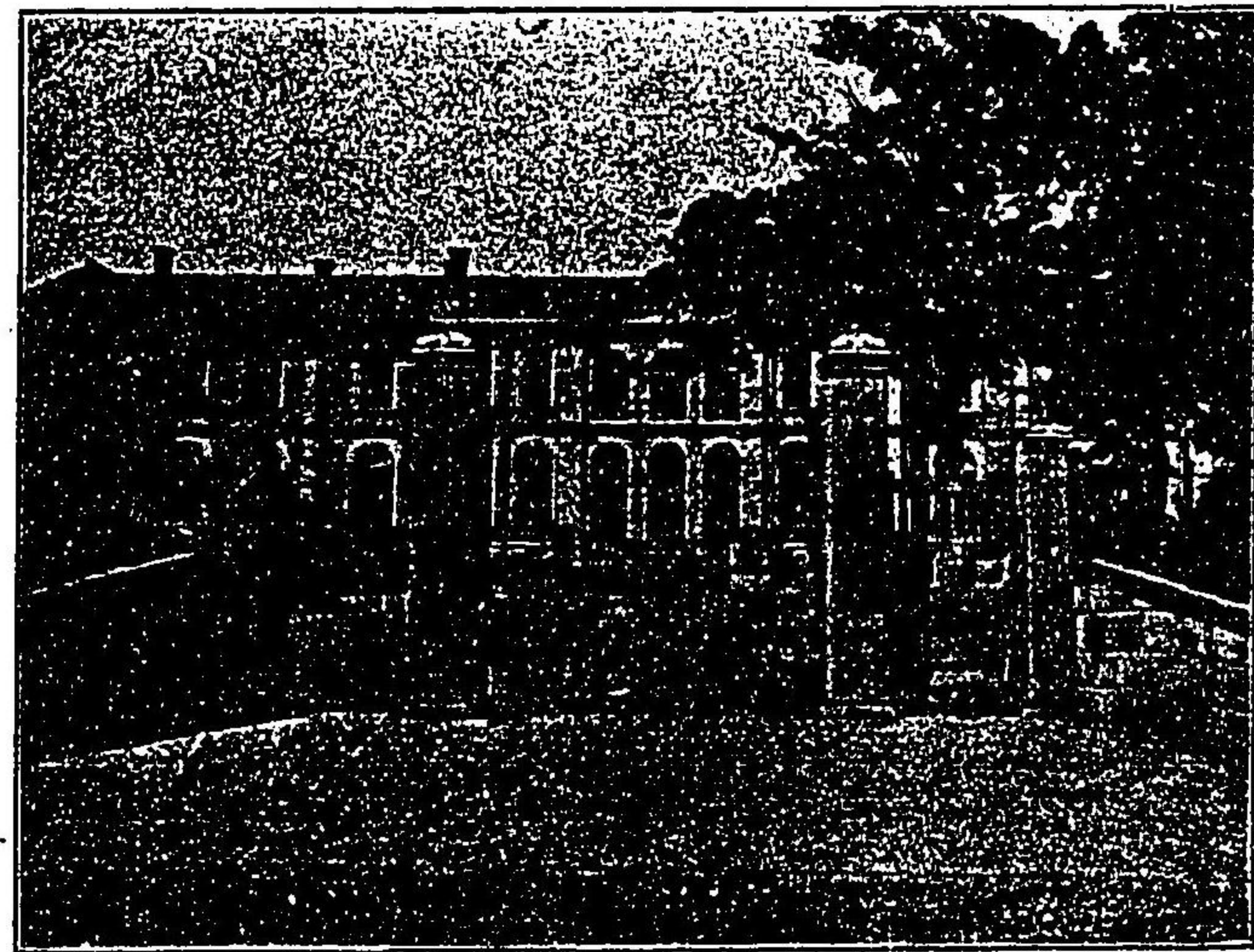


橋 世 萬

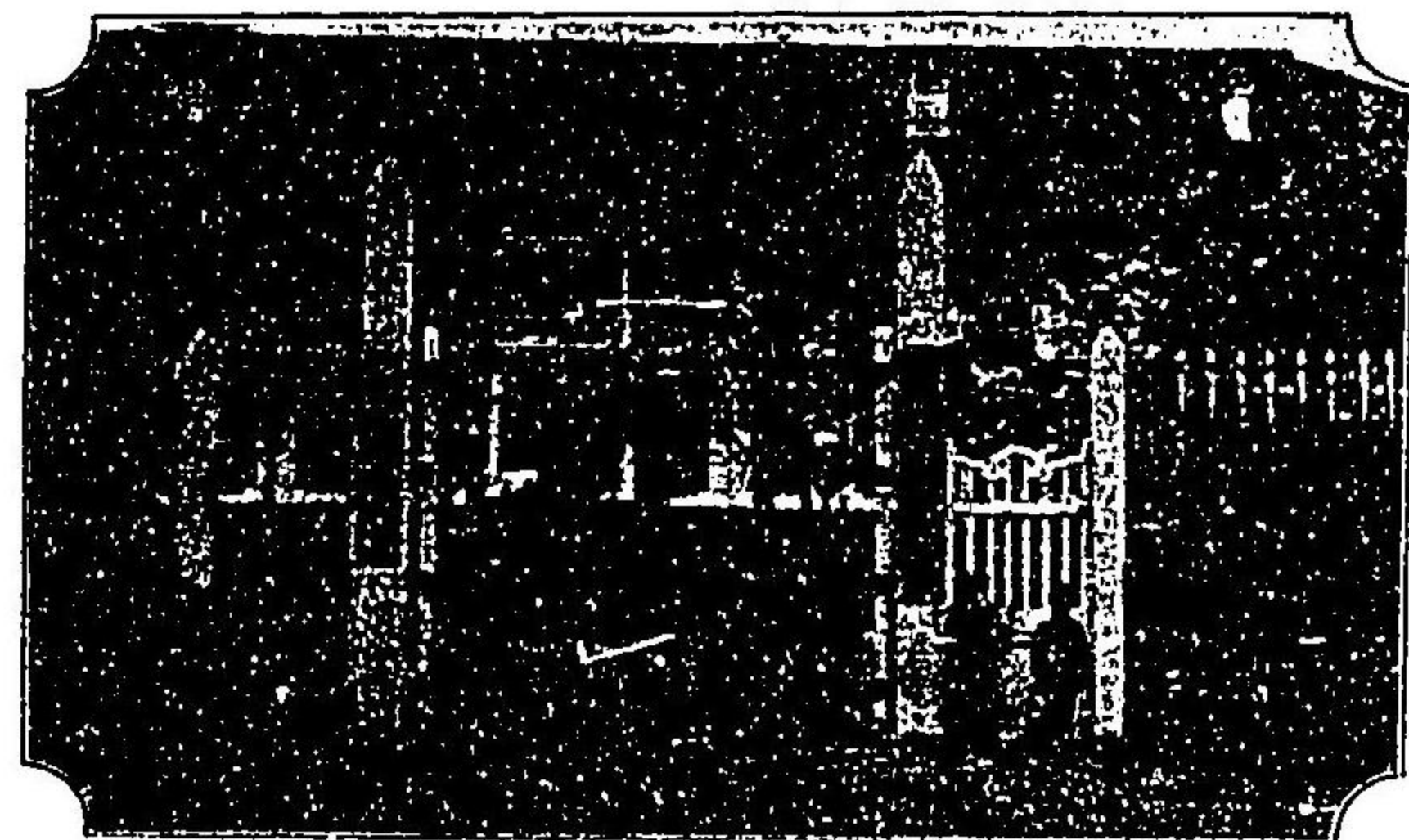


座 上 川



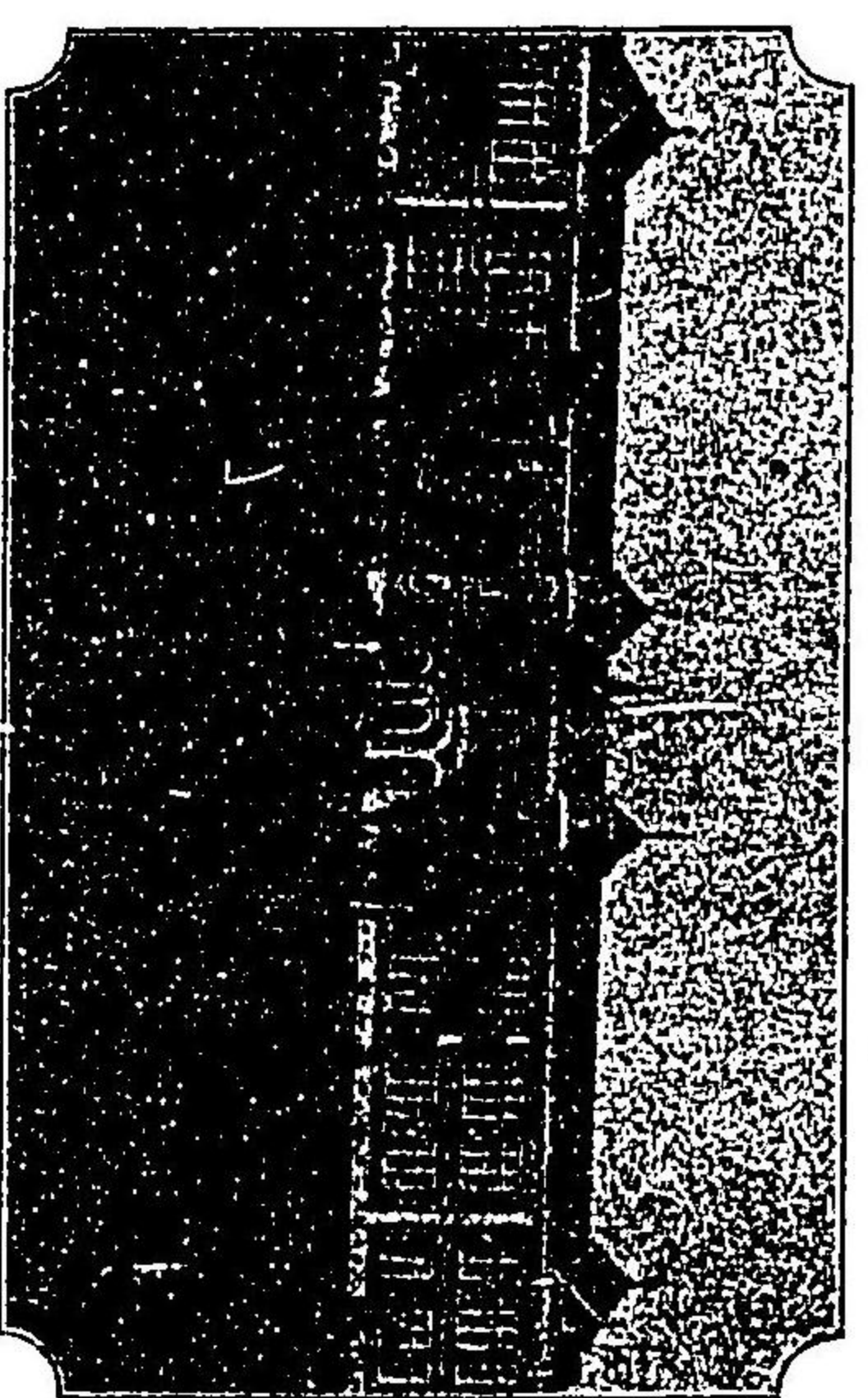


高 等 師 範 學 校

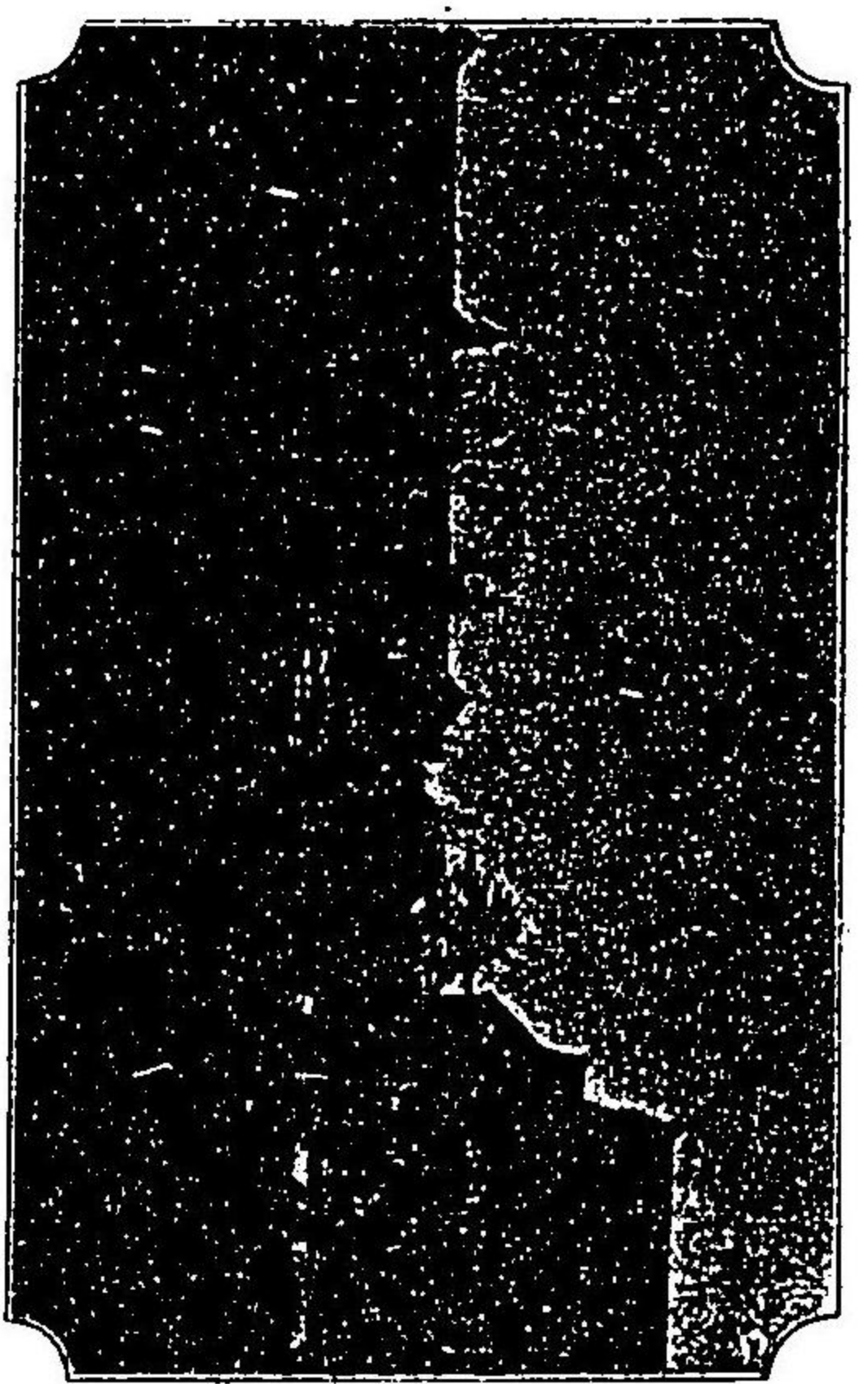


女 子 高 等 師 範 學 校

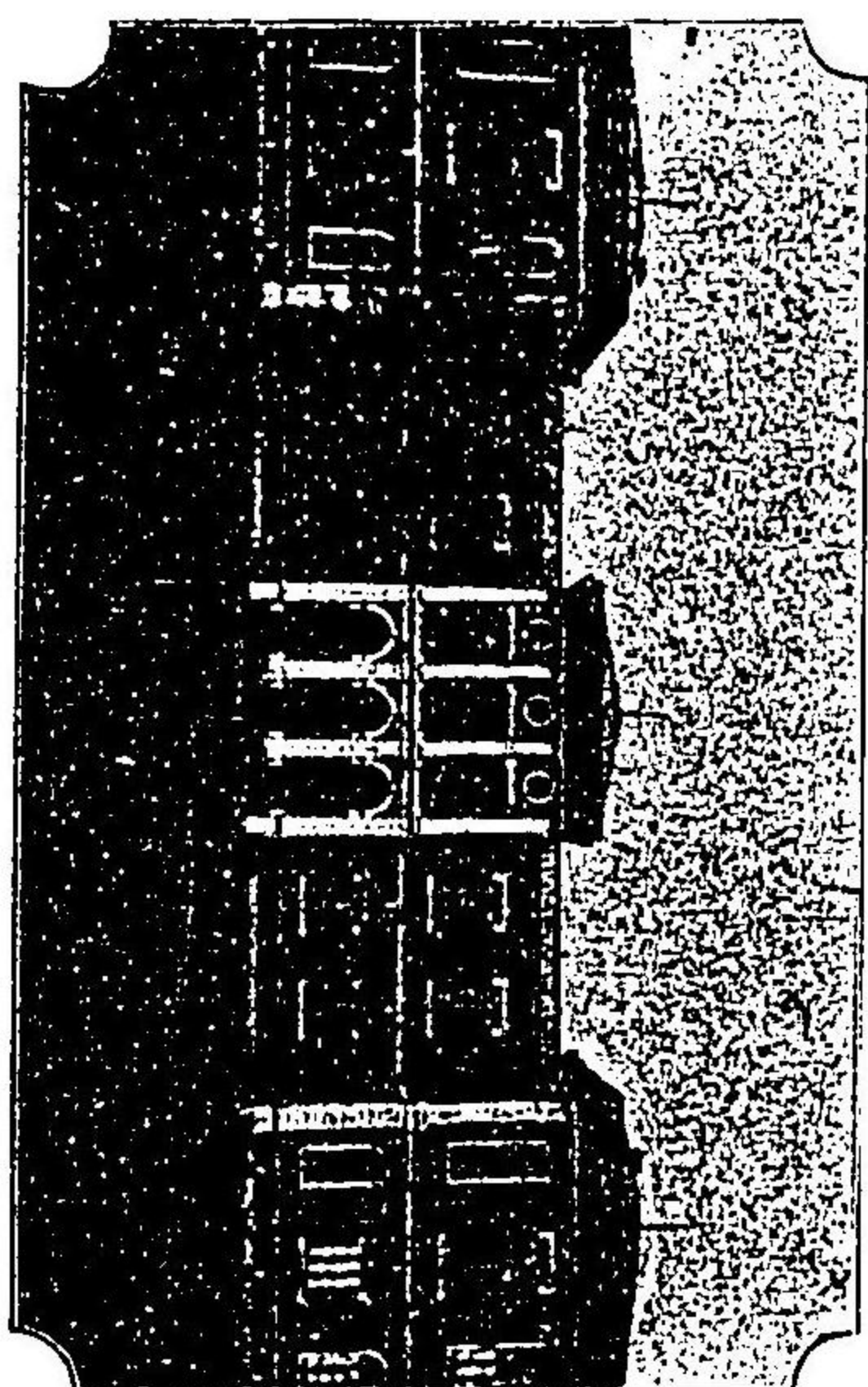




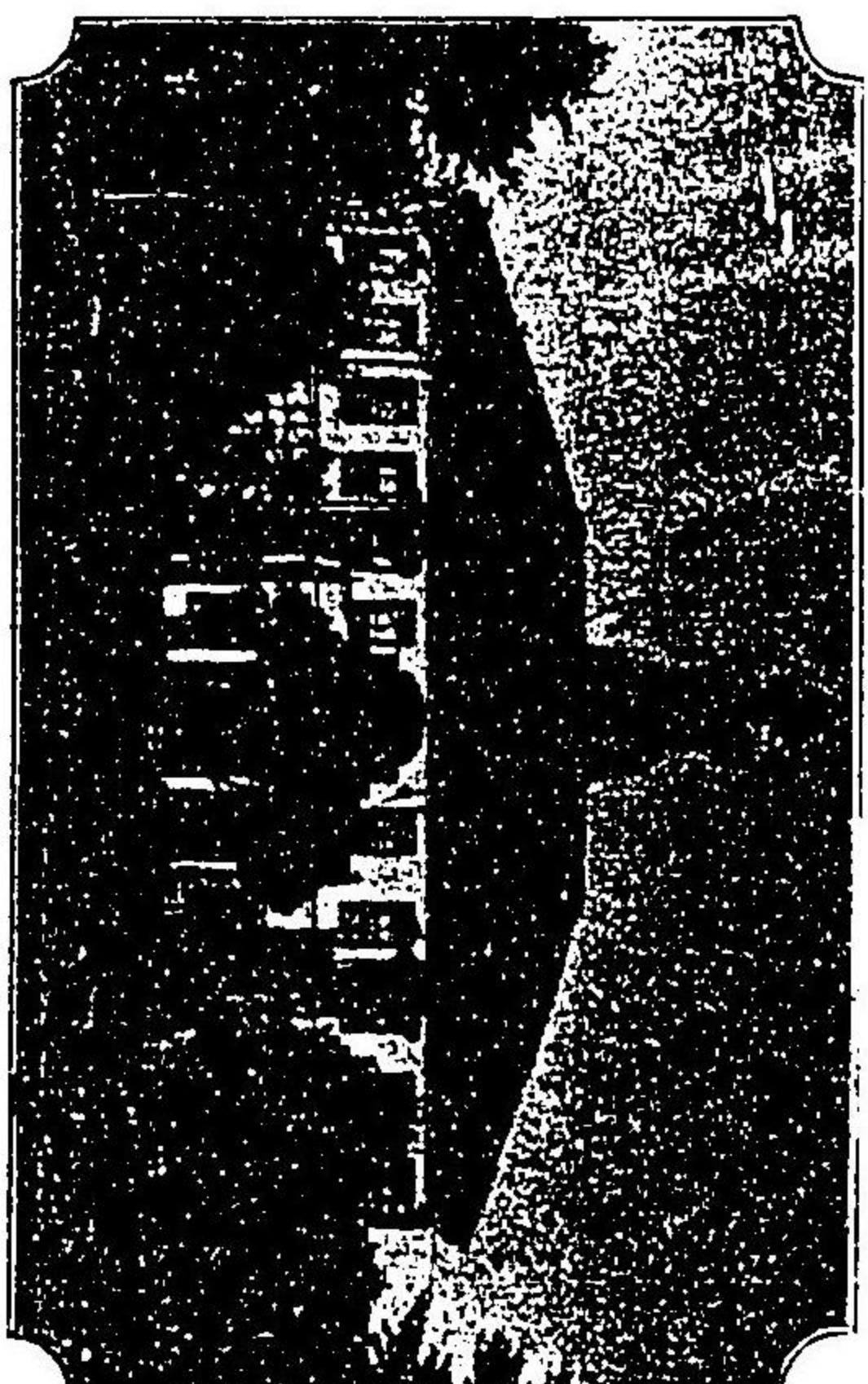
學 大 科 工



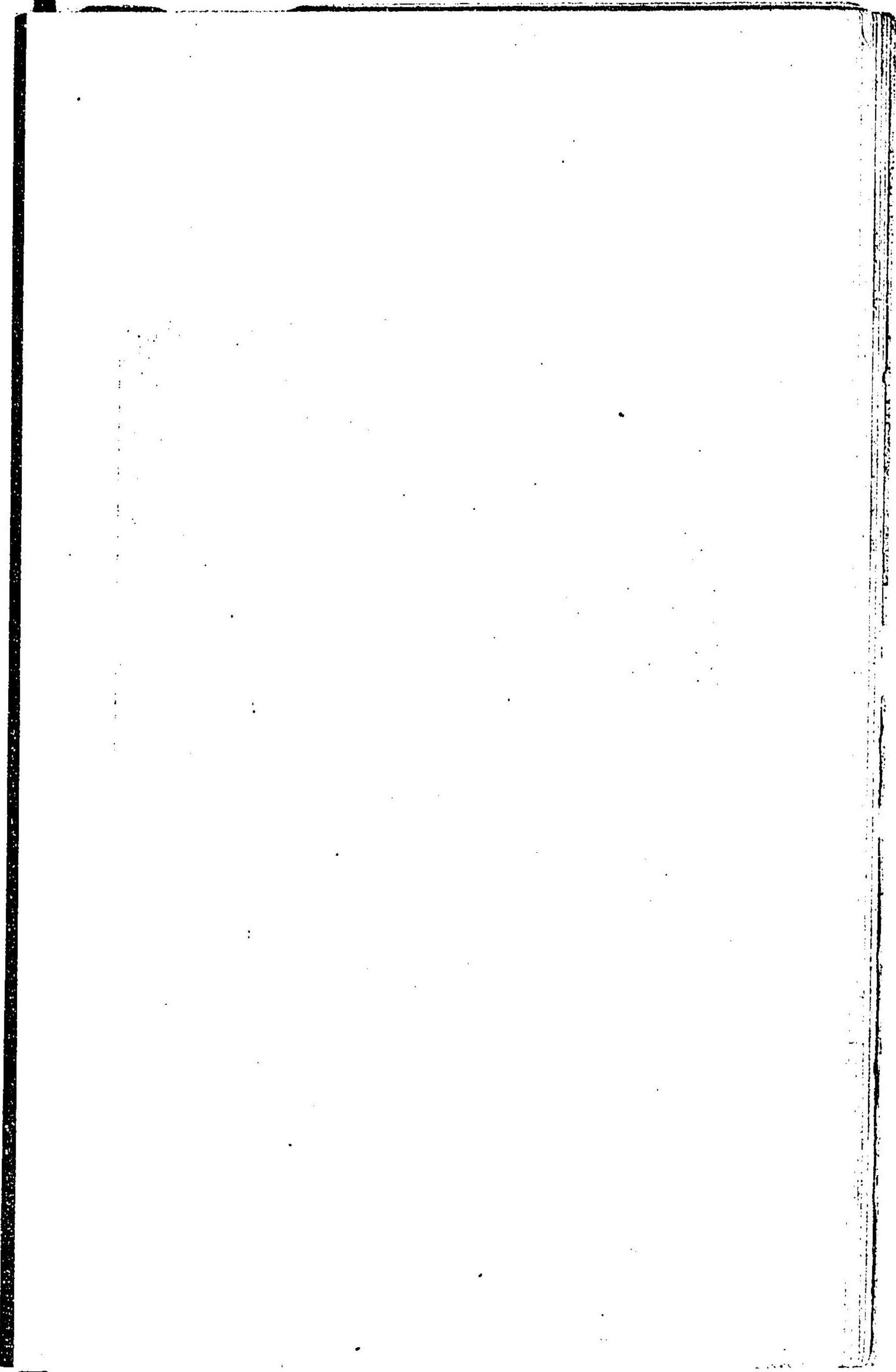
學 大 科 文



學 大 科 理



學 大 科 醫 法







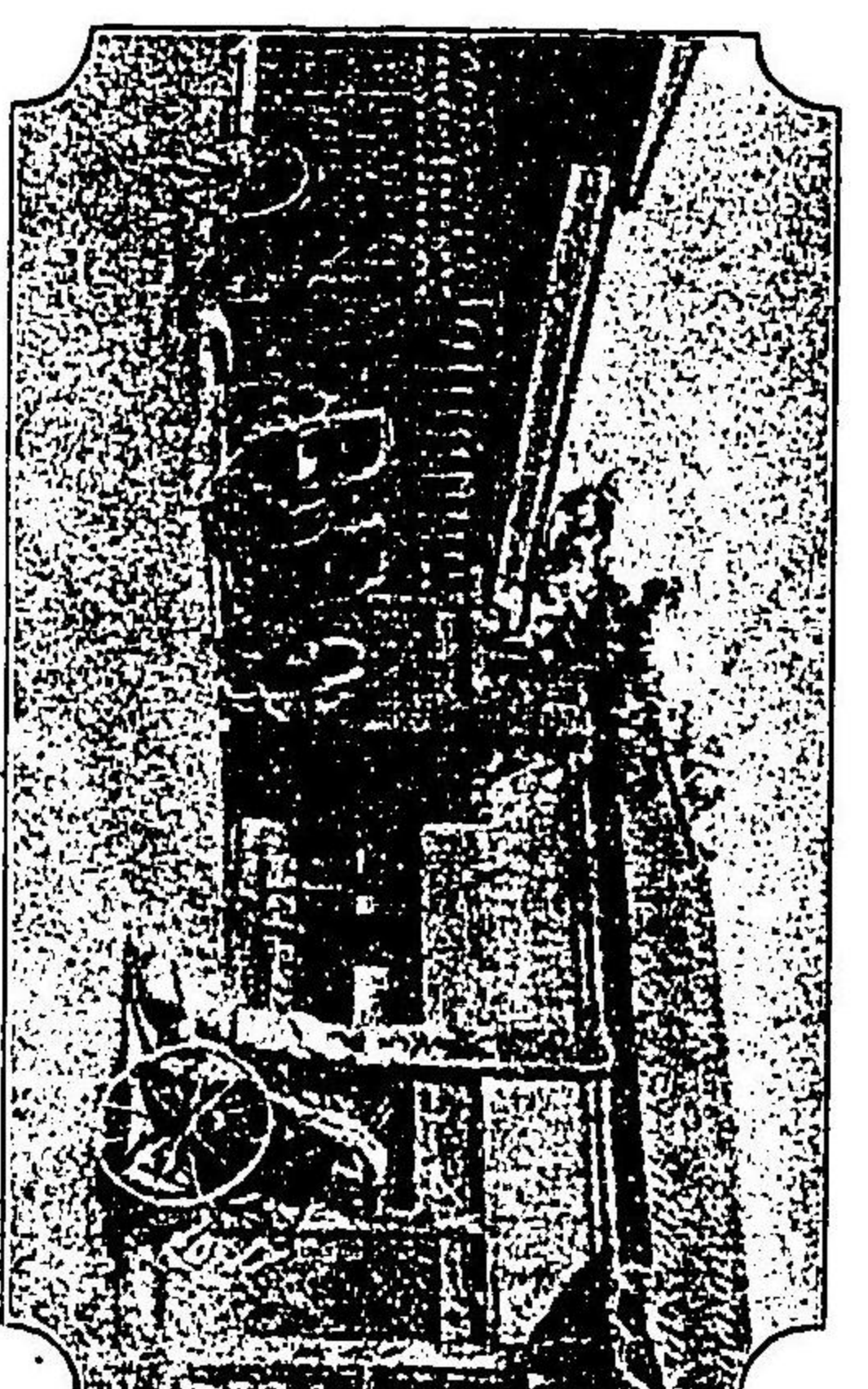
王子製紙塔



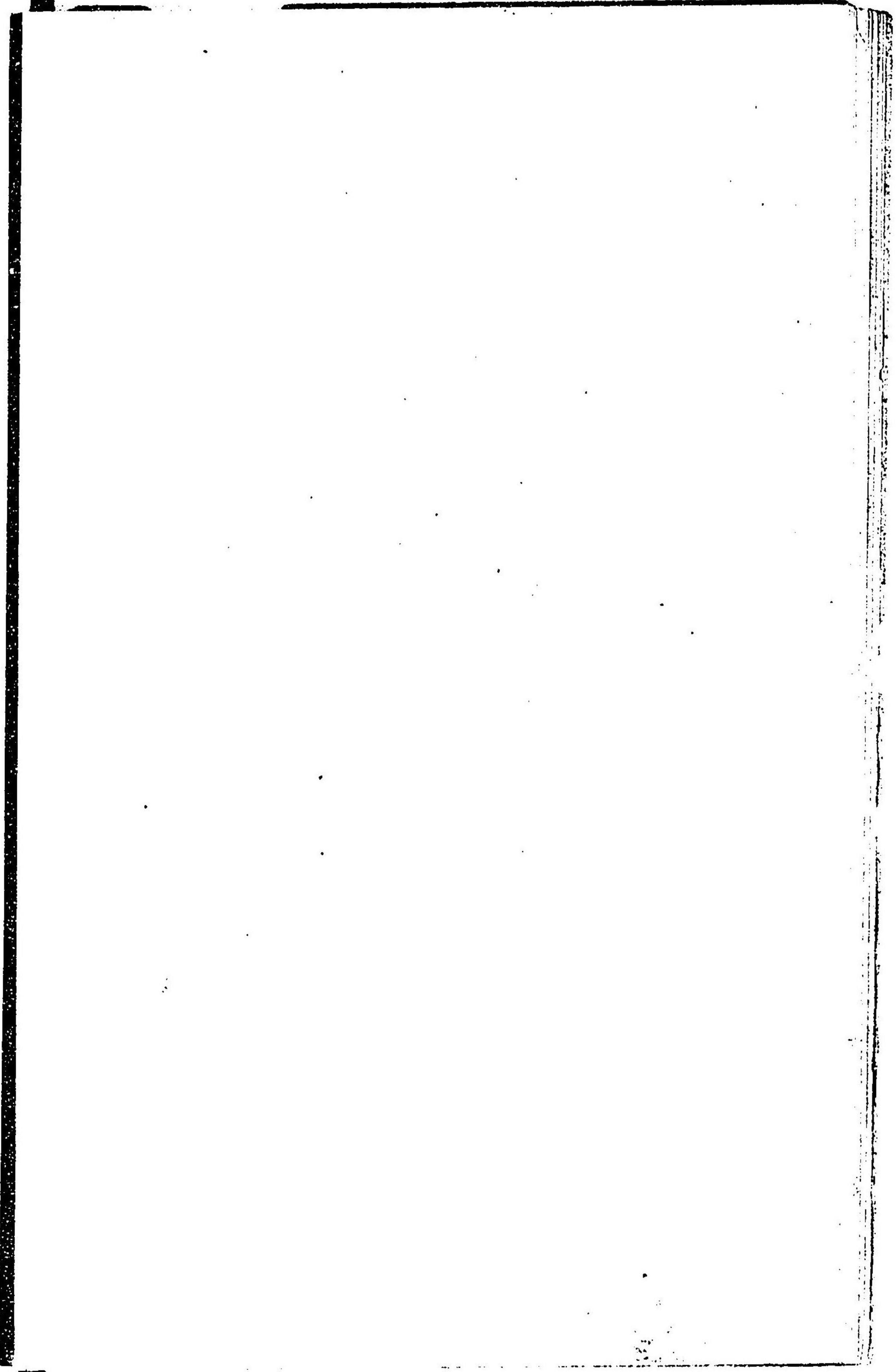
湯島天神



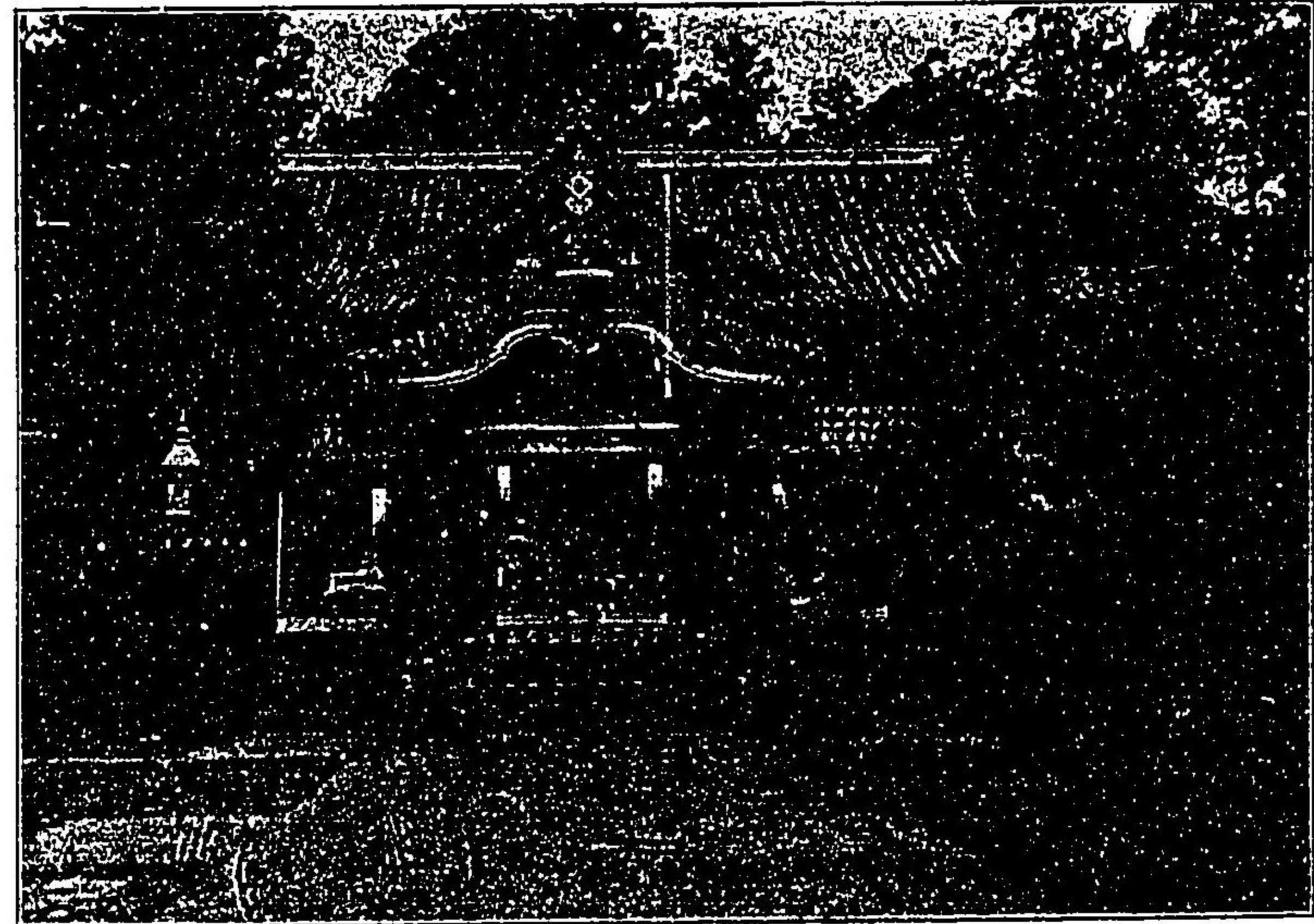
瀬川の



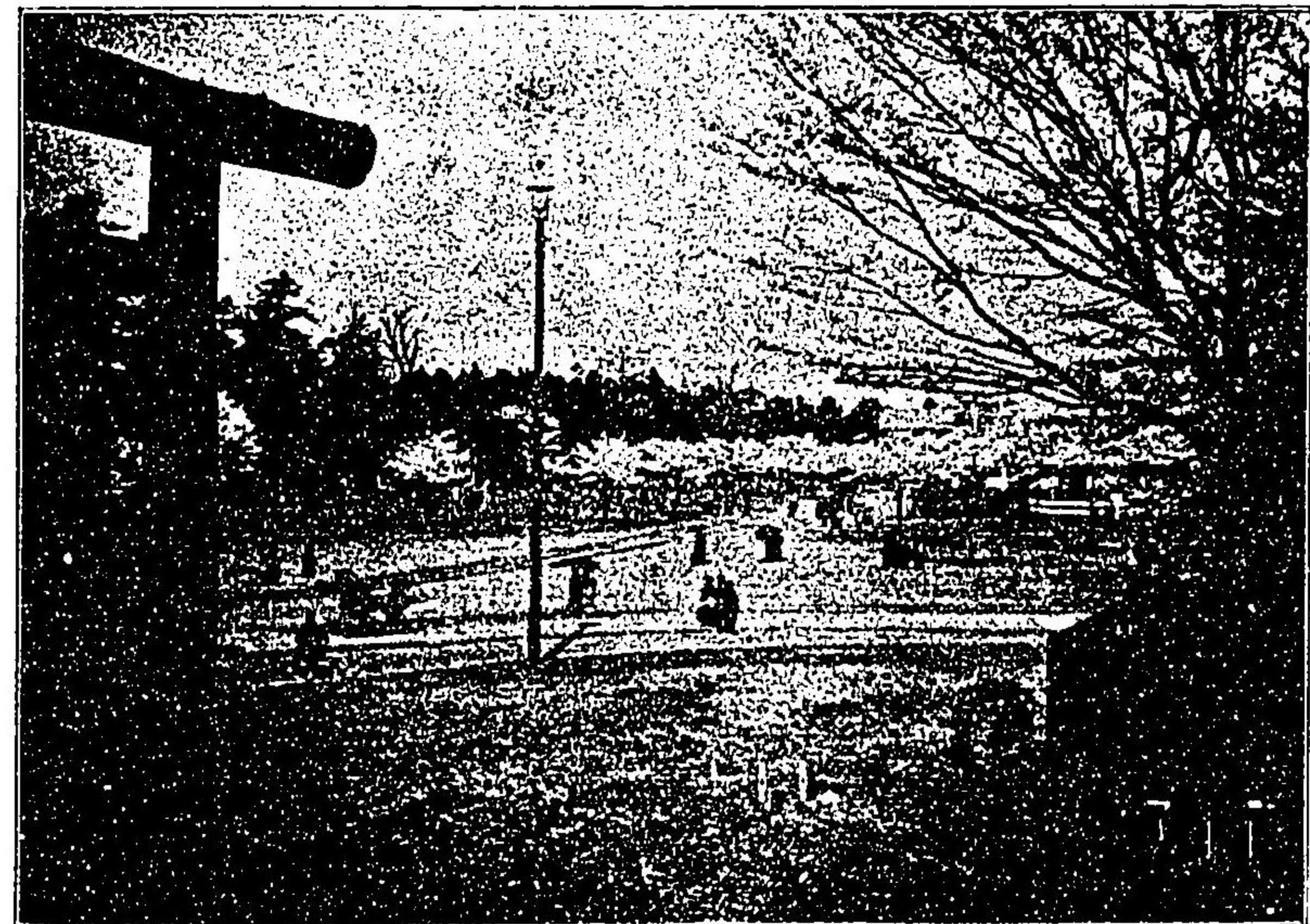
順天堂病院





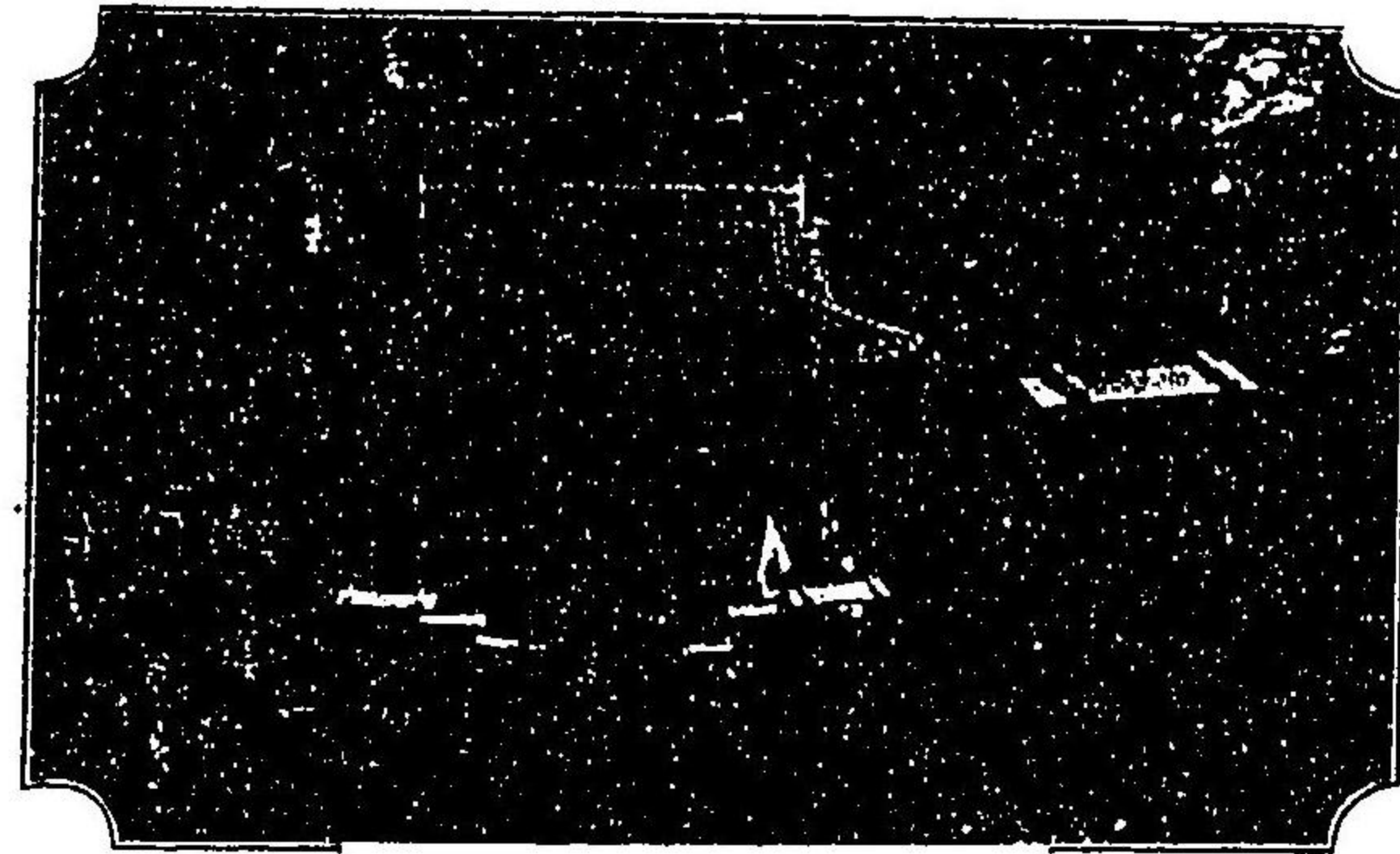


宮 照 東 野 上

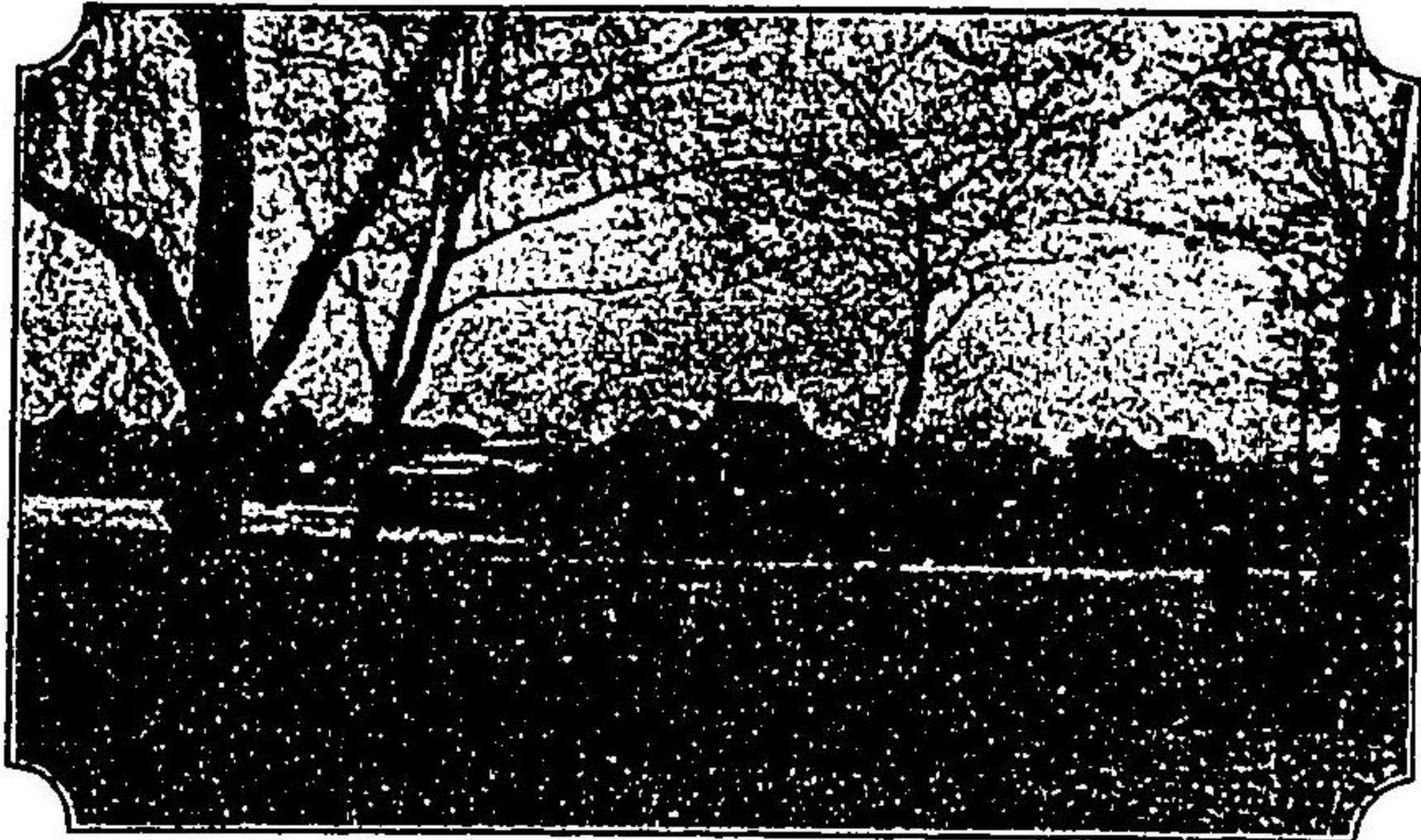


望 眺 の 前 居 島 宮 照 東





動不黑日



天財辨忍不

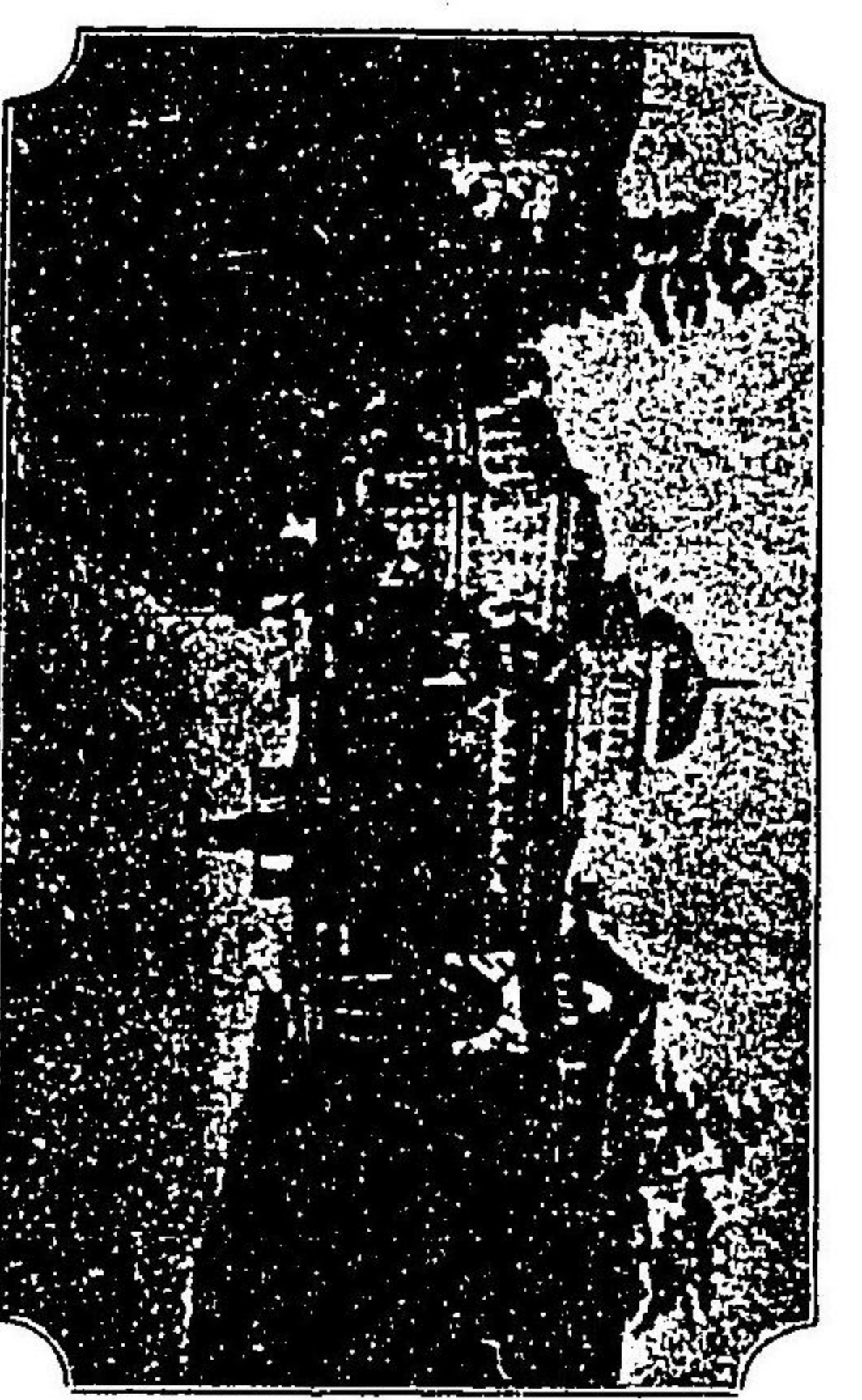


近附鍋雁前園公野上





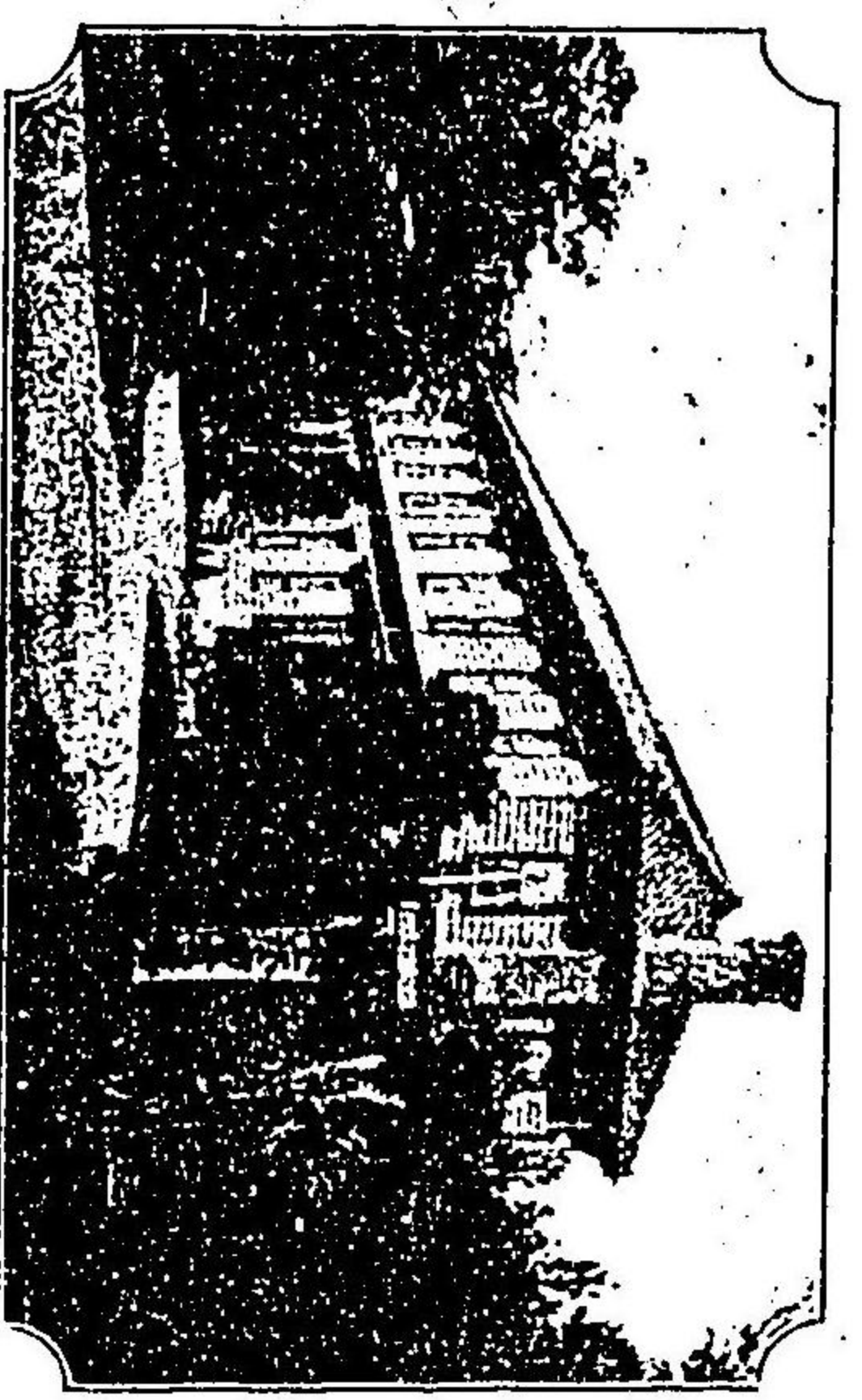
東 京 美 術 學 校



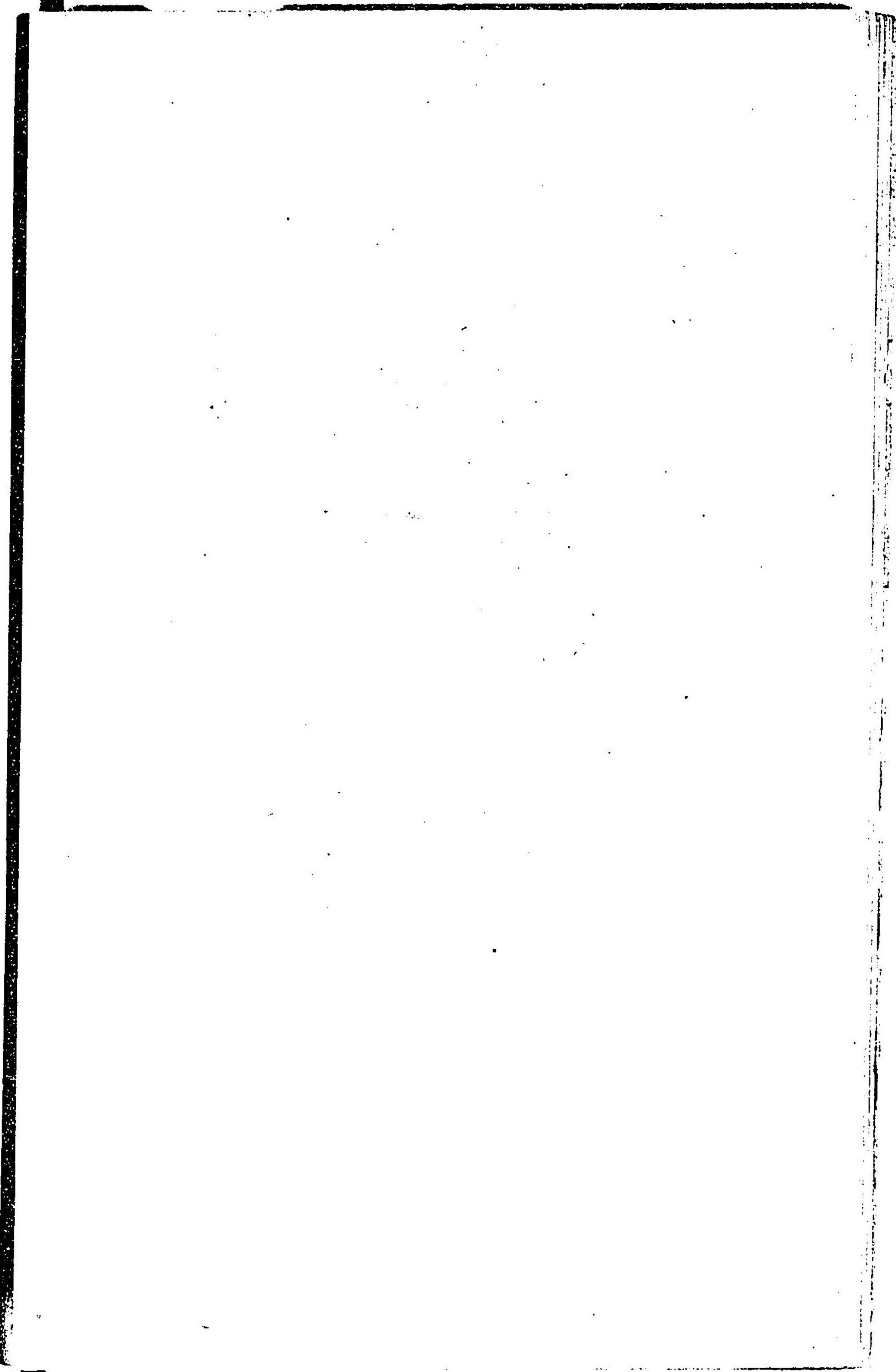
美 國 新 館



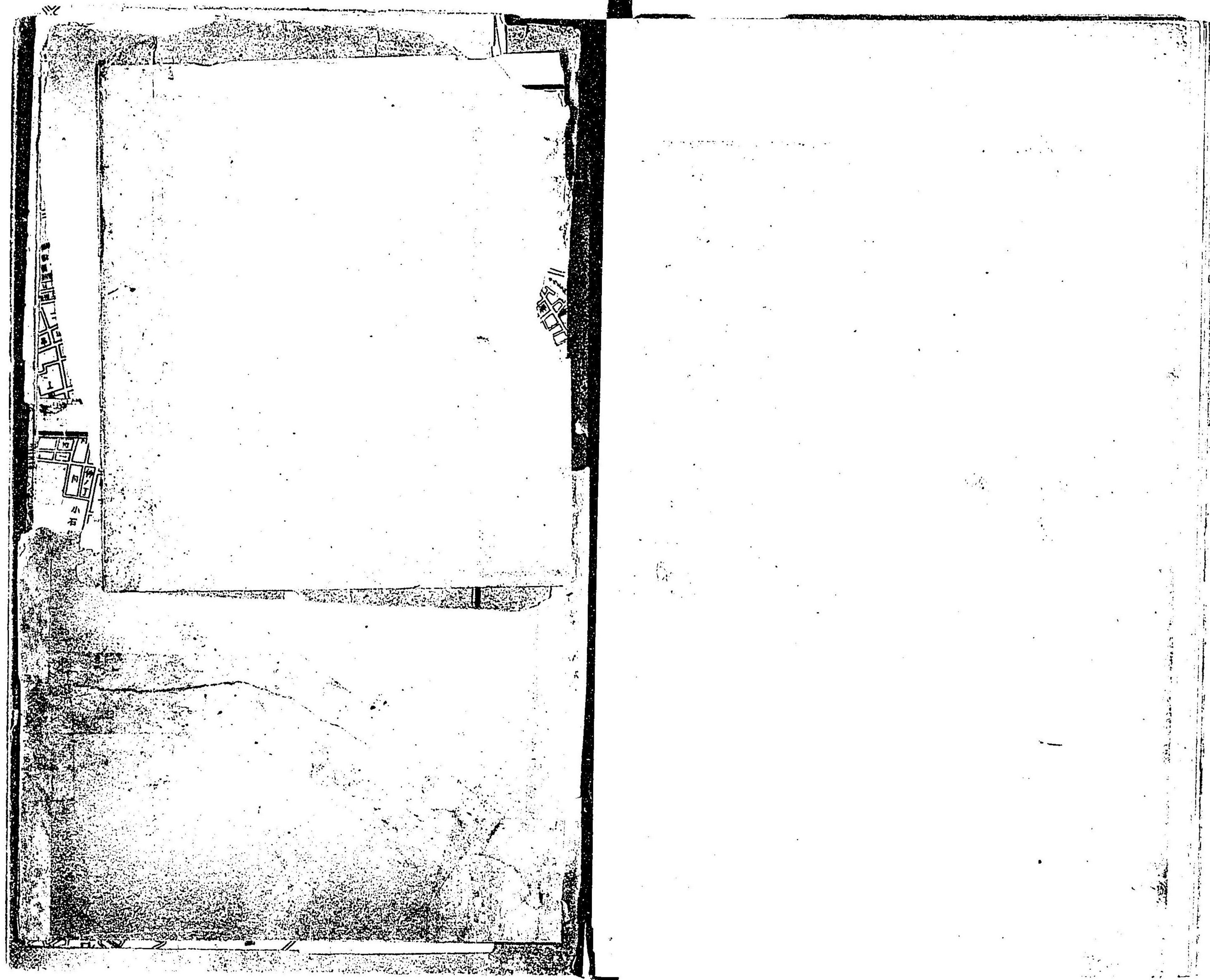
市 村 座



帝 國 圖 書 館











例	凡
△	華族邸
⊠	警察署
⊙	燈臺
⊞	佛宇
⊡	憲兵屯所
⊢	電信分局
⊣	河堤
⊤	岡
⊥	馬車鐵道
⊦	區界
⊧	道路
⊨	鐵道
⊩	田圃
⊪	區界
⊫	區界
⊬	區界
⊭	區界
⊮	區界
⊯	區界
⊰	區界
⊱	區界
⊲	區界
⊳	區界
⊴	區界
⊵	區界
⊶	區界
⊷	區界
⊸	區界
⊹	區界
⊺	區界
⊻	區界
⊼	區界
⊽	區界
⊾	區界
⊿	區界

















例言

一 實業ト學界トヲ問ハズ其活動應用ヲ擴大シ滑圓シ巧緻シテ各其實情ニ纏綿シ緊着シ痛切セントセバ一方ニハ必ズ先ツ各社會ノ現況ニ稔熟スルノ外他方ニ於テハ必ズ統計的ノ眼孔ヲ具セザルベカラズ否ズバ則チ所謂面ニ牆シテ立ツ者恐ラク學界ニ字典タラズハ必ズ實業ニ白旗タラザル者希ニ有リト雖モ蓋僥倖ノミ是レ此案内記ノ世ニ生レザルヲ得ザル所以。

帝國ノ首府タル東京ナル全團ハ即チ是レ日本ノ各種社會ヲ包括シテ些ノ遺漏ナキ者直ニ能ク普通智識ノ腦底ニモ認識セラル果シテ然リ其現況ヲ肚裏ニ貼懷鎖匪セハ立地ニ推シテ日本社會ヲ窺知スルニ難カラズ是レ先

例言



一 ツ、東京ニ案内記スル所以。  
打算ノ根抵企圖ハ、已ニ此ノ如シ、雖然、旋規圖ニ周ク、穿鑿  
背ニ徹スル者、眞ニ偉大ノ業、區劃狹ト雖、匠ノ手、尙且  
朝夕恰好ノ爲ニ非ス、況ンヤ、其他ヲヤ、是レ、此編ノ案内ニ  
字ヲ冠冕シテ、今日ニ急スル所以。

一 此案内記ハ、即、東京繁昌記ノ、鉅觀ヲ闕視スベキ、第一ノ關  
門、主腦ヲ被覆スルノ、形骸ナリトナス、猶、堂奧ニ上ル者、必  
ス戸庭ニ由リ、生理ヲ講スル者、先ツ解剖ニ從フガ如シ、故  
ニ、此案内記ハ、主トシテ、各種社會ノ活劇ヲ演スベキ、基址  
臺榭トシテ、皮相的ニ、一般的ニ、社會ヲ觀察スルニ在リ。

一 此案内記ノ編次ハ、順路ヲ綱トシ、坊區、神祠、佛閣、官衙、公廳、  
學校、及、商賈、銀行、會社、劇場、其他ノ建物、并、古蹟、名勝、遊戲場、

若クハ、其間ニ於ケル奇談、珍說等ヲ目トシ、而シテ、每綱各  
目ヲ羅織シ、先ツ現實的ニ、次テ沿革的ニ、之ヲ記述シタリ。  
一 此編材料ノ多分ハ、方今、江戸博士トシテ、匹類ナキ、内藤耻  
叟先生ノ祕筐ニ叩キ、其他ハ、皆普通坊間ノ雜著、零編、若ク  
ハ、自他ノ見聞等ニ藉ル、但、統計上ニ係ルノ點ハ、尤モ意ヲ  
慎重ニ致シテ、大凡、官衙ノ嚴正ナル、調査ニ從フ。

一 從來、都下ノ何々案内記、若クハ、某々繁昌記ナル者、汗牛充  
棟、世上ニ流布スト雖、往々、甲ハ頗ル汎ナレ、簡略、雜  
ニ失シ、乙ハ甚タ隘ニシテ、只其部分ニ詳、而モ其多クハ、暗  
ニ諷刺規諫ノ意ヲ寓シテ、皆、當世ヲ非トスルニ似タリ、今  
ヤ、幸ニ、無前ノ昭代、野ニ遺賢ナシ、孰カ、其輩ニ倣フノ愚ヲ  
學バンヤ、是レ、此編ノ、全ク在來者ト、大ニ其撰ヲ異ニスル



所以。

一 此編及繁昌記、規劃ノ雄大、目途ノ宏遠ナルニ拘ハラズ、獨其操觚事ニ從フ者、迂腐譎劣ノ我儕、窮措大、世ニ經歷ナク、學ニ涉獵ナク、之ニ加フルニ、絢爛筆華ノ觀ルベキナク、又、潑々社會ヲ射ルノ眼ヲ具セズ、孰々孤立、徒ニ扼腕唾手、野猪ノ勇ヲ奮テ、聊カ自適ヲ適トスルノミ、故ニ、管見蠡測、其叙事錯雜、秩序ナク、又、詳略宜シキヲ得ズ、冀クハ、江湖大方、其愚ヲ憫笑セズシテ、而シテ、其志ヲ壯トシ、叱正鞭撻、前後推シテ、以テ我儕ヲシテ、負荷ニ遠途ニ任セシメハ、幸甚云爾。

明治龍集戊戌四月莫都三十年慶日

土岐海月居士 識

### 最新 東京案内記春の卷目錄

## 麴町區

- 宮城○桔梗門○和田倉門○櫻田門○參謀本部○陸軍省○柳の井戸○教育監督部○陸軍經理部○近衛監督部○病院○日本中學校○半藏門○英國公使館○吹上御門○千鳥ヶ淵○侍從長官舎○宮内大臣官舎○二松學舎○近衛第一聯隊兵營○巽の御門○主殿寮○近衛步兵第一旅團兵營○近衛軍樂隊營所○西部都督官舎○近衛野戰砲兵隊兵營○中央氣象臺○文部省○平河御門○近衛騎兵聯隊○大藏省○內務省○本丸大手門○憲兵隊司令本部○平田村○私立商工中學校○會計檢査院○印刷局○內閣官報局○電話交換局○電話使用心得○農商務省地質課鑛山局○第一區土木監督署○常盤橋○永樂病院○海軍豫備校○東京稅務管理局○高等師範學校第一校舎○臺灣鐵道事務取調委員詰所○小包郵便局○吳服橋○錢瓶橋○八重州橋○鍛冶橋監獄署○警視總監園田安實官宅○警視廳○鍛冶橋○東京府廳○北越鐵道會社○甲武鐵道會社○福島合名會社○明治俱樂部○百十九國立銀行○三菱合資會社○古川鑛山事務所○明治生命保險

麴町區目次



麹町區目次

二

會社○明治火災保險株式會社○東京海上保險株式會社○商業會議所○郵船會社○高田商會○  
日比神宮敎院○中山侯爵邸○南米ブラジル公使館○帝國ホテル○華族會館○東京俱樂部○英  
國商業雜誌社○東京ボンチ社○裁判粹誌社○中村彌六林業事務所○拍手社出張所○丙申俱樂部  
部○進歩黨本部○村井兄弟商會○長谷場純孝邸○山田喜之助法律事務所○長與胃腸病院○藤  
井齒科病院○都新聞○ジヤパンタイムス新聞社○馬車製造所○相馬邸○貴衆兩議事堂○貴衆  
兩院議長官舎○日比谷公園○海軍省○司法省○大審院○控訴院○東京地方裁判所○魯西亞公  
使館○女子學館○有栖川宮殿下邸○岩倉具定侯爵邸○佐野常民伯爵邸○九鬼前圖書邸○伊  
太利公使館○墨西其公使館○清國公使館○獨乙公使館○日枝神社○麹町公園○庚申社○八坂  
神社○星が岡茶寮○寮則○巽の井○墨染櫻○大藏大臣官宅○故文部大臣森有禮子爵邸○華族  
女學校○閑院宮殿下邸○北白川宮殿下邸○清水谷公園○贈右大臣大久保利通公哀悼碑○伏見  
宮殿下御邸○埃太利公使館○東京麥酒會社○近衛公爵邸○紀尾井坂起源○平河天神宮○麹町  
警察署○寅藥師堂○麹町銀行○麹町郵便電信支局○侯爵醍醐邸○巖谷一六翁邸○三井本家○  
伯爵井伊邸○明治學院○朝鮮公使館○待合菊の家○梅月○瓢屋○萬源○富士見軒○富士見樓

○富士本亭○青柳亭○萬長亭○靖國神社○休憩所○遊就館○靖國神社事務所○兵部大輔大村  
益次郎銅像○石造唐獅子○偕行社○田安門○三尖鎗銜形紀念碑○牛ヶ淵公園○世繼稻荷○耶  
蘇教會○和佛法律學校○陸軍々醫學校○陸軍經理學校○明治義會尋常中學○陸軍築城本部○  
曉星學校○飯田館○國學院○東京府城北尋常中學校○日本赤十字社○根本道義塾○宇宙學院  
○至誠學院○佛蘭西公使館○九段坂○鈴木寫真店○九段勸工場○飯田町郵便電信電話支局

麹町區目次

三



## 神田區

○御嶽神社○玉泉堂○田中銀行○東京馬糧株式會社○三崎原練兵場○東京座○川上座○新演劇の泰斗○神田パンヲマ館○三崎勸工場○三崎座○三崎稻荷社○水道橋の由來○國語傳習所○大成學館○日本法律學校○獨逸協會學校○河野子爵邸○南北用達合資會社○圖書館○大日本佛教圖書館○伊國協會○帝國教育會○共立女子職業學校○雉子橋の由來○高等商業學校○工藤寫真店○錦輝館○私立鐵道學校○日本體育會第一體育場○板本館○八尾活版所○西洋料理太米樓○國民英學會○東京內科病院○看護婦講習會○正則英語學校○錦城學校尋常中學○帝國結婚媒合社○東京商業學校○神田警察署○神田區役所○東京法學院○山本誠陽寫真店○斯文學會○大西眼科醫院○大日本海陸軍兵書出版合資會社○自轉車調製所並練習所○龍紋水室○西洋料理三河屋○東京學資保管株式會社○麒麟館○東京府高等女學校○神田橋由來○護持院原址○交信社○高等馬車會社○東京博善株式會社○東京製炭株式會社○東華堂○有樂園○教育舍○合資會社富山房○合資會社敬業社○明法堂○東京堂○開進堂○三省堂○中西屋○八尾書齋店○書生界○片桐生雲堂○便利堂○鈴木時計店○株式會社日本貯蓄銀行○東明館○

神田區目次



神田區目次

二

竹素堂○山龍堂病院○治集館○五十稻荷○新聲館○常盤亭○甲斐絹屋○松浦玉圃○今文○東京基督教青年會館○青年會夜學校○顯才新誌社○市場亭○天理教會日本橋分教會所○團々社○廣修株式會社○日本新聞社○西洋雜貨店西宮○江木本店○關根屋○牛肉店中川○西洋料理多賀良亭○お手輕料理舞鶴○金清樓○蕪蕎麥○旅館大泉○株式會社萬世銀行○青物市場○眼鏡橋○昌平橋の由來○神田郵便電信局○今川橋の由來○天麩羅屋仲野○今金○藍染川の由來○養善院○辨慶橋の由來○お玉が池の由來○お玉稻荷○柳堤○柳森稻荷○日本點燈株式會社○大學第二醫院○東京衛生試驗所○日本鐵道株式會社貨物倉庫○東京米穀合資會社○地所仲立株式會社○三鱗合資會社○東洋石油會社○東北合資會社○講武所歌妓の起源○外神田藝妓見番○講武所待合○花屋○五軒町の由來○天麩羅屋梅月○長尾藥舖○常總鐵道株式會社○神田明神并其由來附境内舊事○開花樓○駿河臺の由來○ニコライ聖堂○杏雲堂病院○井上眼科病院○東京耳鼻咽喉科病院○東京内科病院○東京產科婦人科病院○坊城伯爵邸○八條子爵邸○會我子爵邸○戶田伯爵邸○松平子爵邸○松井子爵邸○吉川男爵邸○小宮宮殿下御邸宅○明治法律學校○女子神學校○正致神學校○產婆學校○女子矯風學校○玉翠館○太田稻荷祠○專修學校○順天學社○數學院○航海學校○數理學館○物理學校○東京府開成尋常中學校○神保院○長生樓○烏増○神田川○長岡商店○吾妻ふし高松○旭樓○明進館○森田旅館○共濟保險合名會社○白鳥合資會社東京移轉本社○大木口哲合名會社○勤修寺伯爵邸○内藤子爵邸○園池子爵邸○増山子爵邸○板倉子爵邸○松平子爵邸○井上子爵邸○大田原子爵邸○二六新報社○立花亭○竹本愛之助一座の批評

神田區目次

三



## 本郷區

○茗溪橋○高等師範學校○同女子部○高等女學校○幼稚園○教育博物館○聖堂○學問所○御茶の水の由來○櫻の馬場○順天堂○若竹亭○松平忠敬子爵邸○上杉茂憲伯爵邸○松平頼聰伯爵邸○金毘羅の祠○壹岐殿坂○茗溪會事務所○松平定教子爵邸○榊原政敬子爵邸○前田利曜子爵邸○黒田久孝男爵邸○古市公威邸○辻新次邸○板倉勝弘子爵邸○平野長祥男爵邸○櫻木天神○富士見亭○彌生亭○本妙寺○加藤瘋癲病院○交野時萬子爵邸○淨心寺并由來○駒込の由來○阿部伯爵邸○駒込郵便電信支局○土井利興子爵邸○東京植物株式會社○吉祥寺○駒込神明宮○富士淺間神社○目赤不動尊并奇聞○太田資美子爵邸○大給近道子爵邸○哲學館○郁文館○草津温泉○衆濟病院○益裁縱覽所○高池園○團子坂○藪蕎麥本家○造菊の起源○菊人形の趣向○野中の井の由來○大觀音○根津神社及其由來○胞衣塚及碑文○神泉亭○紫明館○清水亭○内田正學子爵○淺野長勳侯爵○淺野養長男爵○東京校舍株式會社○第一高等學校○久松勝慈子爵邸○本多忠敬子爵邸○本多貞吉子爵邸○本多忠彥子爵邸○帝國東京大學及沿革○株式會社本郷貯蓄銀行○美滿津商店○中黒寫真店○菓子屋藤村○前田利嗣侯爵邸○前田利

本郷區目次



本郷區目次

二

昭子爵邸○本阿彌長藏○本郷郵便電信電話局○本郷警察署○京華尋常中學○からたち寺○松平康民子爵邸○松平齊男爵邸○本郷勤工場○藥師如來○つたや○伊勢利○松よし○中山時計商店○山崎硝子店○株式會社春木座○野田豁通男爵邸○大根島○御靈稻荷○濟生學舎○蘇門病院○山田合名會社○大日本蠶種改良會社○靈雲寺○妻戀稻荷祠及由來○五辻安仲子爵邸○西五辻文仲男爵邸○本多忠鵬子爵邸○大炊御門幾庵侯爵邸○京極雅雄子爵邸○合資會社競盛舎○清水樓○江知勝○印刻畑河雄○心正堂○湯島天神及由來○菅家遺誠の碑○正龍吟社○魚十樓○菊の園○岩崎久彌男爵邸○湯島十景

下谷區

○本牧亭○下谷警察署○吹抜亭○鈴木亭○久本亭○鈴木商店○三枚橋○忍ヶ岡○櫻ヶ岡○良元堂○山王臺○暢春閣○彰義隊○秋色櫻○清水堂○天神山○三宜亭○日本美術協會○パノラマ館○學習院上野分校○兩大師堂○御三所御墓○博物館○徳川氏靈廟○竹の臺○内國商品陳列館○美術品展覽會○白馬會○東叡山寛永寺○圓頓院○鶯溪○音樂學校○帝國圖書館○東京美術學校○日長ヶ原○動物園○開々亭○天和時代上野花見の實況○黒門○東照宮○自働鐵道舊地○濡佛○上野の鐘○精養軒○花園稻荷○上野の由來○東叡山の由來○三十六坊○山王社○吉祥閣○繪堂○五層閣○輪堂○卅番神堂○上野八景○不忍池○天龍山生池院○長醜亭○栽松碑○無極亭○氷月亭○蛇ノ目館○松田○鳥又○青陽樓○郡田屋○松源樓○竹葉○大和屋○岡田○揚出し○伊豆菜○美どり館○蓮玉庵○岡政○守田寶丹○梅屋○玉寶堂○林家○櫻木○豊倉○千とせ○おかの○浪花家○はつね○都家○千代田○大力亭○末廣○すみよし○いせ梅○一國家○川島家○共筒家○帝國圖案社○松平頼温邸○松平恒之丞邸○根生院○子爵久松定弘邸○男爵赤松則良邸○子爵大河内信好邸○合資會社東洋壁紙製造所○九茂病院○鶯溪病院

下谷區目次

一



下谷區目次

二

○伊香保○澁原○鷲亭○日本練乳製造株式會社○谷中共同墓地○天王寺○笠森稻荷○花見寺  
○諏訪明神○船繫松○日暮里○道灌山○道灌山由來○大鳥神社○陸奥宗光邸○西ヶ原養蠶傳  
習所○飛鳥山○王子稻荷社○扇亭○音無川○王子神社○王子公園○小柴盛義永劔藏の碑○瀧  
ノ川○松橋○不動像○辨財天祠○不動瀧○飛鳥山十二景○櫻賦の碑○飛鳥山碑銘並序○海老  
屋○東京製紙株式會社○日本メソヤス製造株式會社○王子製紙株式會社○關東酸曹株式會社  
○王子共潤株式會社○上野停車場○日本鐵道株式會社○逓信省鐵道係員詰所○山城屋○名倉  
屋○台麓館○ひさし野○雁鍋○五條天神祠○忍川○三橋亭○下谷銀行○鳥八十○大茂○常盤  
○松坂屋○伊豫紋○松月○酒田鐵道株式會社○秋葉原鐵道貨物積卸所○共進合資會社○共成  
商會○共同中牛馬合名會社○田代病院○桐淵病院○市村座○宗伯邸○嵯峨侯爵邸○花園子爵  
邸○便利堂○三味線堀○佐竹原○生駒男爵邸○天利亭○日本工進株式會社○加藤子爵邸○山  
下旅館○藥學校○内國通運株式會社神田支店上野出張所○下谷區役所○郵便電信局○大米屋  
○群玉舎○鷲尾伯爵邸○藤田子爵邸○兩毛鐵道株式會社○加藤子爵邸○下谷神社○廣德寺○  
車坂憲兵屯所○上野館○萬年町○前田利同伯爵邸○根岸病院○柳生子爵邸○諏訪子爵邸○此  
花園○笹の雪○鷲春亭○百華園○松源分店○鷲尾男爵邸○野宮子爵邸○花山院侯爵邸○松平

子爵邸○京極子爵邸○岡野○杉山勸工場

下谷區目次

三



### 最新東京案内記

東都沿草調査會編輯

#### 發端

昔の月草は出で草に入りし武蔵野、今は八重九重句の花の都、飛鳥川の淵、變れば變るもの哉、定期以降、早も春秋を迎へて、茲に三十年、市民、筆殺の下は高枕敷腹し、日進月歩、繁華改繁華、東洋無比の大都會として、其名を世界に轟かせる、方今の東京を描くに當り、いかにその移り變りのあましを尋ねんに、

荒涼たる原頭、狐鼠縱横、蕭條たる田里、雞犬聞えず、秋風煽々刀水寒く、露秋月を含んで鬼火青く、露客行人をむす、轉悽然の情あらじめし武蔵野の原、回顧一番往事を問へば、かの天竺王朝の盛なりと其頃、手續萬機の炊烟、朝夕雲となびき、幾萬頭の田疇、春雨滴り、養生園乎として下に滋潤し、海戸口繁殖せし村落、在なりし、其るを藤原氏の末っ方、承



平天慶の頃かどよ、相馬の將門叛旗して、暴威を關東に震ひ、擅に王民を掠奪して、馬蹄八州を蹂躙せしよも、人民離散、良田荒蕪、境邊一變、蕩然廣野となると、さる人の云へりしも或は然らん、そはとまれかどまれ、後に殘る寂しげなる數葉の山吹、籬根を纏り、一重八重花は咲けども、見る人をなき、賤が伏屋に入夕立の雨宿せし江戸村をば、かの風流武辨と聞えたる、太田道灌の細張もて、居城を構へられしよりこのかた、吹さくる沖つ風、まきまく磯邊の浪、囀み去り吐き來り、砂泥積んで造るがまの三角洲、年と共に開けて、四方まよりに集へば、昔に復へらる程のゆかしく、伊勢北條が和照たる小康の懐に温められて、漸次成長の春に向ひき。

又或時は、蒼茫空に連る關東の野、嵯峨突兀たる函嶺の險、下瞰すれば、千軍萬馬地を動して南北に馳逐し、矢石雨の如く東西に紛飛し、小田原の孤城筑々頼るなく、落日沈々影を潜めて哀れなる時、仰望に陣幕軍旗、風に翻て雲幾程、伊達の政宗遙々奥州より推參し、九州の島津風に軍門に屈伏するの所、豊公悠然又從容、笑を含み立て樓上に徘徊す、見渡せば八州の山河草木皆叛兵、彼方は徳川、此方は毛利、左提右携悉く天下の英雄、此勢を以て此敵軍に向ふ、猶ほ石を以て敵を投ずるが如し、是時に當て、關東優に豊公の手にあり、後北條氏滅後、凱歌に送らる、豊公、徳川公に謂て曰く、卿若し東面に任せば、江戸を措て他に巨鎮の地なしと、江戸今日の繁盛、實に遠く明敏なる豊公の此一言に因す。

徳川家康、亦尋常一様の狐狸にあらず、又熊にあらず、熊にあらず、實に曠世の人傑、後に稱して東照權現、豈に豊公の一言を徒爾として聽くの耳ならんや、果せる哉、幾もなく江戸に乘込み、着々として萬世子孫の計、百世王侯を統制する所以の策に出づ、即ち今の皇城を經營し、今の東京を區劃し、凡そ天下を屈し自己を伸ぶる所以のもの、一として遺算あることなく、蘆斯振々、十五世三百年の太平を以て終りぬ。

幕府の晩年、内外多事、尊王攘夷の論鼎と沸き、天下物情騷然、結んで錦旗となり、倒幕の舉となる、幸に時の將軍慶喜公の恭順と大度と、幕下勝房州の明智と奇策と、王朝の間に周旋して、江戸の八百八町、後に焦土と化し去るを免れぬ、次で、車駕東遷、復古の制度を、文明輿論の政事に參酌して、萬機を親裁し給ひ、又江戸を東京と稱し、明治二年、永く九鼎を此地に移させ給ひしより、幕府一朝帝都となり、爾來百廢悉く舉り、萬業皆振ひ、今の九重の月、家より家に入り、都下の賑はひ、譬ふるに物なく、市民謳歌の聲は、不二の根と高く、筑波の蔭と茂く、和して、こたび真都三十年の祝賀會とぞなれりける、嗚呼今此前古無







も、奥床しく、とゞろに頭のおけ得がてなる、恰も虹鯨の空にかゝれるが如きを見る、是れなん名にし負ふ二重橋にてありける、御橋は其昔上に架せるを書院橋下といひ、下なるを西九大手橋といひしとぞ。歩を進りて、御橋近くよれば、橋を向ふの御門に銃槍挿げし歩兵の嚴然と立てるあり、門の名を大手御門と呼び、舊書院橋の左側の御門を書院門と呼び、其向ふに高く聳ゆる高橋は舊書院樓なり、これに引續きたる三棟は正殿、豊明殿、御學問所とぞ承はる。

突と斗り歩を後に回して四邊を眺れば想ひ起す、葵の紋の昔、老松水に俯す石壘一帯、塀を廻して西丸御殿と稱へ、前面の芝生の邊には、大久保加賀守堀田備中守と薨を並へて、威權天下に時めきし封建の世は嬉しくも壊れて、今は六合萬乗の君恩を謳歌し、四民同仁の徳澤に鼓腹する明治の昭代、實にや實に榮え行く國運は千代に入千代に、千代田御城の齡の長しへにとて、そゝろに感涙に咽せざるゝなり。

今江戸城の由來を江戸砂子によりて附記すれば、御城は人皇百三代後花園院御宇長祿元丁丑年築也、源三位頼政十六代の後胤太田備中守入道道真在原地品川の館にありしころ、子息左衛門佐持資入道道灌豊嶋郡江戸の地にて、千代田寶田祝といふ所をもつて城地を取康正二丙子年にことしはじり、長祿元丁丑年四月六日、功成就し、時に京都五山の萬里和尙古詩を引て此地を稱せり、

此地かならず繁華たるべしといへり、其言符合す者といふべし、道真道灌つゞきて居城あり、しかるに享徳三年かまぐら御所成氏審忠を誅せられてより、大にみだる。道灌は上杉修理大夫未定の臣として扇が谷に候せり、しかるに定正と上杉民部大輔顯定は不和にしてたゞかひ數度におよぶ、道灌ある本の議によりて、文明十八年定正のために亡び、そのうち定正朝良二代の在城なり、朝良卒して上杉修理大夫朝興居城とす、小田原の北條左京大夫氏綱、大永四年に上杉朝興を亡して後、氏綱氏康氏政氏直四代北條家に属し、北條治部少輔遠山左衛門尉を城代とす、天正十八年小田原没落して、江城御當家に属したてまつる、そのころは西御丸のあたりにして其後新たに御さづきましまし、萬代不易のうてななり御見立てあそばしける時、西御丸の方より御本丸の方へ白鶴さたてて舞ふ、これ千秋萬歳の吉祥なりとて、御在城に定めさせ給ふとなきとあり、

爾來二百七十餘年間、即徳川慶喜公大政を奉遷するに至るまで、十五代歴世の居城たりき、明治元年大久保參議兼の藤白橋より、改めて風致を當地に移させ給ひ、江戸を改めて東京と稱し、



仲於柏城を設け、東京畿内稱し、これを初め、皇居とはならず、明治六年鳥羽に歸じ、花は一時君を赤坂の離宮に移し給ふ、全六十一年、功し宮城と稱し、翌二十三年十一月十一日、御還幸あらせられ給ふ。

真佛の石塔、何誰のたくめるか、削りなせる青巖のかたち、三重二重の御櫓事々、朝日佳氣、氣として、雲に映せ、さほひ、船の上のひな、千代の春を舞ひあそべば、御油の汗に、萬歳をうたふ、龜悠々たる、宮城の北に當りて見ゆる門を坂下門と呼ぶ、宮内省の通用門にして、各國の公使、各大臣、將校、華族、式部官など皆この門より出入す、而して其内側に見ゆるは宮内省、左側は近衛兵士の詰所、其向に見ゆる火の見臺の如きもの、警手の交代所なり、其右に當り、皇の曲れる處、三重の櫓あり、さねなん江戶城の本丸にして、今は千庵を報する所なり、櫓の下は皇城警手本部の詰所なり、濠を離て、向は石臺を見る、内閣は、此の内にあり、毎週火水木の三日を以て、集會日、定め、各省の大臣登閣して、茲に内閣會議を、處なり、内閣の前面にあたりて、黒門を見る、所謂枯門とはされなり、其れ、赤煉瓦垣あり、之れ即ち千代田文庫のあり所なり。

これより和田倉御門を過ぎ、外廓へ出づべし、坂下門と二重橋とを後に南へ進み行きながら、何となく名殘の惜まる、一見回顧すれば、眺望の絶佳なる遙に三項橋の軒を外れて、駿河臺のニコライ堂の見えたる、又打開かれある老生の真中に、昔は誰人の邸宅の跡なるらん、高く盛り上りたる築土の中に老松の聳えたる、或は又其向ふに近衛騎兵の訓練なし居る様なき見つ、行き、東京ホテルの處を右に折れ、見附けを出で、其向ふに進めば、やがて派出所のある所に來るべし、この邊は所謂霞が關なり、派出所の附近に一つの門あり、櫻田門は即ちこれ、萬延元年三月三日の雛の節句とかや、水戸の浪士佐野竹之助等の總勢拾七人折しもの大雪を幸ひに、赤合羽に身を扮し、大老井伊直弼の登城を此處に待受け、首尾よく首級を得、所謂櫻田門外血如、櫻とは、即ち此處、此時の光景なりとす。

櫻田門を右にして、尚ほ進み進めば、左側に一階高く壯麗なる建物あり、一朝事あるの時、戦争の主腦たる作戰計畫を爲す參謀本部は即ち是れ、其側の坂を上れば、即ち陸軍省なり、而して陸軍大臣の官邸は一筋後の町を越えて、彼方なり。

右側は皇城を圍繞する御濠の廣き、稍廣が、水春を増し、汀の松枝面白う影を落せり、其上に御殿造りの御棟見ゆ、は、その昔將軍家の山王祭を見物せさせ玉ひし物見賣なりと云、今は日



清戰爭の折の分捕り品を陳列せり、此濠の汀に一本の柳残り其下に石の井筒あり、これなん柳の井戸といふ古跡なり、昔は井伊大老の屋敷水の清鮮なるをもて知られぬ。されば其かみ此水を大奥の御茶の湯に用ひ給ひしと云ふ。

やがて又坂を上げば、教育監督部陸軍經理部の官舎の前に出づべし、教育監督部は近頃の官制に成り、全國の陸軍上は陸軍大學校より、下は教導團に至るまで、凡て兵學的の智識を一般の軍隊に與ふる機關部たり、又陸軍經理部は一般陸軍の出納並に砲臺の建築等を監督する官衙なり、なほ一筋向ふに町を隔て、近衛監督部あり、即近衛軍隊一切の糧食被服銃劍並に日用品等を給する官衙なりとす。

教育監督部に隣りて青ペンキ塗りの門あり、衛戍病院はこれなり、建築の宏大なるは殆んど準町全片側を占めたり、その隣に日本中學校あり、校長は杉浦重剛、私立中學校に嶄然として頭角をあらはせり。

日本中學の前面濠を隔て、門あり、之を半藏門といふ、昔此處に服部半藏の屋敷ありしによりてこの名ありと云、此門の前には維新前迄は木橋かゝりぬしが、後今の土橋に改められしとぞ、そのかみ門を入りし所に西尾隱岐、同苗右京、石川若狹守と軒をならべしといへど、今はその

影だになし、城門を背にして立てば、右手の濠の向ふに驚くばかり宏大なる建物見ゆこれ英國公使館なり、現在の公使、名はウキリアムサトーなりといふ。

半藏門を通りて再び皇城内に入れば、門前警手の立てるあり、吹上御門是なり、此門は吹上御苑に通ずる御門にして、御庭は舊名を局澤と呼び一方は老松自然の琴を彈じ、蛭蛭として彼方に匍匐ふ様、雪の朝を忍ばるゝ、塀に沿うて流るゝ水の清けさ所々に設けある井堰に水のせかれで落つる様も心すがゞしきばかり、此處より竹橋に出づる間を代官町といふ、又吹上御門の右に黒門みゆ、單に之を通用門と呼ぶ、元來吹上御苑は舊幕時代には紅葉山と呼びし御庭にて、今も吹上御苑、紅葉山、富士見樓など昔時の名をそのまゝに存せり、殊に御離の菊は宮内省種として市井には比ひなき大輪の名高く、毎年内外の貴顯を集めて觀菊の御宴を開かせ給ふとぞ聞えし。

御苑の塀に沿うて行き右に曲れば、眼界頓に改まりて滿目の光景得もいはれず、折しも耳に入る水鳥の聲を揃へて鳴き立つるに我を忘れて足を止めてみれば、この土手の外は所謂千鳥が淵とてげにも美しき水の色、波靜かに吹くとしもなく微風に漣のゆらめくも面白し、唯みる千鳥が淵を隔て、天涯に聳ゆる大館は是れ侍從長の官舎と宮内大臣の官邸との背中合せに建てるな



り、今は徳大寺侯爵と田中子爵の住宅なりとぞ、是より遙かに一市街を隔てたる所に高く聳ゆる建物は三島中洲の邸なり、兩側に二松學舎として中洲翁の監督の下に立つ私塾あり、又その前面に文部大臣の官舎と逓信大臣の官舎と並び建てり、裏門に當り大時計の高く立てるは近衛第一聯隊のいる處なり。

土手を下りて東に進めば、先づ目に入るは右側に警手二人相對して立つ黒門なり、之を巽の御門といふ、門内左右にいと古りたる櫻樹あり、主殿寮と染め突きし印袴天着たる人足らしきもの枯草摘みたる車曳き行くものをみる。

左側は即ち近衛歩兵第一旅團の兵營、同じく近衛歩兵第一聯隊の兵營と軒を接せり、何れも番兵一人嚴然姿勢を構へて出入の軍人を誰何せり、其隣りは近衛軍樂隊の營所にして、是れに隣りて西部都督と看板掲げたる官舎近衛野戰砲兵隊の兵營と柵を連ねて並べり、此邊り一帯に昔は二の丸三の丸のありし處なりといふ、全國の天候を豫知する中央氣象台は右の方にありて、皇城の臺中最高き地位を占めたり、往時本丸より二の丸三の丸への通用門の遺跡も此處にありて、階を踏んで頂上に登れば、遠く品川砲臺を瞰視するを得べしといふ。是より下り坂を過ぎて黒門を潜れば暫くにして竹橋の上に出づべし、この橋の正面に見ゆる

は文部省にしてその向ふに一つ濠を隔て、門あり、之を平河御門といふ、こは御本丸時代には不淨門と呼ばれて、凶事あるものは總て此處より通り出せしといふ、又一ツ橋の邊は往時八方の城戸と同じく、櫓門、城壁のありし所なるも、今はその影だも見るを得ず、されど其時代の名残よと思はるゝは見付の石壘に接したる建築物にぞある、又其當時智慧伊豆と呼ばれたる松平伊豆守の邸宅は土屋相模守と相對せりしかども、變遷の歲月は此の兩邸を合せて今は近衛騎兵聯隊に變じてけり。

是より濠に沿うて進めば交番所あり、此處より半丁許にして高き土塀を廻したる鐵門をみる、即ち大藏省の裏門なり、松青く岩に俯し一面に小石を敷き並べたる庭の美しさ、建築の莊麗と相映じて一層の光彩を發せり、現任の大臣を井上馨とす。

大藏省の續きに内務省あり、大藏省と同一時代の建築にして昔は老中頭酒井雅樂頭の邸宅ありし所なり、現任大臣を芳川顯正とす、又内務省の横手濠を隔てたる所に門あり、當時門前の砂を踏むをも甚だ非常の名譽となし、本丸大手門とは即ち是なり、そのかみ中山愛親卿正親町卿と共に繪旨をもちし時、薩長傳奏の位置よりして一場の争鬭の起れりし下乗橋は今も尙ほ此の門内にあり、昔大手門の左側に御臺所と云ふ宏大なる建物ありしも今はなし、憲兵隊司令本



都又此町内にあり、土井能登守の邸宅跡なりしと云ふ。  
和田倉御門の外濠の邊は所謂八代會河岸と呼びて天正以前は此地波打ち際にて漁者の住家のみなりしが其後日比谷町といひて肴店多き町家となりしに慶長の頃ヤウスハチクワンといへる異國人に此地を給ふといふ、又龍の口は和田倉御門の東濠の余水を落す所にて此處迄潮さし入り昔此邊を平田村と呼びたりと江戸名所圖會に見えたり、

今この八代會河岸を右にし憲兵本部を左にして進み左に曲りし所右側を道三町と云ひ左側を大手町と云ふ大手町の側に私立商工中學校あり専ら商工業上の智識を授け兼ねて高等商業學校乃至高等學校入學者を養成する所なり會計檢査院は商工中學校の向側の町にあり院長は渡邊昇にして總て各官衙金錢出納簿を精算表に照して檢査する所なり此處と相對して黒門造りの建物は牧朴眞の邸宅なり「柏葉車の御紋の御家中に伊達業は御座る」と延寶の昔し哩謠に謳はれし井上相模守の紋を其儘なる此處大藏省の表門は其隣りにあり此邊より神田橋の見附を限りとして石壘に沿うて遠く彼方なる常盤橋見附の間は其昔し水野半人正松平因幡守小笠原遠江守坂井河内守の邸宅のありし所なりと云又大藏省の向ふ側に印刷局あり蒸氣機械の運轉する響き畑突より吐く石炭の烟りを以て其盛大の狀を察するに餘りあり紙幣の印刷を初めとし郵便證書の切手並

に公債證書勅任委任さては内閣の辭令書等に至るまで總て官邊の印刷の外近來凡民の株券等をも印刷すると云ふ又此邊に内閣官報局あり月曜日の外日々は宮廷の録事より締盟國の異動、勅令法律は更なり、軍艦の派出、衛生の事項等、總て官省の出來事は、細大漏さず、報する所なり、但し此局より發行する官報は、奏任官以上の者には、義務購讀せしむといふ又常盤橋内印刷局の鐵柵と相對して赤煉瓦の建築あり此邊電線蜘蛛の巢の如く集るを見る是れ即ち電話交換局なり見よ世の文明に赴くと共に多用は時間を忙殺して價值を黄金に比す從て諸事萬端物皆機敏と便利とを以て之を補益するの已むを得ざるに至る思へば昔の手紙は飛脚の肩に傳へられ百里の路程幾十日子と幾十貫文を空費したりしもの今日の郵便纒二錢の切手が日本八十餘州を飛べども尙之を遅しとし進んで電信寸刻萬里の外に達す江戸兒の氣早なる人尙之にあきたらず今は電話を以て雲煙標渺天涯口耳相聞す豈に機敏中の機敏至便中の至便にあらずや是れ偏に文明の賜電氣の光と謂ふべし就て電話使用の心得を見るに

電話使用者心得

呼出す時の心得

一電話を爲さんとする者は加入者名簿により前以て相手の電話番號を知り置きたる後に電話機



の前にある所の電鈴鈕を指にて二三度強く押し發電器の設ある所は其取手を二三度直し直に  
兩方の受器を取り耳に附着して交換手の返答を待つべし  
但電鈴鈕を押し続け又は發電器の取手を續け回す可らず

二交換手より「何番へ」と返答する時は直に相手の電話番號を通知し尙ほ兩方の受話器を耳に  
附着し相手の出て来るを待ちて談話を始むべし  
但相手方他と對話中なる時は交換手より「御話中」と返答すべきにより時を経て更に前記の  
手續を爲すべし

三横濱へ對話せんと欲する時は初め交換手より「何番へ」と問ひたる時「横濱へ」と答ふべし  
然る後更に「横濱は何番へ」と聞改めたる時には「何々何番<sup>自宅の電</sup>より横濱何番へ」と答ふ  
べし横濱より東京へ對話せんとする時も亦之に準す尤も東京加入者電話番號は必ず「東京本  
局何番」又は「東京浪花何番」等と唱ふべし  
但横濱へ對話するには別に電話料金を要するゆへ家人と雖も主人の承諾を得たる後對話する  
様注意すべし横濱より東京へ對話するも亦同じ

四電話により電報を送らんと欲するときは交換手に電報用の旨を通じ東京加入者は電話番號本

局百拾九番又は本局參百拾九番〔東京郵便電信局〕の内を呼出し横濱加入者は電話番號二番  
〔横濱郵便電信局〕を呼出し加入者心得の手續によりて通話すべし

但右電報は普通の料金を要するのみならず加入者に非ざれば發送する能はざるものゆへ是亦  
主人の承諾を得るは勿論差出元には必ず加入者の姓名番號を用ゆべし

五談話終りたるときは直に受話器を元の如く復し置くと同時に談話済の合圖として必ず電鈴鈕  
を押し發電器の設ある所は其取手を回すべし之を忘るゝ時は對話中又は不通と見做され少な  
からざる不便を來すのみならず遂に電話の効用を欠くに至るべければ能く注意すべし

呼出されし時の心得  
六自己の雷鈴鳴るときは直に兩方の受話器を耳に附着して返答を爲し呼出し人の出て来るを待  
つべし

七談話済の上は呼出したる時の如き談話済の合圖を爲すに及ばずと雖も直に受話器を元の位置  
に復し置くべし決して之を忘るべからず

對話中の心得

八對話中には決して電鈴鈕を押し又は發電器の取手を回すべからず



九對話中一方の者一時機械の側を立去らんとするときは他の一方に其旨を通じ必ず受話器を元の位置に復し置くべし

又他の一方は必ず受話器を耳に附しながら相手の返事を待つべし且此際交換手より閉合せあるときは遅滞なく「話中」と答ふべし

告知

電話線及電話機は毎朝試験を遂げ不工合なるものは直に其原因を究め掛員を急派し修繕の手續を履行し且つ同種類の障害にして二度以上發生候節は殊に精密なる技術的試験を遂げ改善候様嚴密注意を加へ居るも多數の加入者中或は萬一にも度々不工合の事有之困難せらるゝ場合もわらば當局掛員へ電話電信郵便若くは口頭等便宜の方法にて通知せらるゝ外當局長宛親展書面にて詳細に時間及其模様等を申出らるゝべし（但上封には電話障害の件と朱書の事）又電話の取扱其他加入者に於て心得べき必要なる條件は細大豫て示しあるも間々之を等閑にするため或は交換局より呼出を受け自己の電鈴鳴るも直に電話に掛からざる如き或は話濟の合圖を爲さざる如き又は話濟の上受話器を元に復し置かざる又は一般に毎朝試験の際「ボタ」ンを願ひ升」請求する時は發電器の裝置しある加入者に限り電鈴を押す代りに發電器の把手を廻すべき筈なるに徒らに其釘を押し交換手に對し種々の難題を申出爭論を試みんとする等のごとあり孰れも電話交換媒介上の敏捷を妨害するものにして本局は申すに不及延て加入者自身の迷惑を來し候事有之遺憾不尠とす依て各加入者に於て當局より通知したる件は特に熟讀了解し履行せられたし復近來お話し中多て困る坏と交換手に於て取扱を怠慢に付するかの如く申す人時になきにしもあらずれども此は交換取扱の實際を知らざるより出づる誤解にして斯様なる事は却て交換手自身に手数を増すものなれば道理上及實際上決してあり得ざる事に有之且つ加入者増加するに従ひ毎加入者日々交話の度數増加するによりお話中の多くなるは無論の義に有之候尤も二三度呼びて尙お話中なるときは豫て示しある通り五百番へ篇と試験方申出らるべく將又電話交換取扱方に付ては巨細示し置候も間々不注意のため不測の障故を來たし彼我の不便不尠に付加入者に於て參考のため交換取扱の實況觀覽を望まざる向は事務に差支なき限りは之を許容すべきに付開局中は何時にても參觀申出らるべし（參觀申出は可成午前中に書面若くは其名刺へ實印を押捺し差出さるべく且つ出局の際は上靴又は上草履を用意せらるべし）

右は近來多數の加入者新に増加に付爲念告知致置候也



昨年(明治三十年)の統計に據れば線路の亘長百二十三里線條の延長は一千八百四十九里加入者の數は二千以上に達するも尙加入申込者の多き今日に請ふもの或は三四年の後にあらずは其成功を見難きやの有様なり商業家は云ふに及ばず其他の實業家と雖ども毎に一刻千金を争ふ場合の如き必須不可缺の要具ならんか今最近の統計年鑑を見るに東京全市の加入者を種類別にいへば

仲買業、百十六、官廳及公署、百二十四、呉服木物織物商、百十、銀行、七十、海陸運送業、六十四、料理店及貸席業、七十九、官吏、百三、貿易商、九、米穀及肥料商、五十一、病院及醫師、七十三、砂糖商、十八、茶商、八、有價證券金銀買賣及南替業、十、集會所、十四、菓子商、十八、時計眼鏡及金屬品商、十三、燐寸製造業、一、薪炭油商、十二、通信業、十五、絲及綿商、二十一、辯護士、六十五、旅店、四十五、小間物商、三十六、芝居待合引手茶屋遊船宿賃座敷業、六十、金銀銅鐵商、三十二、書肆、四十六、藥劑師及賣藥商、三十三、紙商、三十四、酒及醬油商、三十七、受負業、三十六、蠟及油商、十六、機械絹商、二十九、印刷業、二十四、保險業、二十三、鐵道業、十七、新聞業、二十、汽船業、八、鑛業、十三、靴及革具商、十二、洋服商、十四、食料品及牛乳商、十一、學校、十六、牛肉鳥肉商取引所、六、用達業、七、寫眞師、九、繪具及染料商、九、鐵砲及彈藥商、八、造船業、六、烟草業、

七、公證人、六、電燈及瓦斯燈業、七、藝妓業、十、其他、三百八十六

以上二千三十二と云ふ局内事務を取るもの晝間は女子を用ひ夜間は男子を用うとなり

農商務省、地質課鑛山局は第一區土木監督署と相並ひて交換局の前數十歩の内にあり鑛山局長は山内徳三郎にして監督署長は日下辯二郎なり。

是より後へ引返して道三町に出で道三橋を渡り永樂町に入る道三橋は昔細川侯藩邸のありし所の北の通りより常盤橋の方へ渡る橋なり其當時此橋の南に典藥寮御醫官今大路家の邸宅ありしとなり傳へ云ふ或時大將軍家道三を召さる少し遅れたりければ御答ありしに御堀を廻りし故に其道遠しと申上ければ其後此橋を架けしめ玉ふとなり橋の下の流れは龍の口より流れ來る側に煉瓦木材など積上げたる共同荷上げ所見ゆ。

是より永樂町に入る町内永樂病院ありこの建物は元控訴院の跡にして前衛生局長の出張にかゝる一種の慈善的病院なりこの病院と棟をつらねて海軍豫備校あり元司法省のありし處なり其隣に東京稅務管理局あり元大審院のありし所なりこれ等の建物の前面は一面の荒地にて三十年以前には酒井修理亮を初めとし松平伊豫溝口信濃等の大名軒を接し、地なりき其後明治十八年頃迄は軍用電信隊軍樂隊近衛騎兵營のありし所今や一代の富豪岩崎家の手に歸しつ知らず此後如



何なる變象をかみるべき。

永樂病院の東隣に高等師範學校第二校舎あり又その隣に臺灣鐵道事務取調委員詰所あり之と相對して厚き土塀廻らしたる官舎あり小包郵便局即ちこれなりこの向ふの原を横ぎれば吳服橋に出づ吳服橋と常盤橋との間に錢瓶橋あり昔初て此橋を架す時錢の入つたる瓶を堀得し故に號とすと一説に昔此處にて永樂錢の引替ありし故に錢替橋と唱へしとなり又總鹿子といはく昔この地にて錢を賣るもの市をたて日毎に兩替せしに後は錢賣り多くなりければ互に渡世の爲にもなるまじとて仲間を定めけり依りて其頃錢買橋と名けり云々とあり又この先にある常盤橋は御本丸の大手より東の方本町への出口にして昔しは御門ありき又そのかみ東の橋詰北の方に御高札を建てらる金葉集に

色かへぬ松によそへてあづまぢの

常盤の橋にかゝるふじなみ

といへる古歌の意を松平の御稱號にとりまじへ御代を賀し奉りての號なりといへり。

土手を沿うて南に進めば八重州橋の處に出づ鍛冶橋監獄署は右側にあり其隣に警視總監園田安賢の宅あり警視廳と軒を接せり又東京裁判所は警視廳の隣にあり鍛冶橋はこの裁判所の向ふの

見附けにあり。

東京裁判所の横手と相對して驚くばかり宏莊なる建物あり東京十五區一千三百六十一町の行政を司る東京府廳はこれなり現任知事は岡部長職なり府廳を過ぎて馬場先の方に進む處之を八重州町といふこの邊り五階以上の西洋館ならび立てり今其名を擧ぐれば北越鐵道會社甲武鐵道會社福島合名會社明治俱樂部あり其他百十九國立銀行三菱合資會社古川鐵山事務所等なり又馬場先橋畔に宏莊なる築建散在せり明治生命保險會社明治火災保險株式會社東京海上保險株式會社等なり尙商業會議所は目下建築中なり其隣に郵船會社あり五層の樓閣峩々雲外に聳へて眞に日本沿海の海上權を握れる會社たるに耻ざる建築なり其後に高田商會あり専ら宮中の御用をつとめ上は天皇陛下下の御服を初とし宮中窓掛け張帷敷物並に大臣の禮服など調製する商會なり。

これより有樂町に入る町内數寄屋橋内に耶蘇教會堂あり日比神宮教院又この町内にあり伊勢大神宮の御靈を移し、御宮なりと傳ふ又侯爵中山家（舊公卿舊高二百八十石余當主は東宮侍從長名は孝磨）の邸は南米ブラジル公使館と相對して同じ町内にありブラジル公使館は元東京ホテルのありし所なり。

公使館の邊を左にして曲り見附を出づれば暫くにして濠に沿うて左に曲る道あり其道の左方に



帝國ホテルあり室内裝飾の美なる食堂の雅なる横濱グランドホテルと並び稱せられて實に日本第一の高等旅館なり客室の數二百にあまりて同時に五百人の食品を調理し得るといふ取締委員長は澁澤榮一にして取締役は大倉喜八郎なり資本金二十六萬五千圓の株式會社組織なり帝國ホテルに續きて司法大臣の官邸あり官邸の長さ高嶺たかねに沿うて南に進めば華族會館の裏門(鐵門)に出づ。

これより内幸町に入り華族會館の正門の前に出づ此處は元鹿鳴館の跡にて其當時朝夕貴顯紳士の出入しげく紅燈綠酒の宴都人士の目をひきたりし所其昔は松平伊豆守の邸宅のありし所なりといふ町内東京俱樂部英國商業雜誌社東京ボンチ社裁判粹誌社中村彌六林業事務所拍手社出張所丙申俱樂部進歩黨本部村井兄弟商會長谷場純孝邸宅山田喜之助法律事務所等を始めとし長興胃腸病院(舊府廳跡)藤井齒科病院都新聞(主筆楠本正隆)ジャパントイムス新聞社(主筆高橋一知)馬車製造所星亨邸相馬邸等一々牧擧に違わらず

相馬邸(舊警城中村藩主舊高六萬石當主子爵名は順胤)と相對して赤煉瓦を廻らしたる建物あり是なん四千萬の同胞がよりにて以て參政權の聲をわぐべき貴衆兩議堂なり明治廿三年憲法發布の當時に建てられたる議事堂は火災にかゝりたば其後改築せしものなり外見の質素なるに異り

一度足を院内に入れば結構規模の整頓せる思ひ半ばに過たる者あり議長室副議長室各議員休憩室政府委員詰所各議案に對して撰ばれたる協議室内閣大臣休憩室等完備してみるから嚴いさし若夫れ貴族院にありては右の外に陛下御臨幸の玉座を設けければ此處に入れば不覺低頭襟ひたひを正ただしむべし貴衆兩院議長の官舎は兩議事堂と斜に相對して日比谷が原の盡さんとする所にあり。日比谷公園は皇城の南に位する一帶の曠原にして内山下町二丁目全部西日比谷町の過半より成立す元日比谷練兵場の跡なりしかども明治廿六年公園に編入せられぬ南は内幸町一丁目東は内山下町一丁目西は西日比谷町及び霞が關二丁目に境し海軍省司法省大審院控訴院東京地方裁判所等を連ね正北東北は櫻田門より日比谷門を経て山下門に通ずる内濠を限りとす此邊は昔御用屋敷にして松平肥前守、松平大膳太夫、上杉彈正大阿、松平飛彈守、大岡紀伊守、大久保駿河守、阿部駿河守、丹波若狹守、有馬備後守、朽木近江守、南部美濃守、小笠原佐渡守、北條相摸守、水野出羽守、相模大膳亮、石川重之助、西尾隱岐守等の諸大名の屋敷跡なりしを維新後に及び陸軍省御用地となりて諸侯の邸宅は引拂はれにき後こゝに一大練兵場を起す周圍に小溝あり石を疊みて枳殼垣の塘を築き方較町に亘れる草の原は千軍万馬の馳騁ちゆうする所となり喇叭の聲いさましくしも後他に移されてより塘は崩され石垣は破れて僅にその面影を殘せるのみ公



園の名はあれども少しもその風致なく今尙は若干の彌蘇の勇ましく練兵するを見る。  
魯西亞公使館は外務省及海軍省と共に霞が關にあり女子學館も亦この邊にありて貴衆兩院書記  
官長の官宅と相對せり外務省の横手の坂を上げれば右側に有栖川宮殿下の邸宅あり又左側に岩倉  
具定侯爵(舊公卿舊高百五十石當主は爵位局長兼侍從職幹事堂兼雅樂部長)の邸あり同じ側に  
外務次官小村壽太郎邸あり尙はこのあたりに佐野常民伯爵邸(新家舊土佐高知藩士當時日本赤  
十字社長)及九鬼前蜀書頭の邸並び建てる伊太利公使館は墨西其公使館と背を合せて三年町に  
あり又清國公使館は永田町にあり其向側に獨逸公使館あり。  
清國公使館の横手を沿うて西に進み兩側に春は賑かしの思はる、櫻樹の間を通り坂を下れば前  
面老樹蒼鬱たる丘陵をみるこれなん東京一の大社日枝神社なりけるこんもりと登尙暗き樹蔭の  
間よりチラと樓閣の見ゆるも何となう神々しさを覺ゆ唯見る竹垣もて優美に取まはしたる蓮池  
小波細く汀を洗うて蒼々たる水の面に綠樹の靜かに影を映したる、向ふの岩角より瀧とも思は  
れつべう清らかなる水の流れ落ちたる心自づと靜寂を感じてまた本殿を見ぬ内より六塵の快樂  
を遠離するを覺ゆ四邊しんくとして鳥聲牙ゆる間を通りて其れより預は落ちて名殘は唯兩方  
の柱にのみ影をとめたる石鳥居の下を過ぎ少しく進めば道岐れて二つとなる共に石級にして一

は急一は緩なり(緩なるは元御成坂と稱す俗に又女坂といふ)此二道を以て園内に入る正道とす  
此外園内に通ずる道四つ即西方に二つ南方に二つあり皆坂道にして其南方にある二道の内右に  
あるを南坂といふ。

この境内は明治十四年六月公園に編入せられ麴町公園と呼ぶに至る永田町二丁目の西部にあり  
て西南は溜池を隔て、赤坂田町三丁目四丁目と相對せり坪數は一萬〇二百七十坪にして園内老  
木高樹多く幽邃愛すべし特に夏は最も納涼に適するを以て夜々杖を曳くもの多し。

日枝神社は即この公園の中央にあり官幣中社にして大山咋神を祭る徳川家の産土神なり(祭禮  
は六月十五日)先づ正面に見ゆる樓門は隨身門にして本社の前石級の上により其左右に回廊あり  
りその側に舞殿あり毎月十五日こゝに神樂を奏す舞殿の西隣に護摩殿あり今は廢殿となれり樓  
門の額には日枝神社と金文字にて書しあり故有栖川一品親王の御眞跡なりとぞ樓門の左右に隨  
身の像を安置しこれと板一枚背中あはせに猿の石像左右にならべるをみて前に進めば左右に入  
基の石燈籠立ち左に嵯峨たる老梅白き苔の衣きて一種の趣きを添へ右に主連繩かけたる神木あり  
り次に彫刻の美を盡したる朱塗りの圓柱の唐門あり石段高く三步を限りたるを上りて内に入れば  
は南に竹北に柳を植ゑ井桁もて之を取回はせり正面拜殿は圓破風揚げ節開き戸廻欄造りにて其



承座には松と鷹次は花鳥奥には鳳凰のまかし彫あり又拜殿の前と奥に金色の格子をたて、漫り  
 に入るを禁せり上には翠簾をかけ處々燈籠をつるせり社の南側に社務所ありて神官は常に拜  
 殿の南隅に座して監督の任を執れり境内神樂堂祓殿神輿庫荷社八坂神社庚申社神嘗祭御供物  
 御埋納所等あり神嘗祭御供物御埋納所は公園の北部なる小丘の上にあり八束穂の嘉禾をもて天  
 神地祇に奉薦し雨露の神澤を謝し親しく之をなめて百禾の播種を祝し玉ふ明治十三年十一月地  
 を境内の北隅摺鉢山(双子山)に相し宮内省より御供物御埋納の地と定められにき又庚申社及八  
 坂神社は本社の右側瑞離の外にありて二間四方朱塗りの社なり庚申社及八坂神社と額面を掲げ  
 たり庚申社は猿田彦命を祀り隔月庚申の日に祭典あり八坂神社は京の祇園を移して日技神社内  
 に勧請したる神社にて例年六月七日祭禮あり。  
 星が岡は日技神社の鎮座まします高き處を云星が岡茶寮は星が岡の東南隅の崖に臨みて閑雅幽  
 邃最も休憩に適せり聞くならく明治十四年の夏奥八郎兵衛八木佳平此地に遊びし折しも此星が  
 岡の趣きを見洛東圓山の佳境坐るに思出されて低徊久しうしてありける茶寮設立の計畫は此時  
 にはらまれて後十七年六月十五日初めて開業式をあげられつ(番匠は宮寮の今井源兵衛なり)株  
 式組織にして株主は小野善右衛門三野村利助奥八郎兵衛三氏なり又寮主は茶道の宗匠松田宗貞

翁にて客を迎へて接待頗る懇懃なりといふ今寮則を得たれば左に附記すべし。

寮 則

- 一本寮は會友の点茶及詩歌琴棋書畫雅樂謠曲等の清遊雅會を爲し又は適意燕息する爲めに設くる處なり。
- 但し俗樂鄙曲を演ずることを禁ず。
- 一本寮は毎日午前九時より午后六時迄を開席時間とす。
- 但し特別午前九時以前に開席を要する時は必ず一兩日前に報知あるべし午後六時以後の來遊は總て謝絶するものとす。
- 一本寮會友は人員凡五十名を定め會友の證票を渡し置くものとす。
- 但し家族の外他人に證票を附與すべからず。
- 一會友は家族は勿論親戚朋友を同伴するも妨げなし。
- 一會但し茶菓を供するを例とす。
- 一會友は開席時間内に於て何時來遊するも一室を専有するを得べし若し二室以上或は全寮を使用せんと欲せば相當の庶費を請ふものとす。



但し二席以上或は全寮を使用せんと欲せば必ず一兩日前に申込みあるべし若し臨時明き席ある時は其需に應ず。

一會友は毎年に金六圓を納るべし。

一來賓滿席又は明き席あるも前席ある時は後來の賓客を謝絶することあるべし。

一茶事の割烹を要する時は一兩日前本寮へ來會の人員を報知すべし。

但し臨時飲饌の請求あれば簡易を主とし本寮附屬の割烹店に托し之を辨理す又自ら飯瓢を携帶するも其隨意に任す。

一會友にあらざして來遊せんと欲する時は必ず會友の紹介を経べし其紹介なき時は何人によらず謝絶するものとす。

但し會友の紹介を経し時は相當の席費を請ふものとす。

一會友外の人寮内縱覽又は小憩をなす時は縦覽票を持參すべし若し來賓ある席に於ては之を謝絶することあるべし。

但し茶菓を供するを例とす。

明治十七年三月 麴町公園地内 星岡茶寮

茶室は大會には下坐敷十二疊五疊十二疊を一間とし能舞臺に仕組み他に四疊半一間三疊一間及三疊の代目あり又水屋及二疊のわかりどりあり二階は十疊三間を一間にし廻廊を設け室内には電氣燈呼び鈴を布設す又利休堂は四疊半一間にて利休の立像を安置せり身長六七寸竹筒の厨子に秘藏せり(京都徳大寺和尚の所持せしを譲り受けたるものなり)給仕女は數名ありて舞蹈三絃の技は知らずもあれ茶の湯一式諸曲の二三番位には嫺へるものあり又客なき折には室内を縦觀に供せしむ縦覽券は御供待所並に茶寮前の掛茶屋楠本兩家にて發賣せり。

室内眺望佳絶富士の姿袖浦眞帆片帆の浮べるさまを葉越しに見るべく松籟瑟瑟を彈するの時窓によりて之を聞けば如何なる無風流漢も匂なくしてやまんや今星岡茶寮の歌を左に附記すべし。

寄星岡茶寮歌

正二位 建通

かぎりなく名もしらぬ星の敷くは

夕入てこそあらはれにけれ

麴町區

正二位 實愛

星岡なる茶寮のもとによりて

二十七



とかの名のはしのひかりもあらはれて

明らけき世のかげをへつゝ

星岡茶寮のもどめによめて

ひさかたのはしの敷にもあらはれて

從一位 忠 照

くもりなき世をかきりしられぬ

岡の東南隅茶寮の甍下に井あり巽の井といふ木のはり札に「斯井戸は呑水に御座候」飲料水なれば近隣住宅の人とても雑水に充てしめず、又此邊の井水筒を設けて所々の井筒にひくより何時しか誰いふとなく元井戸の名を附するに至れり。

墨染櫻は蓮池の傍の樅樹の左の方にあり、今は昔深山隠れの櫻ならぬに何思ひわびてか、黒ずみていと寂しげなる花を咲さしも今は枯れはて、朽ちたる幹僅かに五尺許りに漸く名残りを留め、これさへ年々の風歳々の雨に次第に蟲ばみ往くぞ可惜らしき、又玉垣の左側にし垂櫻あり、古木抱に余る、傳へいふ昔下寺の和尙某平河天神の縁日に求め來りて此處に植えしものなりとぞ、又神前五垣の外に臥龍梅あり老幹苔を帯びて蟠屈地にはらばへり、又玉垣の外左右に右近の櫻左近の橋あり、初めは右左橋なりしを左の方の橋格でけるより一時右近の櫻を植

う、其後千勝興文橋を献じて櫻を他に移し今は舊觀にか入れり、又桂の樹左右玉垣の外及兩個池の汀にあり、其昔比叡山より苗を鉢植にして携へ來りて移しうゑたる木なりといふ、昔しは境内に柳なかりしを明治廿年頃舊社人宮崎宇兵衛自邸の柳樹を献じ蓮池のはどりに植えつ、全二十一年の頃舊氏子某伊勢の國より寄進する所ありといふ、又本社傍に十餘株摺鉢山の小蔭の切通しに二十餘株あり、近年の植込にて毎春花期に至れば白雲たなびき、紅風にひるがへるを見る、又蓮池及築山の邊楓樹生ひしげり秋に入れば、蜀光の錦天をかざりて、樹下を逍遙する人の顔夕照に紅し。

甍に臨むで掛茶屋軒をつらねて並べり、昔しは此邊栗丸太の柵をゆひ隈徑生ひたちたる鐵盤なりしを願ひいで、二三間柵を破り雜草を刈り去りて掛茶屋をかけたるは明治三四年の頃にて、その初は楠本といふ茶亭にて尋て之か隣りの小泉といふ茶亭出來ぬこの兩家最も古るし、今は中村屋清風亭など新たに軒を接してこの邊おかけなさい、「お休みなすッていらッしや」とかまびすしき聲につられて其名も清げなる清風亭などに小憩するは最も妙なり、亭内名物の猿あり、「この猿へ手を附くべからず」と札つけたる柵あり、其他園内の名物は千歲飴なり、なほ歛損したる大鳥居の傍茶寮御供待にならびて掛茶屋あり、又この掛茶屋の四ッ目垣の内に御成



井戸の舊跡あり、今こそ塵芥捨て場となりつれ、其昔しは徳川家より開墾せし井戸のありし所にて、樹下邸内に接し黒板塀を以てかこむ、衛門を設け、平生は常に門して妄りに人の入ることを許さず、門を左右に開けば花園石もて敷きたる敷石あり、屋形を設け栗丸太を施し將軍御成の節は供廻りの者共此井戸にて齋戒沐浴其より參詣することに定りき、故におなり井戸の名あり、厚き棺を埋め込みたる車井戸にて、そのかみは比類なき冷水なりしとぞ。

明治八九年の頃なりけむ、日枝神社參詣人の便を謀りて、氏子中の有志者溜池に一橋を架す、本社に因みて日吉橋と名けたり、橋錢として文久錢一つを徴す、因りて文久橋の名あり、後官有に歸して大に修繕を加へ、今は新しき橋となり、この橋を渡りて星が岡の北の麓を周り鳥居前に通ずる坂道を切通といふ、こは日吉橋架設の際切り抜き所なりといふ、昔は岡と岡とに狭められて少しく窪みぬで其上に空橋を架せりき、此地南は常明院を限りとし溜池に臨み、正面鳥居際は神主樹下近江守宅にて、黒板塀いかめしく、全く道路なかりしとなり。

園内の舊家は今は大概廢れ或は他に移りて僅かに千勝家あるのみ、千勝氏は元大織冠藤原鎌足に出で後裔ありて兩家となり、本家を千勝主水といひ、分家を千勝隼人といひて代々山王の社家たり、近年逝去せし千勝興文は本千勝家にして嗣子正司家に舊記を藏す、分家千勝季孝は現

今日枝神社の宮司なり、又舊社人の家にては宮崎正太郎、喜多川宇太郎、神谷平藏、山田榮壽、新實與兵衛の五戸なり、萬治二年山王社に隨從して此地に住居し星霜一百三十有餘年なりといふ。

日枝神社は元近江國日吉神社を移したる社にして、祭神は大山咋神なり、蓋し日吉神社は比叡山の麓にありしより日枝と轉訛せし由にて、又山玉といふは本元の神社の山王權現といふより來れる故なり、草創の地は武藏國河越にて上代は仙臺仙人の住みたりし仙波といふ土地なりしを文明年中太田道灌江戸繁昌の鎮守となすべしとて仙波より移し來り梅林坂の邊へ勸請し奉りしとなり、附ていふ梅林坂は平川口御門の内に入り、文明十年の夏木田持資或日一室にありて午睡の中靈夢を感じ翌日菅公親筆の畫像を得てこゝに勸請し、梅樹數百株を植う依りて梅林坂の名ありとぞ、然るに降て天正十八年徳川氏封を小田原より移し來りし時改めて紅葉山に遷座あり、是より代々徳川家の産土神と定められにき、其後故ありて城西なる元山王の地に移されしに、回祿の災に樓閣島有に歸しければ御側久世大和守廣行を總奉行となし、松平主殿頭忠房の邸跡に造營せられぬ、これ現今の山王神社なり、されど其當時は高塚長く山麓をかこみて、門前に下馬札たち、平民は參詣すること出來ざりしといふ、(尙その起源を委しく知らんと欲せ



は落穂集に就てみらるべし）特にその昔に於て祭禮の盛大なりしは驚くばかりにて、將軍の觀覽に入るの例なるを以て、神田祭にも増して實に全江戸市中の人をして狂せしむるほどの賑かさなりしといふ、宜なり俗にこの祭禮を呼んで御用祭天下祭の名ありしや。

日枝神社の參詣を終へたれば是より三宅阪に出でて、を登りて永田町に入れば、大藏大臣の官宅は故文部大臣森有禮子爵の邸と相對してあり、森邸と香中合せに華族女學校あり、（國風音樂會と相對せり）校内別に幼稚園を設けたり以前は共に華族にあらざれば入學を許さざりしも今は平民にても身分あるもの、身元保証あるものは自由に入學を許すこととなりぬ、該校教旨の要領は彝倫を本として智識を發達せしめ高尚の性情と健康の身体とを以て、上流の賢母良妻たるべき者を陶冶するに在り、教科を大別して小學校中學科とし更に小學校を小分して初等小學校高等小學校とし、中學科を小分して初等中學科高等中學科として修身、國文、漢文、歐文、地理、歴史、數學、理科、家事、習字、圖畫、手藝、音樂、體操、の普通學を教授す、小學校各三年中學科各三年合せて十二年とす、又該校は 皇后陛下の令旨を奉じて建てたるもの宮内大臣の所轄に屬し現任校長は細川潤次郎下田歌子以下三十七名の教授助教授及囑托教授ありて、目下生徒の數は四百に垂んとす。

華族女學校の横を煉瓦塀に沿うて進めば正面に石疊を見るこれ麴町より赤坂に出づへき赤坂見附なり、見附の左側に華族女學校の裏門と相接したる所閑院殿下の御住邸御門の莊嚴なる正面洋式本殿の宏壯なる、見るから奥床しき和洋折衷の建物なり、又見附の右側麴町の大通りに入らんとする片側に長くかなめ垣のついたる中の建物は北白川殿下の御邸宅なり、此處は元維新前迄は紀伊中納言の邸宅のありし所なりといふ。

これより紀尾井町に入り清水谷公園を遊覽すべし、本園清水谷と稱するは昔此地に清水湧出したりしかばかく名けたりとぞ、其の公園となりしは明治二十三年八月にして總坪數は三千三百二十八坪園内に二百有余坪の池あり、池畔に茶席あり、池南稍廣く中央に贈右大臣大久保利通公の哀悼碑あり、高さ一丈八尺五寸厚さ三尺幅七尺五寸、臺石の長さ一丈一尺幅八尺餘高三尺許り、繞らすに鐵柵を以てす、表面に龍を刻し裏面に碑文あり、

嗚呼此贈右大臣大久保公殞命之所也公之在世身繫天下之安危 天子倚以爲重一朝變生不測 溘焉長逝悲夫自古忠臣烈士死于非命者何限然概在 喪亂之世擾攘之際乃公則功成名遂遇 國家方隆之運將 永享 太平之樂而遽罹 此禍 宜乎 九重哀悼天下識與不識無不 惋惜痛歎也抑公既以身許國死生禍福一聽于天而不悔而其所 施爲 赫々在人耳目則公



雖死乎猶有<sub>二</sub>不<sub>レ</sub>死者存焉距<sub>二</sub>公之薨<sub>一</sub>七年過<sub>二</sub>此地<sub>一</sub>者咨嗟歎息往々低徊不能<sub>レ</sub>去於<sub>レ</sub>是僚友  
義故符謀建<sub>レ</sub>碑以表<sub>二</sub>追悼<sub>一</sub>亦情之不可<sub>レ</sub>已也公之勲業藏在<sub>二</sub>太史<sub>一</sub>勒在<sub>二</sub>楨珉<sub>一</sub>此特記<sub>二</sub>建碑事由<sub>一</sub>  
以告<sub>二</sub>來茲<sub>一</sub>

明治十七年十月

編修副長官 從五位勳六等 重野 安釋撰

内閣大書記官從五位勳五等 金井之恭書

鐵道二等技師正六位勳六等 毛利重輔督工事

廣 群 鶴 刻 字

明治十一年戊寅夏五月十四日公將<sub>二</sub>朝せんとし<sub>一</sub>、馬軍を驅つて行く途次車中官書を閲す行く  
行く紀尾井坂に至る、時に賊あり刀を揮て馬足を斬る、利通大聲叱して曰く待てと賊辟易す、公  
徐ろに官書を懐ろにして車を下らんとす、賊その頭を斬る馬卒走つて變を報ず、賊遂に公を殺  
す、賊は石川縣士族嶋田一郎等なり、公時に年四十九、天皇震悼右大臣正二位を贈り其子利和を  
華族に進め金を賜うて厚く之を葬らせ給ふ、蓋し公がこの凶變に遇ひし地は正さに園口の溝渠  
に架せる石橋の邊なりしといふ、若し足をこの公園に運んで仰いでこの哀悼碑を見れば誰か當  
年を追憶して轉た痛恨懷惋と<sub>二</sub>らる<sub>一</sub>に、一抔の紅涙を落さるものあらんや、噫松<sub>二</sub>嶺<sub>一</sub>を永

へに亡靈を吊するもの、如く、櫻葉時に錦蜀をかざりて公が永恨を慰するが如し、前は稚松林  
をなし後は丘陵時ち蹢躅之を掩ふ、中は小徑あり丘上に登るべし、丘上廣濶ならずと雖も眺望  
頗る佳絶、特に夏月こゝに來れば涼風衣襟を掠めて塵界の煩熱忽ちに逸し去るべく、此を下り  
て池畔に來れば水清く鱗魚潑喇數ふべし、又園内梅、櫻、藤などを植う、尙前面の通りの兩側に櫻  
樹あり、是亦遊客の目を喜ばすに足れり。

園を出で、左に進めば派出所ありこゝを右に見て左に曲り坂を上げれば土手あり「喰ひ違ひ」と  
いふ、赤坂御門はその前面にあり、喰ひ違ひの左側にいといかめしき門見ゆこれ即伏見宮殿下の  
御邸宅なり、建築の宏壯なるはいはずもがな、この邸と相對して奥太利公使館あり。

坂を上りて再び派出所の前に出で一直線に進めば右側に煉瓦造りの建物見ゆ即東京麥酒會社な  
り、該社は株式組織にして資本金三十萬圓現今の醸造所は武州程ヶ谷にあり、この會社と相對  
して杉垣取りまはしたる邸あり、近衛公爵の裏門なり、又行政裁判所は清水谷公園と背中合は  
せにありて麥酒會社を眼下に見下ろしたる所にあり。

(附記、紀尾井町の起源は蓋し舊幕の頃、此處に紀伊、尾張、井伊三侯の邸宅ありしを以て、  
其の上の三字を取り合せて名けたりといふ)



是より平河町に出づれば、一丁目に平川天神宮あり、元宮城内平河御門の内に入りしを茲に移したるにて、菅原道真公を祀る、社記にいふ、

文明十年、太田持資入間郡川越なる天神を江戸城中に勧請し、數株の梅を植う、後天正十八年徳川家康當社を平河口の外に移し、平河天神と稱し、慶長年中更に今の地に遷座するに及びて尙舊稱を存す。

とあり、社殿廣からずと雖も梅樹林をなして趣きを添へ、近傍の氏子多くして、賽詣するもの踵を絶たずといふ、毎年三月二十五日の祭日には菅公自詣の眞影をかゝげて普く諸人に縦覽せしむ、社前の銅の鳥居を左に見て、是より麴町中最も賑かなる大通に出づ、この大通りは半藏門より初まりて四谷見附に至る間即一丁目二丁目より十丁目に至る間をいふ、十一丁目よりは四谷に入る、麴町警察署は七丁目にあり、又八丁目に行基大師の作にかゝる薬師を祀れる寅薬師堂あり、五丁目に麴町銀行あり、資本金三十萬圓なり、二丁目に麴町郵便電信支局あり、三丁目派出所の處を曲りて元園町に入れば一丁目に侯爵醒醐家(舊公卿舊高三百二十二石)凝谷一六翁の邸あり、坂を下り又上れば親峯雲表に發ゆる五層の大廈を見る日本の富豪三井の本家は即此處なり、又この隣にある宏大なる建築は公爵鷹司家(舊公卿舊高五百二十六石)なり、其他麴町

區内有名なる人名を擧ぐれば二番町に金子堅太郎、それに隣りて軍醫監岩佐純、加藤弘之、海軍中將柴山彌八、參謀本部長川上操六郎等あり、又富士見町には伯爵井伊邸(舊近江彦根藩主舊高二十萬石)あり、其外明治學院及番町教會は二番町朝鮮公使館は下六番町にあり。

尙は此外にも重なるもの多かるべけれど一々枚舉に遑あらず、されば是より富士見町藝者を窺ふこと、すべし、富士見町藝者の數は目下四十名近く、待合茶屋は菊の家、梅月、瓢屋等有名なり、客の多くは軍人書生等にして、祝儀等は赤坂牛込と伯仲の間に居れり、近傍の天麩羅屋樓上の四疊半、往々管絃の聲かまびすしきを聞く、亦以てその品位を見るべし、この附近には天麩羅屋、しやも屋、そば屋、かまぼこ屋等、軒を並べて立てり、就中最も有名なる日本料理にては萬原、西洋料理に於ては富士見軒なりとす、料理のよろしきは共に山の手第一等、就中富士見軒(富士見町一丁目)は招魂社の東一丁許の處にある、二層樓の煉瓦造り室内の裝飾待客の法よく整頓し、都下屈指の洋食店、並五十錢、上食一圓より、外に麴町區内に於て有名なる料理屋は、富士見樓(飯田町四丁目停車場より一丁半許り西)なりとす、樓は飯田河岸、堤に面して水に背す、水は即ち小石川より来る所の神田川、堤は甲武鐵道汽車の走る所、中庭の圓池深く陥りて、谷の如く、樓々高く相對し相繞りて、四顧軒豁、前樓三橋堤上の翠松を引く所、



鐵路と相連りて、轆々又轟々、濠雷につれて煤烟の漲るを見る、後樓朝夕する數多の河船、水手の棹に導かれて、一上一下、欸乃の聲も勇しく、此樓と相對する礪川の砲兵工廠、堂々雄大城廓の如きもの、呼べは應へんとす、東は本郷の高臺より、西は白山の森林より、來て入るもの萬客の如し、室々區分、松の間、竹の間、梅の間等の雅名あり、之に加ふるに温泉を以てして、浴後の色流水に映じ、浴室左側の巖壁瀧々下るの瀧、炎天の汗を洗ふ、されば官吏紳士等の來り遊ぶもの、及小酌高宴の親睦を結ぶもの多し、其他寄席の重なるものは、九段の富士本、元園町の青柳亭、山元町の萬長亭等なりとす。

富士見町は九段坂を上りて一直線に進み市が谷見附に出る間を云ふ暮雲夕照に映じて紅なるの時、こゝを過ぐれば正面に薄紫色なしたる富士を見るべし、蓋しその名の因て起る所以なり、靖國神社は富士見町三丁目にあり正面正銅の大鳥居の屹然として高く雲表に聳え、大さ三人の珠數つなぎに相當せり、柱に篆書もて「明治十九年十月建之」大坂砲兵工廠鑄造」と刻みたり、筆者は村田海石なり、銅鳥居廻り一丈二尺高さ四丈六尺、重さ上四萬二千五百斤、下一萬四百五十斤、縦の柱一本二萬五千六百斤なりといふ、又大鳥居の下には二基の金燈籠相對して建てり、鳥居の脚下にある大賽錢箱は東京郵船株式會社の奉納にかゝると云ふ。

この大鳥居の下を敷石傳ひに進めば、兩側には櫻樹林をなし春候爛漫花開くの節空は一面に花の天蓋もて掩はれたらんが如く、常は奥深き翠園の中に育まれ給ふところあたりの姫様方々へ、この頃には花にも劣らぬ綺羅びやかなる扮装して腰元にかしづかれながら花間にさまよひ給ふを見るも床し、樹下所々に共同ベンチを設けあり。

社内の東南隅(大鳥居の横)に繪馬堂あり、天井及壁間に神体の靈現、花鳥の圖など今は見わかぬまでに古びたるあり、又西南の役勇士が硝煙彈雨の間を物ともせず、千軍萬馬の中を驅逐せし當年の光景を眼前に髣髴たらしむべき銃劔の掲げられたるあり、人をして轉た今昔の感に堪へざらしむ、尙近年日清戰役の紀念として大なる美はしき扁額を奉納したり。

又敷石を傳うて社前に進み左側丸池の中に噴水あり、近年更に加賀藩主前田侯爵の寄附にかゝる長髪の一少年鮮々たる大鯉魚を擁して水中に立てる銅像を設け、鯉の口より出づる噴水清冽掬すべし、本年の春池上新たに藤棚を設けたるにより雅趣更に一段を加へたり。

此池の少し先きに御洗手水あり、石桶の中に噴水を設け水滾々外に溢れ出で常に新陳代謝す、卑俗迷信者等が神水なりとて子々の湧きし汚水を有難さうに手なぞ洗うと違ひて見るから心も清ら覺えらるもたふとしや、(この後に一字あり)



先づ入口の新しき丸木造りの鳥居の下を通り階段を登りて社頭に進みよれば、目に入る帷幕に菊桐の御紋を透織にしたる、不覺頭を下げて恭しく拍手うたれぬ、本社は明治二年の創建にして、戊辰の役に於ける官軍の戦没者西南の役に於ける同戦死者及び近くは日清戦争の戦死者の靈を祀り、初は府社なりしが後別格官幣社に列せらる、之を招魂社といふ、本社は東に面し建築上古の風を摸擬し、巨棟高楹清酒を旨とし金銀を鏤めず色彩を施さずと雖ども高潔愛すべく嚴正敬すべし、右側に社番所あり左側に額堂あり中に蓋平の役、九連城の戦争、黄海の海戦、高千穂の橋上にとされる靈應などの油繪あり。

社の周圍には和漢洋の風に摸したる植込并に梅林あり、松林あり、築山あり、庭園みな雅趣に富み酒脱最も見るべし、社を左に廻り梅林の前を通りて進めば池の汀に出づ、波靜かに鱗魚躍り鳴數ふべし、石橋あり一方に架す橋影倒さまに落ちて水中に映する處丈高き樾天を摩し、形をかしたる巖石島をなして池中にあり、向の築山には翠松よきほどに点綴したる幽谷をなして其間一條の素練を晒したらんが如きは飛瀑なり、これはこれ皇城内吹上御苑の一部を摸せしものと聞く、池に臨みて歎を賣る所あり、又近傍に茶亭あり觀瀟亭といふ、共同休憩所は池の正面及横手の小高き丘の上にあり、丘上の休憩所は明治十年西南の役田原坂の激戦の折り銃丸を

受けたる樹木もて造りたるものにて、天井の梁は更なり机脚の表面など皆當年の名産をとりてその如何に激戦なりしやを想起せしむるに餘りあり。

社内の西南隅に一風變りたる赤煉瓦の建築あり遊就館といふ、國民に尙武の氣風を喚發せしむべき物品を陳列して専ら公衆の縦覽を許せり、(入場大人金三錢)先づ正面に名古屋城を模造したるを初として日清の戦役に於ける分捕品を陳列せり、砲身旗軍帽など順次に列べたるを見て第四室に入れば戦死の將校の像を掲げあり、あはれこれ等の像の下に立つもの誰か一掬の紅涙に袖をそばたぬものやある、當時を追想して轉た感憤の情に撲たれながら尙ほも進んで古代より傳はれる有名の鏡、長刀、刀鎗などを初めとし繪巻物、傳授の巻などを處せさまでにならべ、人をして應接に迫わらざらしむ、これ等の中にて特に目をひきしは關が原の戦時に用ゐたる採配、林子平の繪畫、福島中佐が西比利亞單騎旅行の折に用ゐたる諸器物等なりとす、又遊就館の裏手に庭園あり、池あり、橋あり、築山あり、頗る幽趣に富めり、遊就館と隣りて新しくいかめしき建物あり、表門に黒塗の大柱靖國神社社務所と記せり、社務所の盡くる所恰も摺鉢を据ゑたるらんやうなる空地あり、一隅に神樂堂あり、毎年祭日の際には神樂能狂言などの催しあり尙餘興として角力の技あり。



これより大鳥居を出れば暫にして廣大なる馬場あり廻らすに木柵を以てせり、中央に故の兵部大輔大村益次郎の銅像聳ゆ、銅像の影一丈鉄台一丈四尺石垣一丈八尺總高さ四丈二尺あり、周圍に弓箭の形もて鉄柵を廻らし臺石のまはりに巨砲八門を据ゑたり、こは美術家海野某の作にかゝる所なり、仰いで之をみれば、頭髮は大髻に結び、身に陣羽織をつけ、腰に兩刀を横たへ、左手に双眼鏡を持し、遙かに前面を睥睨せる様、凜乎として威風四邊を拂へり、圓柱の臺は三條公の撰にかゝる銘あり、書も亦全公の筆なりといふ。

嗚呼此故兵部大輔贈從三位大村君之像也方類圓願肩軒目張凜乎如生使入想其風采一君諱永敏稱益二一郎長門藩士性沈毅有三大志一夙講一泰西兵法一擢爲一兵學教授一尋參一藩政一釐一革兵制一慶應二年之役守一藩北境一連戰皆捷戊辰中興徵爲一軍防事務局判事一時幕府殘黨據一東叡山一方一君命一獻一策討而殲之尋征一奥羽一平一函館一君皆參一其帷幄一以賜一功祿千五百石一陞一任兵部大輔一安定一陸海軍制之基礎一明治二年在一京師一爲一兇人所一戕斃年四十七天皇震悼贈位賜賻後又授一爵榮一子孫一頃者故舊相謀立一銅像一以表一其偉勳一以余知一君一深一記一其概略一若一夫平生事業一具載一其鄉圓山墓碑一嗚呼像之碑與一君之功名一可一其不朽一明治二十一年六月内大臣從一位大勳位公爵三條實美撰並書

此邊り本社と一直線をなせる中央の道路にあたりて、兩側に數十基の石燈籠相並んで建てり、大村の銅像より第十基と十基の間の兩側に石造の唐獅子を安置せり、こは遠東海城の關羽廟にありしを、日清戦争の折分捕して持歸りたるものなり、入口には別格官幣靖國神社と刻みたる高一丈許りもあるべき石標建てり、其前の兩側に巨大なる石燈籠あり。

招魂社の祭禮は、毎年五月十一月の五六七の三日を以て祭祀を執行し、勅使參内して酒饌幣帛を供し、尋で海陸軍整列の式を行ひ、餘興として競馬角力煙火能樂等の奉納あり、その折々の雜聞いはん方なし。

石燈籠の附近に派出所あり、これより前方は九段坂の上り口なり、右側に高さ燈臺あり、石を疊みて基礎となし、突兀雲表に聳ゆ、即靖國神社の神燈なり、この坂上神社の入口より遙かに本社を見渡せば、社の左に白雪を戴く芙蓉を背負ひて心も自から清らなるを覺ゆ。

神燈と相ならで赤煉瓦の西洋館あり、陸軍々人の俱樂部ともいひつべき偕行社はこれなり、將校の轉任、送別會、遠征旅行、歡迎會、戦争の紀日等あらゆる陸軍々人の公事以外の集會は必ずこの所に於てすといふ、而して尉官以上は必ず偕行社員となりて、毎月の會費を納むべき規定なり。



左側は其昔し二の九三の丸に通せる田安門と呼びたる所にして、東は半藏門、西は竹橋よりつ  
 いける城壁の相合したる一角なり、そのかみ門内に小笠原能登守、増山兵部と相對して建てり  
 しといふ、されど今や近衛聯隊の兵營となりて、啾唳たる喇叭の聲、憂々たる劍撃の響い  
 しく、門前常に番兵立てり、過ぎにし明治の十年田原坂に芳名を揚げたるも、其後征臺の役北  
 白川宮殿下に従ひて基隆の砲臺を陥れて勇名を顯はしたるもみなこれの聯隊にぞある。

田安門を出で、左に折れ、九段坂に下らんとする角に鐵造の紀念碑あり、三尖鎗鋒の形をなし、  
 四角の鐵臺の周圍に軍旗銃劍を鏤め、四周回らすに鐵柵を以てせり、碑文にいふ

西征之役近衛兵勇戰賊長馬頃軍人相謀爲死者一建碑表功 皇上特賜金以助其功嗚呼人  
 孰無死此可謂死有餘榮一矣

明治十二年五月近衛都督陸軍中將山縣有朋撰 從五位 長 英書

とあり、又其後方に近衛兵建とあり、この所最も眺望に富み、觀月と觀雪の勝地なり、懸崖の  
 下蒼々たる外濠あり、水竹橋についで所謂牛が淵といふはこゝなり、千鳥が淵より流れ來  
 る水、田安門の土手に限られ、滔々として下り、牛が淵に落つ、石に碎けて飛ぶは眞珠の水沫、  
 水鳥二羽三羽水を澄れば風なきに立つは細波の綾、佳趣實にいふべからず、水に臨みて公園の

り、牛が淵公園といふ、地に敷く芝生の跡に、涙と悲しみの跡とめざれば、池の面のうら枯れ  
 し荷葉に、秋の恨みを嘆くとしも思はれぬほどの眺めなり、園内に所櫻樹ありて、徐ろに春の  
 夢ぞ忍ばるゝ、又藤の棚の池の上に掩ひかゝりたる樹間より、谷村計介などの石碑のはのみえ  
 たる景色得もいはれず、園内花屋敷あり、夏の日は露のかはかぬ間の朝貝、秋の日は七草に武  
 藏野の昔を尋ねるも一興ぞかし。

附ていふ、今牛が淵の起源を尋ねるに、昔時鏡つみたる車牛と共に田安の臺の下なる堀に落ち  
 て、牛も車も途にあらずなりといふよりこの名始まるとぞ、(田安の臺は前記西南の役戰死近  
 衛兵紀念碑のある所をいふ、昔正月及七月二十六日の兩夜月の出しはに、龍燈あがるを拜むと  
 て、數萬の男女念佛して此處に夜を明かしたりとなん、今はこのことなし、又こゝは牛込築土  
 明神の舊地にして、其頃は田安明神と稱したるとなり)

靖國神社

敎祭招魂榮譽加 回春當月死宜夸 香風吹白福樹頭 百萬英靈化爲花

全上

春滿皇城霞鶴屯 似弓新月入瓊垣 祠壇百尺梅千頃 清氣長薰忠義魂

麴町區



麹町區

靖國廟後園

巖寶噴泉春水澄 鬼工不若石峻嶒 萬梅林盡千桃出 疑過孤山入武陵

靖國神社西南殿

砲聲震天田原坂 鯨波捲地熊本城 進擊格蘭逐其死 保守苦戰棄斯生

此是西南征討役 官軍壯士競勳王 請見斧鉞斬賊首 凱旋解兵四海平

帝垂優詔弔忠士 花木繞廟四時香 祭祀盛典與頑儒 可羨英靈無限榮

回頭浮世真如夢 人生百載鴻毛輕 嗚呼戰死不幸還是幸 青史千秋留美名

九段坂に並びて中坂綱の樹坂あり、中坂の中央に世繼稻荷あり、文安の頃よりこの地に鎮座ありしといひ傳ふ、中坂の上り口の横手に耶蘇教會あり、美以教會といふ、本年の新築にかゝる、裝飾頗る見るべし、之より富士見町裁判所の前を進めば和佛法律學校あり、本校は邦語又は佛語を用ひ、法律學を教授するを以て目的とす、學科を分て佛語法律科、邦語法律科の二つとす、修業年限は三ヶ年にして、佛語を以て教授するを佛語法律科とし、邦語を以て教授するを邦語法律科と稱す、其課目及入學等は他の法律學校に同じ、學費は入學金二圓、月謝金壹圓三十錢とす、尙毎月二回講義録を發行して、校外生の爲めに便益を興ふ、入學金四十錢、月謝金五十錢とす、

す、校長は横田國臣にして、三十餘名の講師を以て五百有餘名の生徒を養成せり、尙も進みて左に折るれば、やがて陸軍々醫學校の前に出づべし、該校は學生の練習、生徒の教正及兵服、兵食、兵營、兵器等の軍備衛生に關する試験を行ふ所とし、生徒は華士族平民中醫術開業免狀又は藥劑師免狀を所持し、衛生部現役士官に出身志願の者を撰抜して採用す、又學生は各部隊付の衛生部士官を分遣して之に充て、其の特科を練習せしむ、但し時宜に依り、二等軍醫正に練習を命ずることあるべし、なほ學生の練習期は四ヶ月以内とし、生徒の教定期は一ヶ年以内と定めり、之より少し進めば陸軍經理學校あり、該校は陸軍監督補、陸軍々吏及全縫工等を養成する所にして、監督教科及軍吏教科の二科に分ち、前者の修業年限は一ヶ年、後者は一ヶ年にして、經理局長之を管理し、現任校長は陸軍監督坂田嚴三なり、こゝを進めば飯田町の堤に出づべし、堤上植うるに翠松を以てし、波靜かなる外堀を隔て、牛込の高臺と相對せり、若夫晚鴉啼を求め、夕陽斜めに水面を射るの時、この堤上に立つて晚景を見れば、身は俗界を離れて、心は遠く天外にさまよふの心地すべし、近來堤下に甲武鐵道を通じて痛く風光を殺ぎたりしに、今又「この堤上に登るべからずもし犯すものは違警罪に處すべし」と制札建られて、學生が、學窓の苦悶を遺る唯一の逍遙園を減せられぬ、又此の堤下の通りには明治

麹町區



義會尋常中學校、陸軍築城本部等あり、明治義會は、尋常中學の課度によりて必要なる學科を教授する所にして、修業年限は五ヶ年、學費金東修一圓、月謝一圓五十錢なり、又別に寄宿舎の設けあり、校長は鹽谷吟策にして、目下生徒の數は五百數十名なり、又飯田町三丁目に曉星學校あり、學科を分ちて小學科、中學科及高等中學科の三つに分ち、修業年限は、小學科八ヶ年、中學科五ヶ年なり、月謝は一圓乃至四圓と定む、校長は松岡秀之、教頭ヘンリック以下内外人廿七名の教師を以て、百六十餘名の生徒を養へり。

これより飯田町に入る、町内にて有名なる旅館は、飯田館なりとす、常に政黨員、官吏、紳商、及議員等の客多し、されば客室なども高尙にして、合宿などする恐れなく、一人に一室を限り、又此家は年來の常客か、又は其紹介なきものは、如何なる人と雖も宿泊を許さず、頗る嚴正確實を旨とせり、又飯田橋より九段坂下に至る大通の間に、國學院あり、該院は専ら國史、國文、國法を教授し、併せて廣く之が研究及應用に須要なる諸學科を修めしむる所とす、教科を分つて、本科及研究科の二となし、修業年限は本科三年研究科二年にして、學科課目は左の如し。

本科 國史、國文、道美、法制、外國史、地理、哲學、漢文、英語、体操、

研究科 國史、國文、道義、法制、哲學、漢文、英文學等、

又本科中の學科を撰びて入學するものを撰科生とす、學資は本科研究科共に授業料各一圓五十錢、撰科は一圓を納むるものとす、該院は故山田顯義等の率先創立する所にかゝり、校長は佐々木高行にして、講師四十餘名生徒百五十有餘名あり、(飯田町五丁目) 又同境内に東京府城北尋常中學校あり、課程等は日本中學など、略同じ、學費は束修金五十錢、月謝金一圓五十錢、校長は今泉定介にて、二十數名の教師を以て、七百數十名の生徒を養成せり。尙少し進みて右側に日本赤十字社あり、今同社要覽を左に掲ぐべし。

赤十字社主旨

彈丸は霰の如く飛び、硝煙は雲の如く起り、同胞は傷つき、同胞は斃るゝの中をも顧みず、二なき生命を犠牲として、奮進し、突進し、或は金をも鏖す夏の日盛りに、或は涙も凍る冬の夜寒に皷しき山坂を進み、蔭なき荒野に屯ろしつゝ、貴重なる身體の病めるも傷つくをも厭ひ避けず、國家の名譽を汚さじ、國民安寧の幸福を失はせじと、あらゆる人生の艱難と辛苦とを一身の上に受け荷ひ、毅然として耐へ忍び、奮然として勉め勵むは、戰鬪攻守の衝に當れる軍人兵士の常にして、人の務の數ある中にも、尤も譽れある務めなるは言ふまでもな



けれど、其辛苦艱難の如何ばかりなるやは、察するにもわづらひることなり。抑も又人の人として尊き所以は、相愛し相助くる慈善の情と、君を敬ひ國に報る忠義の心あるに由れるものなるは、今更云ふを待たざれど、此貴重なる感情の最も熾んに、最も著るしく煥發するは、如何なる場合如何なる時期に在るべきや、蓋し一朝不測の變に臨み、彼の軍人兵士たる人々が國民一般の義務責任を代表して、生命身體を彈丸鋒鏑の間に委ねたるの時より甚しきはなかるべし、苟も一國の民として其生を營むもの、一旦斯の如き急切の場合に當るも、軍人兵士の辛苦艱難を想ひはからず、慈愛忠義の心をも動かさず、恬然として坐視するに忍び得るもの、一人としてあるべきかは、況して我日本帝國の如き其國體の佗邦に超え勝たり、國民の間國民同胞の間尤も忠義慈愛の感情に富めるものに於てをや。斯る大切の場合に於ける至厚至盛の感情義心も、施すに其道を得ざることは、徒らに熱腸を斷ち、空しく暗涙を涙らすに過ぎざるのみか、却て人心を動搖し、軍紀を紊亂するの結果なしとも期し難し、此際一般の國民をして最も忠愛の心情を満足せしめ、兵士をして最も戦争の艱苦を軽減せしめんとするには、果して如何なる手段に由るべきか、蓋し矢石に戕はれ、雨露に犯され、痛苦悲惨の境に沈める負傷罹病の兵士を救ひ慰むるより急切なるものはなかるべし、故

に凡そ軍隊外の人民たるもの、老少となく、男女となく、間接又は直接に軍隊衛生部の職務を割けて、傷病者の救療看護に盡力するを以て、國民忠愛の至情を洩すべき最良の方法となすことは、理論に於ても實際に於ても争ふ可からざるの事實とはなりしなり、抑も軍隊の制度に於ては醫官を始めとして、病院樂器器具に至るまで、傷病者を救護するの準備ある事勿論なれども、戦陣の緩急死傷の多少は、決して豫しめ測り知るべきものにあらざり、事に臨みて看護救療に關乏を生ずることあるべきは理の尤も親易き所なり、平穩無事の時尋常房室の内に於ても、看護の十分なるを喜ぶは病苦に惱めるもの、常情なるに、まして危急の時紛亂の地に於て傷者病者の困苦を減する救療看護の事は、誰か其多きを辭し、其饒なるを嫌ふものあらん、されば國民たるもの、其報國の義心と、慈仁の至情とを實際に施し行ふの路、これを措きて何れにかわるべきや。

軍隊外の有志者慈善者に於て、戦争の負傷者病者を救護するの事業たるや、西曆千八百五十三年(我嘉永六年)有名なる露國「クリミヤ」の戦争に、慈善勇邁なる英國の婦人「ナイチンゲール」氏已下の人々が、奮て戰場に赴き、傷病者の看護に従事したるより其端を開きたれど、其時運未だ一般の人心を感動するに至らざりし、次て千八百五十九年(我安政六年)伊國「ソル



「フエリノ」の大戦争とて、埃佛伊三國數十萬の軍隊が連日連夜北伊の原野に苦戦せるとき、「アリリー、ヂェナン」なる瑞西の人士が親しく其戦場に立入りて、負傷者困苦の状を目撃し、其景態の悲しく惨々しき限りなるに感動し、直ちに一書を著はして世上の注意を促したるより、早くも瑞西國「ヂェネーグ」の「モアニー」氏など有志の人々は同地に一社を創設し、戦地傷病者救護の手段を議すること、はなれり、是れ目今歐洲に盛んなる赤十字社の濫觴にして、其後千八百六十三年（我文久三年）廣く同志者を招き集め萬國會を開きたる末、戰場負傷者救護の事は、各自分裂の働よりも、衆力合一の大利益ある事を認定して、文明諸國に同旨趣の團結を興起せしめ、遂には各國の政府をして、軍隊衛生隊の中立を認むる萬國公約を結ばしむるにも至りしなり、衛生隊の中立を認むるとは、戦場の傷病者は素より、其看護救護に従事する人員より、屋舎什具に至る迄、毫も兵鎗の侵襲を蒙らず、敵友彼我の別なく十分傷病者の救護を盡さしむるの美法にして、赤十字條約なるもの即ち是れなり、其赤十字を以て萬國共用の標章とせしは瑞西の國旗に據れる者にして、同國の旗章は赤地に白十字なれば、之を轉して白地に赤十字を用うるを定めたり、彼の「ヂェネーグ」の結社は爾來益々其趣意を宇内に擴張せんと勉め、自づから萬國中央社として各國赤十字社の交通を媒介するの任に當り、

其他各國の赤十字社も平素の準備こそ大切なれとて、亦率ね數萬の社員を有し、無数の準備品と數十百萬の資金とを備へ、一朝事あるに臨んては、更に臨時の巨資を募り、各々慈善忠愛の業務を實行し得るに至れり、蓋し各國有志者の團結たる赤十字諸社の事業と、萬國政府の締盟せる赤十字條約とは、公私素より其性質を異にするものなれども、一は無形の働さにて傷病者看護者の安全を保護し、一は有形の働さにて人力資力を供給し、相須ち相助て傷病者救護の事業を大成するの組織とはなりしものなり。

本邦に於ける負傷者病者救護事業の發端は、實に明治十年西南騷亂の際に在りて、其奮戦の劇烈なる死傷の數も甚だ多く、其慘狀見聞に忍びざるものありしより、三條岩倉の兩公は主として同族を勸奨し、佐野大給の兩議官は進んで博愛社を創設し、彼我病者の看護救護に従事したるに濫觴するものにて、爾來

皇后陛下の隆恩と、該社の總長たりし有栖川小松兩宮殿下を始め、役員議員諸氏の盡力一般社員の協賛とに由り、他日有事の日に於ては益々完全の救護を盡さんとて、専ら平素の準備を勉め漸く興隆の運に向ふの際、明治十九年我政府の赤十字條約に加盟せられたるの美舉ありしより、博愛社も亦大に感奮する所ありて、政府の認可を受け、日本赤十字社と改稱し、



「ヂュ・キーズ」なる萬國赤十字中央社との交通を開きたり、其後本社は益々平時に於て救護事業の準備を擴張し、國家事あるの日に備ふるや彌々十分なることを勉むるのみならず、其力の餘りあるに至ては、人類相愛の大主義に基づき、戦士報國の衷情を付度し、外國間の戦争にも進みて、救護の任に當らんことを豫期するの場合に進みしなり、爰に我日本赤十字社の社業を擴張したるより、上は

天皇 皇后兩陛下の御保護を仰ぎ、小松宮殿下を總裁に戴き下は役員議員を改選し、看護救療の方法を練習するが爲め、橋本軍醫總監の盡力にて、赤十字社病院を起し、次て有栖川小松宮兩御息所の御贊助を得て、篤志看護婦人會を開き、本社的主旨を廣く全國に通ずるが爲め、地方支部地方委員を置くの制を創り、又廿年獨逸「カル、スルー」府に萬國赤十字會の開設せらるゝや、政府よりは石黒軍醫監、本社よりは松平子爵を派遣して、我帝國と我日本赤十字社とを代表し、遂に宮内省より十萬圓の資金を下賜せらるゝの恩典に浴し、入社の人員寄付の金額は近頃著るしく増加し、有功章社員章を設けて社員及び有功者に頒つの條例を裁可せられ、社運の興起期して待つべきの期運となれり、然れども退て之れを歐洲各國の同社に比較すれば、社員の数資金の多寡を始め、平時準備の大小に於て、尙は著大の差異ある

ことを免れず、是れ昔國民忠愛慈善の感情我れ彼れに及はざるの結果ならんや、只其救護の事業たる本邦に行はるゝの日向淺くして、人々忠愛の心に富めるも深く團結協力の必要を曉らず、未だ入社的機會を發見せざるもの多きに坐するのみ。

抑も傷者救護の業務たるや、其實効を戦亂有事の日に期すること勿論なれども、戦塵既に漲り、銚鏑己に交るの時に臨み、各人各自の働きを以て俄に其事に従ふときは、徒勞多くして功績少なし、まして如何なる方法が最も看護に宜しく、如何なる物品が最も救療に適するやに至ては、人々いかでか曉り知るに由あらん、折角慈善忠愛の真情より溢れ出てたる人力資金も其目的に合はざるのみか、却て軍隊を妨害するの恐れなきにあらざるなり、されば赤十字社の事業に於ては衆力を一致して規則正しき運動をなすこと、資金物品を平素に募り集めて適當の看護救療法を講し習ふこと、は實に第一の要件にして、彼の「ヂュ・キーズ」の萬國會に於ても直ちに中央結社の必要を議決したる所以なり、故に本社之事業を知悉せらるゝ邦内有志の士は、益々忠愛慈善の旨趣を擴充して、社員社資の増殖に盡力し未だ入社的機會を得ざるの人々は、速に加入を告て忠愛の實を表せられ、本社平時の準備をして益々完全の域に進ましめんこと、誠に希望に堪へざるなり。



終に臨んで特に有志者の注意を喚起せんとする一事は、本社第二の總會に於て我淑聖仁慈なる皇后陛下の親臨を辱ふしたる時、陛下は左の如き厚く有難き令旨を下し賜へり。

兵士の軍陣に臨み傷痍を受けるは各々其國のために盡せるにて彼我の別なくその憐むべきこと他に比類なし本社はこの最も憐むべきものをあまねく救ひたすけて慈愛の情を表するものなれば予いかたが喜はざらん諸員よく勉めよ

嗚呼我帝國の臣民たるもの、誰か此令旨を奉讀して其本分の慈愛心を發揮するに怠るものあらん、慈愛の心を發揮するは聖旨に答へ國恩に報するの道なればなり、偏に祈る本社内外の有志者更に一層の感奮あらんことを

日本赤十字社々則

本社ハ明治十年西南ノ戰爭ニ際シ戰地ノ傷者病者ヲ彼我ノ別ナク救療愛護スルノ目的ヲ以テ創立セシ者ニシテ博愛社ト名ツケ當時征討總督府ノ允許ヲ得テ實地ニ就キ軍團軍醫部ヲ補助セリ後ハハルノ後之ヲ永設ノ一社トナシ平時務メテ諸般ノ準備ヲ爲シ有事ノ日救護ノ事ニ從ゾ期ス今茲我政府ジユネーヴ條約ニ加盟セラレシヲ以テ本社モ亦益々其基礎ヲ鞏固ニシ其事業ヲ擴張シテユネーヴ府萬國赤十字中央部ト交通ヲ開キ同盟國ノ諸社ト友誼ヲ

結ハシ事ヲ決メ即チ總會ノ議決ヲ經宮内大臣陸海軍大臣ノ認可ヲ得テ社名ヲ日本赤十字社ト改メ社則ヲ更定スル事左ノ如シ

第一條 目的名稱及ヒ位置

本社ハ戰時ノ傷者病者ヲ救療愛護シカメテ其苦患ヲ軽減スルヲ目的トス  
本社ハ日本赤十字社ト稱シ本部ヲ東京ニ置ク

第二條 兩陛下ノ保護

本社ハ皇帝陛下 皇后陛下ノ至貴至尊ナル保護ヲ受クルモノトス

第三條 「ヂュネーヴ」條約

本社ハ千八百六十三年十月「ヂュネーヴ」府ニ開設セル萬國會議ノ議決及ヒ千八百六十四年八月同府ニ於テ歐洲諸政府ノ間ニ締結セル條約ノ主義ニ從フモノトス

第四條 平時及ヒ戰時ノ事業

本社ハ第一條ノ目的ヲ達スル爲メ左ノ事業ヲ執行スルモノトス  
第一 平時ニ於テハ傷者病者ヲ救護ニ適應スヘキ人員ヲ養成シ物品ヲ蒐集シ務メテ戰時ノ



準備ヲ完全ナラシムル事

第二 戰時ニ於テハ軍醫部ニ附隨シテヲ補助シテ傷者病者ノ救護ニ盡力スル事  
本社ハ第一條ノ目的ノ外左ノ事ヲ兼行スルコトアル可シ(明治廿五年四月廿八日増補)

第一 臨時天災ノ場合ニ於ケル負傷者ヲ救護スル事

第二 前件ノ費用ハ特ニ有志者ノ寄附金ヲ募集シテ補充スル事

第五條 社 員

年醜金三圓以上拾貳圓以下ヲ出ス者ハ之ヲ正社員トス其一時ニ金貳拾五圓以上ヲ出ス者モ亦同(明治二十五年四月二十八日更正)

年醜金壹圓以上參圓以下ヲ出ス者ハ之ヲ贊助社員トス

社員ノ年醜金ハ入社ノ年ヨリ滿十年ヲ以テ一期トス(明治二十五年四月二十八日增補)

若干ノ金員若シテハ各種ノ物品ヲ一時寄贈シタル者ハ本社ノ慈惠員タルモノトス

戰時ニ於テ本社ノ爲メニ救護ノ事務ニ從ヒ功勞アル者及ヒ平時ト雖トモ之ニ相當スル功勞アル者若シテ現ニ篤志ヲ以テ本社ノ事務ヲ幫助スル者ハ常議會ノ議決ニヨリ特ニ年醜金ヲ要セシメテ特別社員トス(明治二十五年四月二十八日增補)

常議會ノ議決ヨリ相當ト認ムルモノハ請フテ名譽社員トナスコトアルヘシ

常議會ハ又社ヲ請求ヲ拒絕シ又ハ社員ヲ除名スルコトアルヘシ

但其理由ハ之ヲ告知スルノ責ナキモノトス

婦人ノ社員モ凡テ本條ニ從フモノトス

第六條 總 裁

本社ハ皇族ヲ推戴シテ總裁トス

第七條 監 督

本社ノ事業ヲシテ

兩陛下睿護ノ聖意ニ適セシメ且軍陣衛生ノ諸整備ニ應セシムル爲メ宮内省陸海軍省ノ監督ヲ

受ルモノトス

第八條 役 員

本社ノ役員ハ常議員及ヒ理事員トス

常議員ハ三十名ニシテ總會ニ於テ正社員ノ投票ヲ以テ在東京ノ正社員中ヨリ之ヲ撰舉ス其任

期ハ三ヶ年トシ再三撰舉ニ當ルコトヲ得



常議員ハ本社重要ノ事件ヲ審議々決スルノ任アルモノトス  
 理事員ハ社長一名副社長二名幹事七名ヲ以テ之ヲ組織シ常議會ニ於テ議員中ヨリ選舉シ總裁  
 ヲ經由シテ上奏スルモノトス但社長副社長ハ 勅許ヲ經ルニアラサレハ上任スルコトヲ得ス  
 社長ハ一切ノ社務ヲ提理シ本社ヲ代表シ處務ノ細則ヲ設定シ必要ノ委員議員ヲ任命シ總會及  
 ヒ常議會ノ議長タルモノトス

副社長ハ社長ヲ補助シ社長差支アル場合ニ於テ其職務ヲ代理スルモノトス幹事ハ社長ノ指揮  
 ヲ受ケ社務ヲ處辨スルモノトス  
 常議員及ヒ理事員ハ無給トス

第九條 地方委員及ヒ支部

本社團結ノ主義ヲ普及セシメ本部ト地方トノ聯絡ヲ密ニシ事業ノ執行ニ便センタメ各府縣ニ  
 地方委員ヲ置ク

地方委員ノ外權要ノ地ニハ特ニ支部ヲ置クコトアルヘシ地方委員及ヒ支部ノ組織ハ別ニ規則  
 ヲ設ケテ之ヲ定ム

第十條

常議會

常議會ハ本社役員ノ會議ニシテ其議決ヲ要スル事件アル毎ニ社長之ヲ招集ス但少クモ三ヶ月  
 毎ニ一回之ヲ招集スヘシ

常議會ノ議決ハ可否ノ多數ニ由リ可否同數ナルトキハ議長之ヲ決ス

常議會ハ議長ノ外出席員十五名ニ滿タザルトキハ議決ヲ爲スコトヲ得ス

但シ此場合ニ於テハ二週日以内ニ於テ再ヒ會議ヲ開キ該會議ハ出席員ノ多少ニ論ナク議決  
 ヲ爲スコトヲ得ルモノトス

臨時天災ノ場合ニ際シ負傷者救護ノ事務ヲ行フヘキトキハ社長ハ臨時常議會ヲ招集シ出席員  
 定數ニ滿タザルモ議決ヲ爲スコトヲ得(明治二十五年四月二十八日増補)

但天災ノ慘狀ニ由リ緊急ニシテ常議會ヲ招集シ能ハサル場合ニ於テハ救護ノ事務實施ノ後

其承諾ヲ求ムルコトヲ得

第十一條 總會

社長ハ毎年四月定期總會ヲ招集スルモノトス

社長ニ於テ必要ト認ムルトキハ臨時總會ヲ招集スルコトヲ得

正社員十分ノ一以上ノ同意ヲ以テ豫シメ議件ヲ定メ其理由ヲ舉ケ臨時總會ノ開設ヲ社長ニ請



求スルトキハ社長ハ其請求ヲ受ケタル日ヨリ四週日以内ニ之ヲ招集スルノ責アルモノトス  
總會ハ出席正社員三十名ニ滿タサルトキハ議決ヲ爲スコトヲ得ス此場合ニ於テハ第十條第三  
項但書ノ手續ヲ爲スヘシ  
總會ニ於テ執行スル事項ハ左ノ如シ

(一) 役員ノ改撰

(二) 事務及會計ノ報告

(三) 理事員ヨリ提出スル議案ノ審議及ヒ議決

社員ニシテ其意見ヲ總會ノ議題トナサントスル者ハ遅クモ毎年一月中書面ヲ以テ之ヲ社長ニ  
提出スヘシ社長ハ常議會ノ議ヲ經テ之ヲ總會ノ議案中ニ採用スヘキヤ否ヲ決スルモノトス  
前項ノ意見ニシテ社員三十名以上ノ賛成アルモノハ必ズ總會ノ議案中ニ採用スヘキモノトス  
賛助社員ハ其意見ヲ總會ニ提出スルヲ得ルト雖モ其發言ハ可否議決ノ數ニ算セサルモノトス

第十二條 資 金

本社ノ資金ハ  
兩陛下ノ恩賜金社員ノ年賦金有志者ノ寄附金及ヒ本社ノ事業執行上ヨリ生スル特別ノ收入金

トス

第十三條 物 品

本社資金ノ經常收支ハ理事員ニ於テ掌理シ三ヶ月毎ニ其決算ヲ常議會ニ報告スヘキモノトス  
傷者病者救護ノ目的ヲ以テ蒐集スヘキ一切ノ物品ハ本社ノ資金ヲ以テ購入スルモノ及ヒ有志  
者ノ寄附スルモノニシテ理事員之ヲ管理ス

第十四條 寄 附

社員タルト否トニ拘ハラス本社ニ金圓物品ヲ寄附スル者アルトキハ謝狀ヲ贈リ且新聞紙ヲ以  
テ其姓名ヲ廣告スルモノトス

特別ノ目的ヲ指定セル寄附金ハ其目的ニ從ヒテ之ヲ使用スヘシ

第十五條 褒 賞

本社ノ爲メニ特別ノ功勞アル者ハ常議會ノ決議ニヨリ有功章ヲ附與スルコトアルヘシ

第十六條 戰時常議會戰地派出理事員

戰時ニ際シ救療ノ事務ヲ實施スヘキトキハ社長ハ常議會ヲ變シテ臨時議會トナシ正社員中ヨ



リ必要ノ臨時議員ヲ特選シテ平時ノ常議員ニ添加シ且臨時幹事ヲ増員スルコトヲ得  
 臨時議會ノ職掌ハ常議會ニ同シト雖モ出席員ノ多少ニ拘ハラヌ議決ヲ爲シ且尋常ノ任期ニ拘  
 ハラス平和ノ後ニ非ザレハ改選セサルモノトス  
 社長ハ社員中ヨリ戰地派出理事員ヲ選任シ戰地ニ於ケル事務處辨ノ全權ヲ委任スルコトヲ得  
 社長ハ平和ノ後六ヶ月以内ニ於テ臨時幹事臨時議員ヲ解任シ臨時議會ヲ常議會ニ復シ臨時總  
 會ヲ招集シテ戰時實施セシ事業ノ報告ヲ爲スモノトス此場合ニ於テ役員ノ任期已ニ滿ツルモ  
 ノハ臨時總會ノ議決ニ隨ヒ或ハ直ニ之ヲ改撰シ或ハ次回ノ定期總會マテ其任ヲ保續セシムル  
 モノトス

第十七條 年 報

理事員ハ一年間ノ事務及ヒ會計報告ヲ作り常議會ノ議決ヲ經テ之ヲ次年ノ總會ニ提出スルモ  
 ノトス

第十八條 記 章

本社ノ記章ハ白地赤十字トス

第十九條 社則改正

此社則ヲ改正セシムルトキハ總會ノ議決ヲ經テ宮内大臣陸海軍大臣ノ認可ヲ受クヘキモノト  
 ス

附 言

本則第五條第三項ニ所謂社員年醜金ノ年限ハ明治二十年社名改稱ノ年ヨリ起算シ二十年以後  
 入社ノ社員ハ各其入社ノ年ヨリ起算スルモノトス(明治二十五年四月二十八日議定)

日本赤十字社有功章社員章條例

- 一條 天皇 皇后兩陛下ノ眷護ヲ蒙リ宮内省陸海軍兩省ノ監督ヲ受ケ政府公約ノ下ニ立テ歐  
 洲赤十字社ニ聯合セシ日本赤十字社ハ二十年四月宮内省ノ認可ヲ經タル改正社則第十  
 五條ニ基キ有功章及社員章ヲ設クルノ批准ヲ得テ此條例ヲ定ム
- 二條 有功章ハ社事ニ功アル者ニ附與シ社員章ハ三種ニ分チ第一種ハ名譽社員ニ第二種ハ特  
 別社員ニ第三種ハ正社員ニ付與ス(廿三年五月十九日更正)
- 三條 有功章ヲ附與セントスル者アル時ハ其功勞ヲ録シ常議會ニ附シテ可決シタル後總裁ヨ  
 リ宮内大臣ニ具申シ上奏裁可ヲ得テ之ヲ附與ス

但何人タリト雖トモ俸給又ハ謝儀ヲ受テ社事ニ盡力シタル者ニハ此章ヲ附與セス



勳章

六十六

四條 社員章ハ名譽特別正社員ノ資格ヲ有スル各人名ヲ錄シ總裁ヨリ官内大臣ニ具申シ上奏ヲ經テ之ヲ附與ス(廿三年五月十九日更正)

五條 有功章社員章ハ批准ヲ得テ設ケタル表章ナルカ故ニ之ヲ附與セラレタルモノハ公會ニ佩用スルコトヲ得

六條 有功章製左ノ如シ

章 銀

四條光線白佛笹條中心  
圓形内鳳竹桐赤十字

綬 赤織

兩線各二條藍線

七條 社員章製式左ノ如シ(廿三年五月十九日更正)

第一種

章 銀鍍金

圓形文同上(佛笹條ヲ用キス)

綬 赤織

同上(綵花ヲ付ス)

第二種

章 銀

同上

綬 赤織

同上

第三種

章 銀

同上

綬 赤織

同上(綵花ヲ付ス) 年號金ノ義務ヲ了スル者ハ藍色ノ小綵花ヲ付ス

八條 有功章社員章ハ男女共ニ左肋ニ佩ル者トス我國勳章記章褒章ヲ有スル者ハ其後ニ列佩ス

九條

外國勳章並ニ其政府ヨリ出ス記章ヲ有スル者ハ其勳章記章ノ後ニ列佩スヘシ

但有功章社員章ハ併佩スヘシ併佩スルトキハ有功章ヲ前ニシ社員章ヲ後ニスヘシ

九條 有功章社員章ヲ佩用スルハ本人ノ終身ニ止リ子孫ニ及ホスコトヲ許ナス又退社シタルトキハ社員章ヲ本社ニ返納スヘシ

日本赤十字社有功章社員章佩用者心得書

一 有功章社員章ハ廿一年六月廿一日官内省ノ批准ヲ經タル條例五條ニ明文アルヲ以テ何レノ公會ヲ問ハス佩用スルコトヲ得ヘシ

一 官中又ハ官衙内ニ於テ佩用スルコトヲ得ヘシ

一 大禮服通常禮服ノ節佩用スルモノトス

勳章

六十七



- 但フロックコートヲ以テ禮服ニ代用ヲ得ルトキモ佩ルヲ得ヘシ
- 一 本社會同等ノ節ハ男子ハ羽織袴女子ハ紋付着用ト雖モ佩ルコト勝手タルヘシ
- 但神官僧侶等ハ右ニ準スル服用用ノ節佩ルコト勝手タルヘシ
- 一 有功章社員章ヲ遺失若クハ紛失シ又盜火難等ニ罹リタルトキハ本社へ届出テ再受スルコトヲ得ヘシ

但其原價ヲ辨償スルモノトス尤不可避ノ災厄ニ因リテ亡シ事實明確ナルモノハ特ニ詮議スルコトアルヘシ

一 退社員ニシテ前條之事故ニ由リ社員章ヲ返納シ能ハサルトキモ亦其但書ニ同シ (明治廿二年十月廿八日追加)

一 有功章及社員章ノ略綬ハ通常服(フロックコート)ノ左襟見返ノ釦孔ニ掛ケ佩フベシ

一 男子ハ羽織袴女子ハ白襟紋付着用ノ節略綬ヲ佩ルモ妨ケナシ (明治廿三年三月四日追加)

第一項章凡社員ノ年釀金毎一年一月五月九月三回ニ分チ出金スルモノトス但シ都登ニ依リ一回ニ出金スルモ妨ケナシ

第二項 新ニ加盟スル者ニ於ル其年ノ出金額ハ入社ノ月ニ隨ヒ之ヲ區分ス即チ其割合左ノ如シ

一月ヨリ四月迄ニ  
入社シタル者ハ  
第一回即チ一月分ヨリ  
出金スベシ

五月ヨリ八月迄ハ  
第二回即チ五月分ヨリ  
九月ヨリ十二月迄ハ  
第三回即チ九月分ヨリ

第三項 年釀金ハ總テ其現住地ノ支部ニ納付スルモノトス

第四項 社員轉籍移住等ノ事アルトキハ其地名及住所番號ヲ詳記シ其地ノ支部へ通報スヘシ

日本赤十字社入社手續及心得

一新ニ加盟セントスル者ハ社則ノ規定ニ從ヒ其現住地ノ支部(府縣聽内)又ハ委員部(郡市區役所)ヲ經テ申込ムヘシ

一 支部長ハ總テ其地方長官ニ囑托シアルヲ以テ入社申込人ハ左ノ書式ニ據リ日本赤十字社某支部宛ニテ差出スヘシ

入社申込書  
貴社報國恤兵ノ主義ニ協同入社致度候條宜ク御取計有之度候也

總町區  
六十九



總町區

七十一

現住所何縣何郡區町村番地

何縣華士族(平民)

明治 年 月 日

位勳功爵 姓 名 印

日本赤十字社御中

追テ本文入社ノ上ハ本社保額金トシテ年々金何圓(一時金何圓)出金可致候也

一入社後他ニ轉居スル者ハ必ス舊住地及ヒ轉居先地名番地ヲ詳記シ舊住地ノ支部へ届出スヘシ

一社員年醜金ノ納付ハ勿論退社死亡其外都テ本社ニ關スル事項ハ必ス其地ノ支部へ照會スヘシ

一入社申込ノ者ハ入社承認ノ期ヨリ退社ノ者ハ退社承認ノ期迄又死亡ノ者ハ其届出ノ期迄年醜金ヲ納付スヘシ

一萬一退社ノ節ハ社員章ヲ返納スルハ勿論(佩用者心得書參看)締盟狀モ共ニ返納スヘシ

斯の如く同社は本人生の至道慈仁愛惠の目的によりて組織せられ、戦時砲烟彈雨の、慘境に臨み、負傷に苦悶し、重創に號泣するものを救護するにあれば、彼我の間に仇敵なく、専ら博愛

を發せり、初め日清戦争の未だ起らざるや、赤十字社社員は六萬〇六百二十九人に止まりしが、廿七年宣戰の詔敕一たび喚發せられしより、國民競うて此偉業を賛し、翌廿八年六月三十日に至るまで、十萬三千八百十五人を増加し、當日に於ける社員は總計無慮十六萬八千四百四十四人の多きに達し、爾來尙其數を増加し、日に數百乃至數千人以上の賛加を見るに至れり、亦以て其盛運を知るに足る。

尙も九段坂を指して進めば根本道義塾あり、塾主は根本通明にして漢學専門塾なり、又耶穌教會堂もこの町筋にあり、會堂内學校あり、宇宙學院といふ、此の學校の向側に至誠學院あり、重に獨逸語を教授す、やがて九段坂の下牛が淵公園に沿うて進めば、佛蘭西公使館あり、(雉子橋外)同館は舊幕の雉子橋御殿跡にて、未だ公使館とならざる以前は、大隈伯の邸宅なりしといふ、再び九段坂の下に歸れば、こゝ四通八達の大路、往くもの歸るもの、肩摩駁駁織るが如し、仰ぎ見る坂上道を喝して過ぐる二頭立馬車、黒塗のお手車に乗りて綺羅を飾りたる令嬢、

銀鞘の音いかめしく濶歩する軍人、荷車の後押しながら登り行く「立ちん坊」、丸の内わたりの官省へ通ふ八の字線、さては商人職人あらゆる社會の人間共進會は正さしく此處なりけり、九段坂を少し上る所、右側に鈴木寫真店あり、これ東都第一流の寫真店にして長くも陛下の御

御用を承る所、

御用を承る所、

御用を承る所、

御用を承る所、

御用を承る所、

御用を承る所、

御用を承る所、

御用を承る所、

御用を承る所、

御用を承る所、

御用を承る所、

御用を承る所、

御用を承る所、

御用を承る所、

御用を承る所、

御用を承る所、

御用を承る所、

御用を承る所、

御用を承る所、

御用を承る所、

御用を承る所、

御用を承る所、

御用を承る所、

御用を承る所、

御用を承る所、

御用を承る所、

御用を承る所、

御用を承る所、

御用を承る所、

御用を承る所、

御用を承る所、

御用を承る所、

御用を承る所、

御用を承る所、

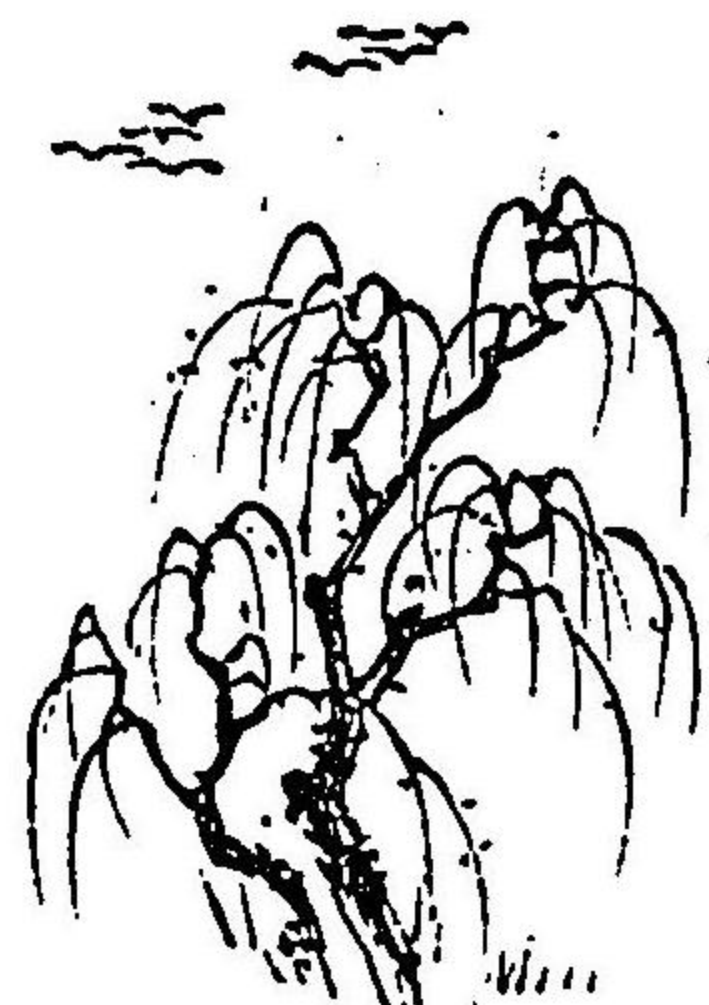
御用を承る所、

總町區

七十一



穂町區  
七十二  
母影を寫すの榮を得たり、坂を下りて右側に九段勤工場あり、規模の宏大なる、商品の整頓したる、芝勤工場に次げり、又この附近に飯田町郵便電信電話支局あり、この局の邊橋あり、橋は即これなり、この橋を渡れば乃神田に入る



穂町區 終

◎實業教育は目下の大問題なり、本誌は之が唯一の討究機關を以て任じ、同時に其活材料を供給せんがため現下各股實業界の大勢と實情を網羅し、之が評論壇たるを期す、故に政治家讀むべし、普通教育家讀むべし、實業教育家、實業家は勿論大に讀むべし。

◎昨年十一月初號發行以來大喝采を博し、第十號を以て第一卷完結、第十一號より第二卷に入り、同時に一大改良を實行して、紙面の体裁を改め記事を選せり。

◎毎號寫真銅版一葉又は二三葉挿入、欄を分て社説、論説、學藝、雜錄、彙報及び評傳とす

◎第二卷第十一號より第十三號まで主要目次左の如し  
 ○普通教育と實業教育との關係(社説) ●實業家と實業教育(社説) ●商業上に於ける道徳心(文部大臣外山正一) ●實業教育振興の途は皆前(特殊の學校を設けずのみならず) ●手嶋精一 ●衣食住論(高島嘉右衛門) ●財政論(足立孫六) ●財界所感(東京引銀行頭取小野金六) ●日本の銀行業(帝國商業銀行會長成川尚義) ●經濟界救済策(東京越前物産株式會社重役木村乘市) ●海の世界(水産講習所主任松原新之助) ●變災前知身保全法(守田賢丹) ●評傳(大倉喜八郎) ●土田政次郎 ●福原有信 ●御法川直三郎 ●十文字信介 ●兩宮綾太郎 ●(寫真銅版)古河市兵衛 ●足尾銅山木村長兵衛功業之碑 ●井上角五郎 ●久保田大治郎 ●御法川直三郎 ●  
 其他資料豐富、報道迅速、評論適切、趣味津津々。

發行所 東京穂町區飯田町六丁目三番地 實業教育社

良改大一  
 實業教育  
 毎月二回十日 二十五日發行  
 定價一部 九錢 ●  
 半ヶ年分 (十二冊) 前金貳圓  
 一ヶ年分 (廿四冊) 前金貳圓  
 外ニ郵税 一冊ニ付  
 壹錢宛 ●  
 郵便爲替 東京飯田町支局 ●  
 切手代用 一割増 ●

六月二十五日 第二卷第十三號發兌



●金鷄勳章の葡萄酒

●金鷄葡萄酒は滋養葡萄酒醸造の大家なる薬剤師中村氏が最も練達せる技術を以て有効なる薬材を加へ醸造したるものなれば其品質の良好なるは世上既に定評あり●胃の消化を進め血液を補ひ氣鬱衰弱を醫するの特効あり且其味ひ甘味なるを以て何人か雖も好んで飲用するを得べし●本品一度世に出たれば能薄弱の葡萄酒は既に陳腐に屬したり以て本品の効驗卓越にして尋常品と均しからざるを知るべし●直安を專一にする粗製品と同視するなれ●衛生を重んぜらるる世上大方の紳士貴女諸君試に金鷄葡萄酒を飲用して其良好なる品質と卓越なる効驗とを實験せられん事を乞ふ



●葡萄酒中の大元帥

東京市日本橋區本町三丁目  
發賣元守田重次郎

神田區

(現住戸數一萬三千八百七十六、現住人員十三萬四千三百六十五、本籍人員九萬三千八百八十五、面積三百〇四町二反)

朝は辻待の車寂しげなる所、神田水道の餘勢は溜々然として溝渠に落ち、日中は兩國橋下に通ふ早船の鈴の音忙はしく響かして乗客を促し、萬世橋詰まで客を送る圓太郎馬車、泡吹く瘦馬に鞭を、怪しげなる喘ぎを放ちつゝ馳せぬる時、老幼婦女は周章狼狽して、兩側に逃げ迷ふ可笑さ、終日のつかれに空辨當だに重々げなる、時に急ぐ月給鳥、夕膳の徳利を前懸の裏にしのばせて酒買ひに行く山、神、若しくは溜歩又漫歩晩餐後の腹を大道運動に消化さする三々伍々の書生、若しくは晝夜時間を争ひ、て脚にひまなき郵便配達、の頭を前さにして飛びかふなど面白く、未明に太陽を迎へて深更に月影を送る人脚暫絶間なきこ、粗橋、麴町區と神田區との別れ目、橋を渡りて今川小路を東に數十歩許りにして、諸人の渴仰厚き社なんある、神習教本祠は即ちこれなり、一に之を御嶽神社といひ、明治十六年九月現今の神習教管長芳村正兼の創立にかゝる、祭神は天御中主神、高皇產靈神、神皇產靈神、伊弉諾尊、伊弉冉尊、天照大御神、天神地祇、御歷代皇靈にして、相殿の鎮坐は國常立尊、大國主尊、少彥名尊、饒速日命、底筒男命、中筒男命、表筒男命なり、又本祠には内に祈禱殿及神事、宣教、辦事、祝部の四局を分

神田區



神田區

二

ち、毎年四月、八、九、十の三日を大祭とし、九月十六、十七日の兩日の中祭とす、又月次祭は毎月九、廿七の兩日にて説教祭典あり、その賑はひは他の縁日と異らず、殊に大中兩祭には鎮火式、探湯式、御勅事、御供式、神樂等の諸神事あり、該教部内、教師信徒無數、分支教會數百ヶ所各府縣に散在し、總て管長之を統轄せり、祠内さばかり廣しとはあらねど、神威愈々尊くして、御講などいへる信者其所々に多し、此社近く文房具を總く玉泉堂あり、筆墨の精良を以て聞ゆるのみならず、其坐敷は書畫會又は他の雅會の貸席に供するが故、よく人の知る所なり、文房具中殊に加藤千陰用筆及長三洲用筆最も有名なり、同町の二丁目には明治二十七年九月の設立に係る田中銀行あり、合名會社の組織にして資本金五萬圓なり又同じ一丁目に東京馬糞株式會社を見る、馬糞を買買するを營業とす。

御嶽神社より左折する三四丁にして三崎原練兵場に至る、勇ましさ軍馬の嘶き雄々しさ號令の聲日毎に此に集る、この原纒か十年前までは、今の新開地三崎町の一面廣野、神田河岸なる松風に雜草の浪を疊めるに、練兵の砲煙蒸がる所なりしを、夢の間に肆店櫛比の巷とはなりぬ、近年飯田町に甲武鐵道起線なる停車場設けられしより、更に二入の繁昌を増せり、地は總て岩崎富豪の有に屬し、建連ねたる商店夜となく、晝となく、客の往來常に絶えず、又近年の建築

にかゝる五大劇場の二なる東京座は三丁目にあり、規模宏大にして洋風を模し、歌舞伎座明治座の兩座と並び稱せらる、當座の初舞臺は市川團十郎にして國姓爺及二人袴を演じて評判高かりしも、壯士俳優山口の「日連記」をこの場に演じて大人氣を博し、團十郎はこれらの俳優の演技場に入るを心よしとせず、且つ品格を下ぐるものとなして、爾來この座に來らざるより、終に小劇場と同じく、大入場五錢とまで下落するに至りぬ、又之と相對して川上座あり、こは新演劇界の團州ともいひつべき川上音二郎の建てしものにて、規模大ならずと雖も、外觀頗る美はしく、内部の構造は佛國の劇場を模したりと傳ふ、因にいふ新演劇の泰斗は備前の人角藤定憲なれども、其名重もに關西にのみ聞えて、東都の人は角藤の名だに知らぬもの多かり、加ふるに川上の名一時に揚り、三尺の童子の口にすら噴炎せらるゝに至り、角藤の名は益々埋没せられたり、技は川上に及ばざる所あるべしと雖も、其抱負と識力とに於ては遙かに川上の上にあリ。

川上座の横向ふに圓筒狀の建物あり、是を神田パノラマ館となす、今はさして珍らしくもあらねど、光線的作用をかりて圖書と實物との調和を巧みにし、觀客をしてさながら其境にあるの感を引きしむる所妙該館の繪畫は法界空前の高僧たり又豪傑たりし日蓮上人が、千古の卓識と

神田區

二



患愛の至誠とを以て、豫言されたる蒙古賊軍が、文永年間に於ける博多の戦況と、及同上人の龍の口御法難等とを併せて描寫したるものなり。

又該館の繪畫は斯道有名の畫家五姓田芳柳、東城鉦太郎、小林智古の三氏を專任とし、外數名の助手をして、筑豊州並相州地に派出し、精細の調査をなさしめ、特に其古戰場たる今の博多市西公園を起点とし、舊記古書に據り、其事實を考證し、今昔の實景を案配し、畫家各得意の健腕を揮ひたれば、人をして恰も當年の實戦を目撃するの感あらまじ、且建築は歐米の新式を斟酌して設計したるものなりといふ。

先づ館内に入り階を上れば、慘憺たる戦況人の腕を寒からしむ、内に案内者あり、説明すらく、「わすこに見えませるは日蓮上人でございます、即ち日蓮上人が諸宗を排斥したり、外寇を豫言なされたなどの所から、讒言にわはれまして、とうとう文永八年は九月の十二日の夜、龍の口で頸を刎ねられんとし玉ふ所でございます。その時信者は哀慕措く能はずして、滄泣袖を絞らぬものはなかつたさうです、けれども、上人は自若として經文を唱へておいでなすつたさうです、さらあそこを御覽じませ、丁度江の島の上で、あんな靈光がその時出現して、轟々と雷がどろどろと大地は震動したす、ぞと引ひく斬ることも出来なかつたさうです、上人の高徳

天神地祇とまで感動せしめたる有様を、よく御目とりて御らうじませ。

次にわすこに見えませるのは、文永は十一年の十月、元の兵二萬五千、高麗軍八千、戦艦九百艘の大勢で以て、我が壹岐對馬を侵してきて、その時の殘虐暴戾は天人共に怒らぬものはなかつたといふほどでありました、なれども彼等は衆を恃んで肥前筑前へと寇をしてきて、その時我軍は各所に轉戦して、特に博多の戦は實にすさまじきもので、さらあそこを御らうじませ、遙か向ふに兵燹にかゝつて、烟が立つてをる所が見えませう、あれが即博多でございます。

まつた當時如何に我將校士卒が經營慘憺なる大苦戦せられたかといふ狀を氣を注げて御覽なさい、夷狄の兵が戦艦より上陸して、山上に攀ち上らんとするを、我軍山上より或は石を投じ或は材木を轉がして之を防いでをる所から、老若男女が或は負傷者をいたはり、或は運搬なせしてをる所など、實に我祖先の國民が如何に一身を抛つて、我々の國を擁護せられたかといふ當時の大苦戦の狀が活々として目の前に映りまして、千歳の後までも人をして生氣凜然たらしむる圖でございます。

又その次にわがまするは弘安の役を寫したのであります、何分この役は文永に四倍した大敵



で攻めて来たので、國家の危急存亡にも關するといふ所から、朝廷に於かせられましては或は大廟に祈らせられ、或は神佛に祈禱なぞ仰せ下され實に大騒ぎであつたのでございませ、日蓮上人も亦愛國の衷情黙止するに忍びなかつた所からして、怨敵降伏の爲めに、征夷大將軍惟康親王の日月の旗へ御題目をかゝれまして、戰場に向はしめられたといふ所謂日月の曼陀羅の旗といふはこれでございませ、書家が丹精を凝らして、實物について、極細微の点まで模寫した所まで、よく御目をどめてごらうじませ、尙ほ委しく當時のことを知らんといふお方は、本館にて發賣しまする圖解(一錢)と日蓮上人一代記(十錢)に就て御覽なさい、

と變る限なく案内せり、之を淺草のバナラマに比すれば、規模少なりと雖も、當年の苦難の様活躍として儒夫も起つて、國に奉ずるの心を涵養するに余りあり、三崎勸工場は同じくこの邊にあり、場内廣くして商品の種類を盡くし、且つその陳列の整然たるを以て、他の勸工場に比するも決して劣れりといふべからず、其他近頃建築せられたる共同販賣店といふ一種風かはりの勸工場もあり。

三崎座は同じく此町内にある小劇場なり、都下多くの劇場中唯此一座のみは出勤俳優悉く座附の女優あり、目下此劇の女優は鯉井、錦糸、米花、千升、峰升、桂升、和歌太郎、あい子、一

縁、糸菱、若八等なり、此座は中等以下の婦女子の観客最も多く、俳優も亦名あるもの少し、目下女優にて技藝の最も熟達せるものは市川糸八なり、千歳米坂の度胸の大なるものあれど甚だ振はず、これより古松繁る堤を沿うて北に進めば、左側に三崎稻荷社あり、社記にいふ、當社は上古の勸請にして、年代詳ならず、後天文七年小田原北條氏綱の造營にかゝると、又いふ此邊は昔三崎村といひける故に三崎町と稱するぞと、(此社あるが故に南の街を稻荷小路といふ、)祠宇小なりと雖も、社頭祈禱の男女多し、なほも進めば水道橋に出づべし、橋は神田川に架し、小石川本郷兩區への通路に當り、行人絡繹常に絶へず、昔しこの川の上流に、神田上水の懸樋のありしによりこの名ありといふ、尙萬治の頃まで橋畔に吉祥寺(今はなし)ありしを以て、一にこれを吉祥寺橋といひしとぞ、(因にいふ、此橋の下の川は、萬治の頃仙臺侯命を奉じて掘り割りたる所なりと、)

三崎町一丁目には國語補習所あり、本所は専ら國語國文を教授する所にして、學科を高等普通の二科とし、高等科は毎日土曜日に授業し、一ヶ年を期して卒業せしめ普通科は毎日曜日に教授して六ヶ月間に卒業せしむ、傳習生を男女に分ち、地方の人の爲に講義録を頒布し、入學金五拾錢、高等科授業料六拾錢、普通科全四拾錢なり、教頭は落合直文にして、目下生徒は三



百有餘名を養へり、又全町に大成學館あり、専ら英獨漢數理化博物學圖書等を教授する所にし、他日高等學校、高等商業學校、其他海陸軍學校に入學するもの、爲めに、必要なる學科を教授する私立中學なり、これより三丁目に入れば、司法省指定日本法律學校あり、専ら日本法律を授くるを以て目的とし、修業年限は三年にして、入學は毎年二月九月の兩度なり、尙ほ毎年臨時募集をなすことあり、學資は東修金貳圓、授業料壹圓參拾錢にて、別に地方の人の爲め、毎月三回講義録を發行せり、東修金五拾錢、月謝參拾六錢、校長は松岡康毅なり、尙ほ獨逸協會學校は西小川町一丁目にあり、専ら尋常中學校の課程に従ひ、實業に就かんと欲するもの、又は高等の學科を修めんとする者の爲に、須要なる教育を施すを以て目的とせり、修業年限は五ヶ年にて、別に一ヶ年の補充科を設けて、本科に進むべき準備をなさしむ、尙獨語專修のものには別科を設けり、本科の入學は學科の始にて、學年は四月一日に始まる、但し時宜により臨時入學を許すことあるべし、又入學金一圓は入學の際保證状と共に差出し、授業料は毎月年額十八圓の十二分の一を納めしむ、校長は文學博士加藤弘之にして、教頭山脇玄を初め二十數名の教師ありて、生徒の數三百有餘名なり、此外町内舊高知藩主河野子爵邸(二丁目)あり、尙南北用達合資會社もこの町内(三丁目)にあり、明治二十九年の設立にかゝり、營業目的は舊拓

種務省及陸軍用達なり(資本金三萬圓)

三崎町を去つて、南の方一ツ橋通りに出づれば、帝國教育會の管理する圖書館あり、藏書未だ多からずと雖も、前司法省顧問ポアンナード氏の書籍を集めたるポアンナード文庫を併せ藏せり、本館蒐集する所の書籍は、教育及諸般の學術に關する通俗の圖書雜誌類報告書等にして、廣く公衆の閲覧に供せり、歳首(五日間)歳末(二日間)天長節及曜書期(八九月の際凡そ二週間)を除くの外、毎日午前八時若くは九時より、午后四時三十分若くは五時三十分まで開始す、本館の圖書を閲覧せんとするものは、閲覧券を購求すへし、其代價左の如し、

- 通常閲覧券、一回、金二錢、十回、金十六錢、
- 特別閲覧券、一回、金三錢、十回、金廿四錢、

閲覧せんと欲するものは、閲覧券を掛り員に渡し、閲覧證を受け、之に求需の書名、冊數、函號、番號、及住所姓名を明記し、貸渡所に出し、書冊を借り受くべし、但し貸付圖書の員數は、同時に三種以内とし、和装は九冊、洋装は三冊を限り、特別は六冊以内とし、和装は十八冊、洋装は六冊を限り、和洋併借の時は和装三冊を以て一冊に換ふ、閲覧人は一日一回外出することを得、但外出者は借覽の圖書を返戻し、外出證を受けて必ず之



を携帶すべし。

該館は又學術講習者の便を圖り、併せて讀書の趣味を一般社會に普及せしむる爲め、特に備へある書目に記載の圖書に限り、之を館外に貸出すべし、之を借り受けんとするものは、其圖書の價額に等しき金額を保證金として、前納すべし、保證金は借受圖書を返戻したる時直に之を還附すべし。

圖書を借受けたるものは、左の割合に従ひ借覽料を拂ふべし。

一冊に付	價 格	金廿五錢迄	一 日	金五厘
全 上	全 上	金五十錢迄	全 上	金七厘
全 上	全 上	金一圓迄	全 上	金一錢
全 上	全 上	金一圓五十錢迄	全 上	金一錢五厘
全 上	全 上	金二圓迄	全 上	金二錢

價格金九圓以上の圖書借覽料は、金五十錢迄を加ふる毎に金五厘を増す、借受圖書の員數は同時に二種以内とす。

圖書を借受けんと欲するものは書名、冊數、部門、函號、價額及び住所、業務、姓名を明記し、

て本館に差出すべし。

圖書借受けの期限は、東京市内は借受けの日より二週日、東京市外は發送の日より三十日間とす、期限を過ぎ返戻せざる時は、期日後の日數間は二倍の借覽料を申受くべし、又本館の催促を受け、尙ほ返戻せざる時は紛失したるものと見做し、保證金を返戻せざるべし。

尙ほ同所には大日本佛教圖書館伊國協會等あり、又教育公報と題する雜誌をこの帝國教育會より發行せり、因にいふ帝國教育會はもと大日本教育會と國家教育會との合併せられたるものにして、會長は公露近衛篤磨なり、(電話番號本局七百七十二番)

こゝを左にして進めば、左角に共立女子職業學校あり、該校は専ら女子に適應せる技藝職業、並に必要の學科を授くる所にして、教科を甲乙の二科に分ち、共に裁縫、編物、刺繡、造花、圖書の五科目を置き、甲科生は一科若しくは二科に限り、乙科生徒は一科に限り之を撰修するものとす、又甲乙二科共に術科の外に、必ず修身、讀書、習字、算術、家事、理科の六科を課す、(但し既にこれ等を習得して、修むるに及ばずと認むるもの、及特別の事情ある者には之を修めしめず)又甲乙科共に術科學科を併せ修むる者と、本科生とし、術科のみを修むるものを撰科



生とす、修業年限は甲科三ヶ年、乙科二ヶ年とし、別に夏期休業をなさずと雖も、八月十二日より九月十日までは、午前の中三時間術科のみを授く、されど欠席せんとするものは各自随意とす、入學は毎年四月と定むと雖も、欠員あるときは臨時入學を許し、甲科生は年齢十二年以上、乙科は年齢十五年以上にして、共に略ぼ讀み書きをなし得るものとし、入學者は束修として甲科は金壹圓五拾錢、乙科は金壹圓、月謝も亦之と同額なり、又術科に於ては生徒練習の爲め注成品を製作せしめ、其純益金半額以下を該生徒に分與し、其者の名義を以て逓信省郵便爲替貯金局に預け置き、卒業の時或は要用ある時、本人の申出により之を下げ渡すものとす、尙は遠國より入學するもの便宜を計り、校内に寄宿舎を設け、人員を限り、寄宿を許す、寄宿料は一ヶ月金五圓とす、(但物價の高低により増減することあり)本校別に裁縫教員養成科、刺繍科及造花科を設く、裁縫教員養成科は高等小學校裁縫教員たらしむと欲する女子を養成するを以て目的とし、學科は修身、教育、裁縫、家事、讀書、算術、習字の七科にして修業年限は一ヶ年なり、入學者は年齢十八年以上にして、高等小學校を卒業せるもの、又は之と同じ學力を有するものにして、入學試験の科目は裁縫讀書算術作文習字なり、入學の期は毎年三月にて、入學を許されたるものは束修金壹圓、月謝壹圓五拾錢なり、刺繍科

は女子に食物調理の實習及之に關する學理の一班を授くるを目的とし、修業年限は八ヶ月なり、授業料は食物調理のみを實習するもの六十錢、講義のみを聽聞するもの六十錢、實習講義二科を修むるものは壹圓なり、但し實習を修むるものは、毎回材料費として金十五錢内外を納むべし。

造花科に限り校費生を置く、校費生の修業年限は三ヶ年にして、束修月謝を要せざるのみならず、造花に要する一切の器具材料を貸與す、但し衣食住等に屬するものは凡て自辦たるべし、又校費生第二學年の修業を終りたるものには製作品純益金の幾分を給與し、卒業後本校に召集する時は相應の手當を給與す、又校費生は略ぼ讀み書きに通じ、在學中家事に係累なきものにして、入學の年齢は十四歳以上三十歳以下とす。

尙は本校服裝に關する心得を設け、華美の風を避け、虚飾を矯めんが爲め、登校の際着用衣服の標準を左の如く定めり。

平常着用服 木綿類、毛織類(メリンス、毛織子、)

麻布類 (但し便宜により袖の類を著するは差支なきも、糸織縮類等の如きは固く之を用ふべからず)

式日着用服 式日着用の衣服及帶類は皆平服に準ず、例へば絹布類を用ふるものも袖太織



前掛は授業中必ず之を着用すべきものとす、其他衣服を汚さるる簡便の上衣を用ふるを希望す、

この學校の前は所謂外堀にして、丸の内に入らんとする所に雉子橋あり、昔朝鮮人來聘の節此處に埒を設けて、饗應の雉子を飼養せしより此名起ると傳ふ、橋の東に洋風の宏大なる建物を見る、煉瓦にて造りなしたる棟數十、繞らすにいかめしき赤煉瓦壁を以てし、老松蟠屈之を掩へり、之を高等商業學校となす、(一ツ橋通り町)

該校は主として内外商業に關する高等の教育を施し、將來公私の商務及會計を處理すべき者、並に商業學校の主幹又は教員たるべき者等を養成する所とす、修業年限は豫科を一ケ年とし、本科を三ケ年と定む、豫科にて授くる所は倫理、書法、作文、數學、簿記、圖畫、物理、化學、博物、英語、体操等にして、本科に授くる所は商用作文、商用算術、簿記、商品、商業地理、商業歴史、經濟、統計、法律、英語、佛西獨伊支露韓語の内一語、商業要項及實踐並に体操とし、入學期は毎年九月なり。

又全校に於て適當と認めたる公私立尋常中學校の卒業生にして、該校長の保證あるものは無試

驗入學を許し、又全上公私立商業學校の卒業證書を有し、該校長の學術優等身體健康品行方正と認めし者は、殊に和漢文英語數學理化博物の中、數科若くは全科に就きて其學力を檢査し、合格したるものは豫科に入學を許し、又官公立學校にして普通學の程度府縣立尋常中學校と同等以上と認められたる學校の卒業證書を有するものはこれに準ず、豫科入學志願者にして前に記し、もの、外は、年齢十七年以上身體強健品行方正にして、左の試験に合格すべき學力を有する者に限る。

- 和漢文 訓点 解釋 書法 楷行草三牀
- 作文 公私用文 記事論說文の内 數學 算術、代數幾何(平面立体)三角術初歩
- 地理 内外國 歴史 内外國
- 圖畫 自在畫 用器畫 物理 大意
- 化學 大意 博物 大意
- 英語 書取 會話反譯 体操

但し各高等學校の卒業證書を有するものは試験を要せず、

入學志願者は受験料として、金三圓を入學願書並に學業履歷書と共に先づ本校に納め、無試験



入學を願出でんとするものは、金二圓を納むるものとす。  
授業料は一學年豫科金二十圓、本科金二十五圓と定め、每學年九月二月の二期に分ち、指定の日に於てその半額を前納せしむ。

又全校學生の學力優等品行方正にして、學資支辨の途なきものには學資を貸給することあるべし、學資の貸給を受けたるものは卒業後業務につきたる翌月より起算し、貸給を受けたる月數に二倍せる期限内に於て、其貸給金額を月割を以て返納し、尙その貸給金額を完償するまでの間、校長の指定に従ふべき義務あるものとす。

此外に別に研究科を置き、卒業生をして一ケ年間その修むる所の學科を深く研究することを待、但し研究生は授業料を徴せず。

該校は文部大臣の所管にして、現在校長（未定中神田乃武校長心得）外三十餘名の教授及助教授ありて、生徒の數は四百有餘名なり、本校体操場は町を隔て、向側にあり、尙該校卒業生に就て其就職の事業を示すに、會社に雇はるゝもの最も多く、官廳學校銀行の務に従事するものは殆んど相匹敵せる有様なりといふ、左に記する所によりてその一斑を窺ふべし。

- 會社 一一一 銀行 三〇 官吏 四四
- 教員 三九 自家營業 三三 商店 一四
- 海外留學 三 兵役 三 (明治廿九年五月調)

この商業學校の横手と相對し、又女子職業學校の裏手に高等師範學校附屬尋常中學校あり、修業年限は六ヶ年にて、主事は波多野貞之助なり目下生徒の數は二百に垂んとせり、又大學講義室は高等商業學校の東（向側）にありて、時々朝野の名士を招きて講演を開きしも、今は廢れて唯堀のみを殘せり、この商業學校の前通りを一直線に進めば、丸の内への通路なる一ツ橋へ出づべし。

高等商業學校の正面の道筋を入れれば錦町三丁目に出づ、先づ町内重なるものを舉ぐれば左側体操場と脊中合せに文學社主小林義則別宅（電話本局四百九番）あり、本社は日本橋區本町四丁目にあり、該社は印刷業もて都下に名高し（同社工場又同町内にあり）この社と相對して工藤寫真店あり、華主は最も書生間に多く、價の廉にして技巧なるを以て名あり、（電話本局二千十五番）この寫真店と横町を隔て、いとも宏莊なる建物を見る、有名なる錦輝館は即これなり、該館は都下屈指の貸席にして、建築の廣大なる他に其比を見ず、儼に千人を入るに足る、され



ば大演説會、大懇親會、大演藝會等を開くに最も適せり、(電話本局一千百一番)該館は又貸席の外に即席料理をも兼ねたり、乃錦亭と看板か、げたるはこれなり。

錦輝館の向側舊尙武學校跡に、私立神田尋常中學校創立事務所あり、その後の方に私立鐵道學校あり、該校は實地速成を期し、鐵道事業に従事すべき技術者及職員を養成するを以て目的とし、學科を技術部職員部の二部に分ち、豫科本科各一年を修業年間とす、校長は工學士野邊地久記なり。

又錦輝館の隣りに大日本体育會第一体育場あり、之に隣りて旅館榎本館あり、建築尙尙にして客間もよく整頓したれば、紳士官吏の顧客多く、特に書生の宿泊には便利を與ふる組織なりといふ、其隣りに一等球突場あり、又其隣り角に西洋料理太米樓あり、(電話本局千八百卅二番)之と相對して八尾活版所あり、書籍活字官報などを賣捌く、(電話本局三百八十一番)此外銀座四丁目及表神保町にも同書店並に支店あり。

太米樓の前に三丁目派出所あり、此處を右に折れて進めば、左側に國民英學會あり、本會は主として實用の英語と、高等の英文學とを教授する所にして、教科を分ちて、正科、英文學科、海軍受験科及夜學科の四科とす、學費は入會金壹圓、正科は級の上下に従ひ金六十五錢及七十

錢の二種に分ち、海軍受験科は七十錢、夜學科は東修五十錢、月謝四十錢以上七十錢となす、會主は磯部彌一郎にして、高橋五郎以下内外人十六名の教師を以て八百數十名の生徒を養へり蓋し英語を教授する學校都下に多しと雖も、其學科の簡易にして實用に適するは、本會を以て其最なるものといふべし、其隣に東京内科病院あり、これより再び後に戻りて本通りに出れば、派出所の角に看護婦講習會あり、(電話本局千七百六十八番)此處と正則英語學校を挾んで錦城學校尋常中學あり、該校は交通部所定の尋常中學校學科課程に従ひ、中人以上の實務に就かんとするもの、若くは高等學校に入らんとするものに普通教育を授くる所とす、學費は入學金一圓、授業料一學年金十三圓とし、毎月一圓二十錢づゝ納めしむ、校長は矢野文雄にして、目下生徒の數は六百に垂んとせり。

又全三丁目には、帝國結婚媒合社あり、借ても便利の世の中は、何がやら分らず屋、紀太彌次もどきの道中筋、東海道五十三次、流車一と飛びしてさへあきたらず、一日二夜の乗通しには、お尻が痛むと、望蜀の念、むらゝく嘆ぐ、人間の情、其先と敏捷やく廻り、何事も皆様方へ、御便利とぞ、おのが懐算段隠して、算盤持つ人の惻愾さ、況して生馬の眼を抜くたどへの、都の真中、何にまれ舊弊を擡ぎ出しては、一日もたちゆさ難きものぞかし、去る



物議家の申されしや、否やは知らねど、この結婚媒合社の如きは、至極便利の仕組、公衆の依頼に應じて、上下に限らず、婚姻養子女の媒介者となり、確實と誠實と秘密とを旨として、責任を擔ひ、公衆の便利を圖らんとするものなりとか、本社規定の要点を聞くに、

本社に、結婚媒介の依頼をせんとする者は、申込書へ原籍住所姓名族籍父母の名、並に有無職業、及本人の年數産地技藝初縁、或は再縁、並に本人の兄弟姉妹等を詳記し、其他對手人の身分年齢企望の事項を、精密に記載なし又は直接なりとも、便宜に申込る可し、本社へ結婚媒合申込の節は、依頼者の資格に應じ、又は事の難易により双方間へ奔走し、結了迄の實費として、左の金額を申受くるものとす。

- 一金五拾錢以上 行く方
- 一金壹圓以上 受る方

但し依頼者の都合に依り、協議上特別の奔走を爲すことあり、  
本社は依頼者双方の便宜を計る爲め、本人の最近なる寫眞を要することあり、又諸事取調上本人を直接認見せんと欲する場合には其事務を取扱ふ可し。  
本社は申込者の事項に付き事實取調は依頼者の隨意に任す、若し當社へ依頼により對手人の財産又は血統其他婚姻に關する一切の事項を確實に取調報告をなす場合には、遠近により相

當の實費を受く可し、

但し本社の媒介外と雖も、婚姻上の身元取調の依頼に應ず可し、  
本社の媒介を以て諸事結約済の上は、双方間に於て媒酌人を立つ可し、  
但し所望に依りては當社より相應の人物を撰み、媒酌人を立つることある可し、

とはさても驚き入たる當世の才子佳人方よ、男女の同權が文明で、結婚の自由が開化の今の世の中、何を苦み給ひてか、親々の眼を抜て、彼れと此れとを垣間見、さては腰元を懸のおぼつかなきかけ橋に、おふなげなる玉章のやりどり、かゝる手ぬるき古風は、今よりさらりとやめて、何れも様方、皆々様、該社の媒合もて、目出度き契りを結びたまはし、比翼の鳥は羽片をうらみ、無情の風を連理の枝にかこつが如き、野暮らしさはなかるべし。

又二丁目に入れば、東京商業學校あり、該校は速成の目的を以て、内外商業に關する、必須の教育を授け、將來商業に従事すべきものを、養成する所にして、修業年限は三年なり、東修月謝各々壹圓、尙ほ地方遠隔者の便を謀り、毎月二回講義録を發行せり、(東修五拾錢月謝三拾錢)校長高橋健三にて、目下生徒の數は、三百數十名なり、神田警察署は、此に隣り、又其角に神田區役所あり、此處を左にむし進めば、左側に宏大な赤煉瓦の建物を見る、東京法學院は、



即ち是なり、該院は法律、及政治思想の養成を目的とし、本邦制定の法律、並に經濟に關する學術を授け、汎く歐米の法律を參照して、邦語及英語を以て、之を教授する所とす、修業年限は三ヶ年にして、入學せんとするものは年齢十七年以上、尋常中學師範若しくは之と同等の學校の卒業證書を有するもの、若しくは左の入學試験に合格したる者たるを要す。

(甲種) 國語 漢文 數學 (自四則) 但し英語法學科に入らんとする者は更に英語試験す

(乙種) 倫理 數學 漢文 歴史 地理 博物 理化 圖書 英語等

但し乙種入學試験を取けたる者は徵兵給

預の特典あり

學費は入學試験料甲種金三十錢、乙種金一圓、外に東修金二圓、月謝一學年金十四圓三十錢を月割を以て分納せしむ、尙ほ在外員の爲め毎月三回講義録を發行す、在外員は東修月謝各々五十錢とす、該院は都下屈指の司法省指定法律學校なり、現在校長は菊地武夫にして、生徒の數は千二百有余人なり。(電話本局四百二十八)

一丁目に入れば區役所と相對して、角に山本誠陽寫真店あり、半身像撮映に最も巧みなり、又横町に斯文學會あり、時々朝野の名士を聘して歴史などの講筵を開く、この向側に太西眼科醫院あり、院長は醫學士大西克知なり、又全二丁目に大日本海陸軍兵書出版合資會社あり、明治

廿九年の創立にかゝる(資本金一萬圓)(附記、錦町三丁目に自轉車調製所並に練習所あり)再び祖橋に歸り派出所の所を堀端に沿うて進み、神田橋を左にして鎌倉河岸に出で龍開橋に至る間の重なるものを順序を追うて記すれば、錦町三丁目に建築廣大なる龍紋氷室あり、之に隣りて西洋料理三河屋あり、(神田橋の西一丁許りの所)東京にて西洋料理を開きたるは蓋し此家を以て元祖とす、現今尙ほ都下に屈指の洋食店にて、その風味の中に他店の摸すべからざる特色あり、なほ同町内に東京學資保管株式會社あり、(二十一番地)該社は明治三十年四月の設立に係る、今該社業務の大意を擧ぐれば

一本社は東京府下遊學の學生をして、濫費を防ぎ學業の成立を圖るを以て目的とす、夫れ學生をして學業を成就せしむるは學資に在り、學生をして不品行に陥らしむるもまた學資に在り、學資は其の使用の道に因りて善にも惡にもなるものなれば、學資を保管するは取も直さず學生を保護する所以なり、世の青年子弟が父兄の許を受けて學に就くのはしめは修學の外他事なきも、日月を経るに隨ひ或は都下華美の風に染り、或は惡友に誘はれて識らず知らず遊惰放蕩になりゆき、遂には花柳の街に浮れ、賭博の場に入出し、父兄より仕送る處の學資は、身を持崩すの資本と化し、當初の目的を誤るもの十中の半に居る、東京感化院が十餘年間の實



驗によれば、其不良の原因は實に學資の濫用よりはじまると云へり、豈忍るべき事ならずや、現に去明治二十八年下半年より、同二十九年上半季即ち一ヶ年間に於て、東京府下諸新聞に記す處の學生の罪惡は左の如し、以て證とすべし、

妓娼に惑溺して學業を廢せしもの 三十四人

人殺しをなせしもの 三人

情死せしもの「相手は妓娼多し」 十二人

有夫姦 五人

處女を誘惑せしもの 四十二人

詐偽取財 二十五人

其他不行跡を以て世に著れしもの 五十六人

右合計百七十七人、これは已に警察官の手を煩ふもの、又は新聞紙等に出て世に公けになりしものなり、未だ世に公けにならざるもの此外に幾百人あるやも知る可らず、父兄たる者いかに之を等閑に附す可けんや、早く學資保管の道に依頼して子弟の前途を保護すべき事也、

二 本社は右等學生なからしめんがために、學資保管の業を起して、一は教育の普及を輔け、一は父兄をして安心の途を得せしめ、猶ほ學生をして志學の目的を成就せしめん事を期するにあり、故に其目的を達するため學生の行狀を視察するは勿論、入學の手續をなし學校へ對し證人となり、或は學生身體の健全如何を診察し、或は下宿の紹介、書籍物品購入の支拂、病氣災難等の臨時立替金等に至るまで最も懇切に世話をなして、學生の爲めに便益を與ふるものなり、

三 本社の資本金は五萬圓にして、業務は修身教育及學生監督に多年經驗ある高瀬真郷（東京感化院長）内藤耻叟（前文科大學教授）等専ら之を擔任し、懇切に取扱ふ可し、

四 本社は一般の會社の如く餘利を目的として起業せしものにあらず、府下遊學の學生中往々遊蕩放逸に陥り、中途にして學業を廢する者多きを見て之を豫防せん爲めに發企せし者なれば保管金取扱ひの如きも勉て手数料を安くして、成べく多くの學生を被管者と爲し、一人も多くの卒業者を出さん事を期するにあり、

五 遠隔の地にある父母兄弟は其子弟を府下に遊學せしめ、其成業を氣支はしく思ふ者必ず多からん、又品行の事本人病氣事變などにつきても心配するもの多かる可し、其等の父兄は早く



本社と約束を結びて、一日も早く安心せらるゝを上策とす、子弟も亦府下に後援となる會社を持つては心強く、學問に従事するに至る可く、父兄の爲め學生の爲め双方の利益は少なからざるものなり、

六東京遊學の學資金を地方より月々送致するには、郵便爲替手数料金拾圓以下にて、一回金六錢、郵便税八錢、合計金拾四錢を要す、之を一ヶ年十二回に送金するとすれば金壹圓六拾八錢なり、之を本社へ一度に拂込めば銀行爲替にて一ヶ年分百貳拾圓送りにて、手数料金貳錢以下郵便税八錢を加へ、これに本社の保管手数料を加へて金壹圓〇六錢也、其上に父兄の手數を省き、子弟の浪費を防ぎ、安心を得る等、父兄の利益は大なることなり、尙該社の規則の摘要を略記すれば左の如し、

一本社は東京府下に遊學する學生の學資金を預り之を保管し父兄に代りて之が支出をなし學業成就を以て目的とす、

一學資保管の依頼と特別依頼普通依頼の二種に分つ、前者は卒業まで學資の保管を依頼するものにして、後者は隨意の期限を定めて學資の保管を托するものとす、又前者は必ず一ヶ年以上の學資金を一時に拂込むものとし、後者は三ヶ月以上の學資金を一時に拂込むものとす、

一本社は特別依頼に對し、無手数料を以て左の依頼に應ずべし、

- (一) 在學中本人の勤怠を父兄に報告すること、
  - (二) 入學の紹介及在學中學校へ對し保證人となること、
  - (三) 一ヶ年二回本人の健康診察を施し、其成績を父兄に報告すること、
  - (四) 在學中の教科書籍購入金支拂のこと、
  - (五) 下宿料及月謝拂込のこと、
- 普通依頼者に對しては無手数料にて左項に限り依頼することを得、
- (一) 入學の紹介、
  - (二) 月謝の納付及下宿の支拂、

尙該社の専務取締役社長は高瀬真卿にして、評議委員には渡邊洪基園田安賢等あり、(營業期限滿二十ヶ年)

嗚呼世を擧げて藩志又弱行、腹に萬卷の造詣なく、頭に遠大の理想なく、父兄粒々辛苦の膏血を絞りて送る金錢を、朝に花柳の巷に撒き散らし、夕に寄席の樂屋に絞取らるゝ學生多き今日、かゝる會社の起るはいとも喜ぶべきことなり、されど退いて顧みれば堂々たる有爲の學生



にしてかくの如きものによらざれば、以て己の目的を達する能はず、以て自ら立つ能はざるまでに、自主の精神に乏しくなる漂々然たる浮萍の如きもの多きを思へば、轉た我國前途の爲めに杞憂措く能はざるものあり。

尙も進んで神田橋の向に至れば高等旅館麒麟館あり、(錦町一丁目) 家屋の構へ、客室の模様など凡て高尚なれば、從つて上等の客多く、地方の高等官、紳商、豪農を初めとし、特に丸の内なる各官省の用務を以て來泊するもの最多し、但し宿料は一日一圓、七十五錢、及五十錢の三種とす、(電話本局千四十二番) 又神田橋端に東京府高等女學校あり。

該校は女子に須要なる高等普通教育を施すを以て目的とし、其修業年限を四ヶ年とす、尙別に補習科を置き、小學校教員志望のものに必須の學科を補習するを以て目的とし、修業年限を一ヶ年とす、學年は毎年四月に始まり、本科一年入學は年齢十三年以上のものにして、高等小學校三ヶ年の課程を卒りたるもの、若くは之と同等なる學力を有するものとす、學資金は本科一年級金一圓、二年級以上金一圓五十錢、補習科金二圓とす、尙最初入學金として金一圓を納めしむ本科課程は左の如し、

修身、國語、外國語、歴史、地理、數學、理化、家事、裁縫、習字、圖書、音樂、体操、教

育、漢文、

右に就き外國語を修めざる者は其時間に於て裁縫を課せしめ、一年級及二年級の圖書は生徒の希望により之を課せざるも差支へなく、又音樂科の樂器用法は小學校教員志望者に限り之を課するものとす、尙補習科の課程は左の如し、即

修身、國語、歴史、數學、裁縫、音樂、体操、教育、漢文、

なり、又前記入學資格を有せざるものにして、本科第一年級に入學せんとするものは左の試験を受くべし。

讀 書 高等小學校讀本、(東京府所定に教科用書)

作 文 日用書類、記事文、

算 術 筆算、整数分數小數の四則、比例百分算、珠算四則、

又二年級以上に入學せんとするものは、總て該校規定の學科及程度に準じて入學試験をなす、此外該校には隨意科を設けて、外國語、教育、漢文、及第一二年級に於ける圖書の四科目を教授せり。

該校内には生徒の自治制あり、即各教室に當直二名を置き、學級擔任の指揮を受けて校命の通



達、生徒の希望、採光、温度及日誌、出席簿、通學簿に関する雑務を執るものとす、又當直は席次の首尾より一人づゝ毎日更當に之に任じ、當番のもの飲席する時は其次席の者之に代るものとす、又各教室に整理係を置き、生徒四人づゝ學級擔任の指揮を受け、毎日一回更番に教室の整理と清潔とに關する勞役を執るものとす。

又犯則者の處分を規定せり、即教師の命に背き、生徒たるの本分を失するものは、其輕重によりて訓誡、別席、留置の處分をなすべし、情狀の重大なるものは職員會議を開き、校長に經伺して之を處置す、又別席以上の處分を行ひたる時は、其事由を記載して一は保證人に通知し、一は學校に存置すべし、まづ該校の特色はこゝらなるべし。

神田橋は丸の内大手町への通路にして、昔しこゝに御門ありしといふ、其の昔此處に土井大炊侯の弟宅ありし故に又大炊殿橋とも號たるとなり、事跡合考に云ふ、昔は神田橋の外に茅商人あまた住す、今の八丁堀の茅場町是なり、又其後本所にも遷さるゝ今本所の茅場町といふはこの故なりと云ふとあり。

若し足をこの橋畔に留めんか、丸の内の石壘翠松技を交ゆるの處、印刷局の屋根棟僅かに隱見し、飯田町河岸より兩國に通ふ早船欸乃面白う漕ぎ下るを見る、美土代町の新開地、人車絡

棒として圓太郎馬車賣座を抛立て、往きかふ、遙かに見る正面ニコライの會堂突兀として天を摩し青年會堂輪煥との莊を競ふものゝ如し。

又神田橋と一橋との間御溝の外の芝生の間は大塚護持院の舊址にして、元祿年間柳原の南にありし知足院を引て護持院と號られ、殿堂御建立ありしが、享保回録の後大塚の地へ移され、後明地となる、林泉の形残りて頗る佳景なりき、夏秋の間は是を開かせられ都下の人こゝに遊ぶ事をゆるされ、冬春の間は時として大將軍家こゝに御遊獵あり、故に此所を新駒が原とも唱ふるとなり、世俗は護持院の原と呼へり。

これより掘に沿うたる東の海岸を鎌倉河岸といふ、神田橋の向ふ角に交信社あり、家屋地所の賣買の周旋をなす所なり、尙も進めば是永商店といふ高等馬車會社あり、馬車製造の外に貸馬車を以て業とし、明治二十四年の創立にて資本金九萬圓なり、(電話本局六百七十番)次に東京博善株式會社あり、葬祭具造花生花などを調進す、明治廿六年の創立に係り、資本金は四十五萬七千六百五十圓なり、(電話本局九百四十番)此外に渡邊杉本等の葬儀社、東京製炭株式會社及鎌倉河岸水道改良用材置場(電話本局千八十三番)なり、この河岸の盡くる所を左に折れて進めば、龍開橋に出づ、正面常盤橋畔觀我莊麗人目を眩せしむるばかりの建物を見る、日本銀行



は即これなり。

神田と丸の内と境したる裏通りは先づこれにて順覽を終へたれば、これより當區の目扱ともいひつべき本通りを順覽すべし、神田の大通りは俎橋より萬世橋に至る間の町筋をいふ、即今川小路、一ツ橋通、南神保町、裏神保町、表神保町、小川町、淡路町、雉子町、佐久間町の間これなり、此大通りの繁盛は日本橋區に次ぎ、書籍店、雜貨店、洋服店其他あらゆる商店をならべて、行人織るが如し、就中書生の往來するもの最も多し、従つて書籍店の夥しき蓋し都下第一とす、今その重なるものを舉ぐれば今川小路に東華堂あり、(電話本局九十二番)一ツ橋通り町に有斐閣あり、共に法律書を販賣す、一ツ橋派出所の前を過ぎ裏神保町に入れば教育舎(電話架設中)あり、重に教育書類を購ぎ、教育報知を專賣し併せて學校用品、標本類、教育上の諸備品等を販賣し石版印刷を兼ね、次に合資會社富山房あり、主として師範中學等の教科書を販賣す、(電話本局千六十二番)又同町内に合資會社敬業社(電話本局二百五十八番)又重に法律書を業とする明法堂あり、(電話本局千四百三十六番)又表神保町に雜誌店東京堂、數學書營業開進堂及和漢洋書籍店三省堂あり、(電話本局二百五十八番)中西屋は重に舶來書を販賣す、(電話本局四百十番)又八尾書籍店は専ら法律書を購ぎ、傍ら官報取次を業とす、(電話

本局五百七番)其他古本屋を舉ぐれば、金刺書店、遊文房、唐本店、松英堂、牧野書店、後淵閣、三進堂、善義堂等あり、此外園々社、岡崎雜誌及書籍店は雉子町にあり、(電話本局千四百三十六番)尙到處幾多の書籍雜誌店をみる、げにや都下十萬の書生、其十の八九は神田本郷を中樞として、牛込芝翹町にも幾干は散在すれども、就中神田は實に書生の巢窟と稱せられ、其種類の千態萬様なる他に其比を見ざる所なり、黒ジャケツ、海軍帽、正服扮装も甲斐なく、紫の袷包小脇に日々眞面目に學校に通ひ、下宿屋の主婦にも可愛がられ、月々爲替の延着を氣にする初々しさまづは學生らしき書生、これは何區も同じ夕暮などには、市中を逍遙する年若の書生に多く、蓬髮破帽白袴だらしく着けて、白木綿紐長さ羽織も正當には被ず、肩を怒らし腕を扼し、胸には鉄拳揮はんす見慕恐しき豪傑氣取り、壯士風の書生多きは武術場劍舞會の多きにて知られぬ可し、されど一般に神田の書生とし云へば、私立法律學校に籍をおきて、下宿にありては權利の義務のと口角に泡沫を飛ばし、外に出れば路傍の查公に喰て掛かる一知半解の法學生、次には櫛目つやくしき頭髪、ペラペラ羽織、萬に流行を追うて些事にも意氣がり、香水の匂ひも少しは交りて、天晴當世紳士の体裁を粧へども、内幕を叩けば一ヶ月何圓の下宿料も滞りて、内證は花札質通の所持品に著き半紳士半飽治郎の書生、矢搦珈琲店



義太夫席には常に其影を見ざるはなし、其他東髪眼鏡の女學生あれば頬髻跡青き老書生あり、此頃又准書生とも云ふべきは商人職人などの身を書生風に扮し、寄席牛肉店などに書生で通るがあり、書生節月琴尺八に街の辻家の外にたちて、隨落書生の成果と見ゆる中にも、元來書生ならぬ書生もありとかや、さても神田は書生全盛の區なりけり、下宿屋も之が爲めに多く、寄席も之が爲に満ち、書店の前に古本抄る一群あれば、煙草屋の店頭なまめかしき女に戯るゝもあり、油煙煤る夜店には黒山の如く群り、牛鍋鬺ぐ二階に馬食鯨飲するあれば、濱の砂子の數多き書生の中に撰ばるゝ一粒二粒こそ、げに玉石混淆の其中の金玉なる可けれ。

此外に大通りにて有名なる商店を擧ぐれば、先づ表神保町に片桐生雲堂本店あり、全店は明治十七年の開店にして専ら和漢の筆、墨、硯、製圖機械、度量器、和洋製本、手帖の類を初めとし、總て學校用諸器を販賣す、支店は神田鍛冶町、(十九番地)麴町九段坂下勤工場内、神田小川町東明館勤工場内及下谷廣小路杉山勸業場内にあり、又裏神保町に舶來品を販賣する便利堂あり、商法の方針を平民的にして便利を旨とし、可成多數の顧客を迎ふるに勉めり、特色は帽子なりといふ、又神保町に鈴木時計店あり、歐米各國の製圖、各種の時計及附屬品を販賣す、全店の時計の表には確實保險の印象を刻し、金銀鎖及磁石類の製造は同店の特色なり、尙此外に株式

會社日本貯蓄銀行あり。(明治廿八年創立)

裏表神保町の間なる通街、小川町に出でんとする所に東明館を見る、其構造の大なるよりしても、其商品の多きよりしても、はた其陳列の整々たるよりしても、都下屈指の勸工場たり、東明館の向に竹素堂といふ元祖ゴム印判營業店あり、ゴム印の功用は堅牢質の印判に比して簡便なるは、質の柔軟なる爲に平面の上のみならず、凸面又は歪面の上にも印刷し得らるゝ、点にあり、されば銀行商店工場等にて使用するもの漸次多さを加へたり、又同店はゴム印の外和洋木版、印章彫刻、殊に印肉朱の油評判高し、尙はこの裏手にあたりて山龍堂病院あり、院は駿河臺にのぼらんとする途次にあり、私立病院として都下録々のもの、内外科及婦人科の中殊に内科を以て名あり、院主は即ち櫻村清徳博士にして、醫員十二名、年内入院患者は男四百三十八人、女百五十一人、外來患者男四千九百八十八人、女千六百九十一人、總計七千二百五十五人、(明治二十九年調)とす小川町の通畫間の賑さは更にも云はず夜の賑ひ亦盛に、露店の燈火畫を欺て赤し、神田に於ける最初の勸業場拾集館も此處、其陳列品は東明館に比して稍劣れるもありと雖も、表装したる書畫を陳ぬるなど本館の見所なるべし、場外に五十稻荷あり毎月五十五廿廿五日を縁日とし、當夜の繁昌は非常のものなり、又拾集館の裏手には新聲館あり



り、義太夫、安芝居、人形淨瑠璃、其他の興行場なり。

浴集館を出で、向側に常盤亭の牛肉店あり、淺草雷門前なる常盤亭の第二支店、庭廣く家造りの奇麗なるは第二支店(日本堤)に次ぐ、階上階下各小ぢき室に分たれ、甲客乙客雜居ならぬはありふれたる牛肉店と異なり、先づは高等なる牛肉店とも云ふべきか、御饗は

- うしやき 金十二錢 同し壽やき 金十五錢
- とりやき 金十五錢 おいやき 金十五錢
- 西洋料理一品 金十五錢 正宗一合 金六錢五厘
- 西洋酒 大金二十五錢 小金十五錢 玉子やき 金十五錢
- 飯一人前 金五錢

なり、顧客日夜絶ゆることなく、従つて雇男女忙しく立働きて「いらッーやい」御歸んなさい「御粗末さま」の聲かまびすし、尙此外に「いろけ」といふ牛肉店あり。

又小川町に甲斐絹屋といふ洋傘店あり、一時洋傘の布帛地に甲斐絹をつけしことありて大流行を極めしが、全店より盛に之を賣出し、今に其名を知られたり、(銀座二丁目)全支店あり)又全町内に松浦玉圃と云ふ時計店あり、全店の時計は殊に評判よく、就中、時計に歌ひる硝子の善

良なるは同業者間の許す處にして、神田區屈指の時計店なり、又錦町一丁目には牛肉店今文(小川町表通り)あり、神田中屈指の牛肉店にて、家の構造や体裁の虚飾はなけれど、勉めて新鮮なる肉を鬻ぎ、花客をして飽くことを知らざらしむる所に甘味あり、衆客日々群り來りて評判界限に高し。

寄席小川亭の邊りを進めば、やがて神田橋に通ずる美土代町に入る、今ついでに町内の重なるものを擧ぐれば、先づ東京基督教青年會館あり、該教會は基督教青年會の建立にかゝり、毎日晒日道徳上の講話ありて、衆人の傍聴を許し、書籍新聞縦覽所の設ありて、隨意に人の見るにまかせ、且つ其大講堂を開いて、諸會社銀行等の總會に貸與することあり、猶館内には青年會夜學校あり、本科撰科の二科に分ちて實用英語を教授する所とす、又この會館の北に隣りて古き雜誌社の一なる穎才新誌社あり、又全し美土代町に寄席市場亭あり、之に對して寺院とも付かず神殿とも付かざる一種異様の建物巍然たるを見る、黒塗の門白木造の堂宇、境内には人力車の幾輛あるも、斯る處にふさはしからず、見れば天理教會日本橋分教會所とあり、門を潜りて美しく装はれたる階段を登り行く男女の跡についで、無遠慮にも參觀せんとするに教徒の外は參拜一切相ならずと誰可せらる、竊と覗きみれば幾多の樂器は處せましままで、裝飾せられぬ、



聞くならく天理教は近來新たに興りたる教派にして、今より廿年前大和國宇田郡某村の巫女中村さみとかいへるもの、唱道する處に係るとか、日月を神とし崇め、甘露水を戴きて四百四病に驗わらざるはなしと謬信し、各地方に此教を信仰するもの頗る多く、朝な夕なに左も尊とげに開ゆる祈禱の聲、「家敷を拂ひ田賣り玉へ天坪棒でとやせ」とはさてもなさげなし、能く聞けば「あしきを拂ひたすけ玉へ天理王の命」とぞいふなる。

小川町に戻りて西に進めば雉子町に至る、古くより都鄙に知られたる團々社(目下同社に發行せる團々珍聞は他に移轉せり)これに隣りて日本新聞社あり(電話本局六十九番)其他廣修株式會社あり、全社は明治廿七年六月の創立銀行條例に依らずして貸金を營業とするもの、日本新聞社の前の大通り淡路町は萬世橋に出る通街にして、商家軒を並べ神田區中二と下らざる西宮の西洋雜貨店も、東京三木の二といはる、江木の本店も、三層樓の建物觀音坂の崖腹に懸造せる旅館關根屋も維新前より業を創りて今に中々の繁昌なり、牛肉店中川日本新聞社の向角亦此淡路町に屬せり、肉の味美なるは神田區内一二を争ひ客足絶えしとなし、又淡路町大通の裏手に西洋料理多賀良亭あり、學士會員の食品を請負ふ、茲を少しく進めばお手輕料理舞鶴あり、鍋飯と薩摩汁は此家得意の料理にて、特に薩摩汁は妙味あればとて此處等あたりの書生連が中食代りに立寄る所とす。

江木寫真店の前を連雀町といふ、此邊りは内神田にして町内飲食店中に就て飲むべきもの、先づ指を連雀町の料理屋金清樓に屈せざるへからず、外神田明神境内の開化樓と相伯仲す、金清樓は構造壯大、客室車寄より前庭の風致、地域の曠濶なる、飲む者をして自ら寛うせしむるに足る、使役する婢女二十餘名、鱗々の車聲、謳歌の聲、常に門の内外に響く、思ふに是れ地位を占むるの致す所蓋し誠に十數年屹として都下に知らるゝ一割烹店となりし所以か然れどもその幽趣閑雅愛すべく極目遙望に富めるは開化樓に及ばざること遠し、されど其景致の雅俗は異なるにもせよ、講武所藝者連の若干口を糊して朝宗に忙了せしむる所以は一なり、講武所連が鶴龜の舞を演ずるはこゝ金清樓の專賣特許、金清樓と一線を隔て、菰蕎麥あり、一片の標旗竹雞の上に翩翻す、一亭住宅と連接して前亭と相對す、前亭扁して花塙と云ふ、室々の電燈個々の客を照して、醉顏賑に碗裏の麵線縷々人脚を延く、菰の本家なる團子坂の支店なりと稱す、獨り蕎麥の風味の美なるのみならず、又その芳醇を供するを賞す、飲酒家以て同町の烏牡丹亭に比す、調味するもの。

白魚そば

金七錢

まゝこなんばん

金九錢

神田區

三十九



神田區

五もくとじ	金九錢	おたまきむし	金九錢
かしはむし	金八錢	かもなんばん	金七錢
あんかけうんどん	金七錢	五もくとじ	金七錢
釜あげうんどん	金六錢	おかめそば	金六錢
玉子とじ	金六錢	山かけそば	金六錢
月見そば	金六錢	わはゆきそば	金六錢
そばがき	金四錢	はなまさ	金四錢
せいろう	金三錢五厘	かけ	金三錢
かまぼこ	金八錢	すひたね	金六錢
わさびいも	金六錢	やきのり	金二錢
御酒	一合 金六錢		

四十

客至り御酒付を命すれば、先づ油煎の味噌を添へ、以て他の調理を整ふる間の寂寥を慰め、喫了投銭の後更に茶を供す、此好待と器物の稍々備はれるとを以て、他尋常の同業に比して蕎麥の價少しく高きは免れがたき所なり、されど尙群客履屣常に戸口に充滿するを見る、旅館大泉また

連雀町にあり家律義なるを以て名あり、特に長野群馬埼玉等より來る地方人の投する定宿なり、寄席白梅亭もこの近くにあり、又株式萬世銀行も全町にあり、全銀行は明治廿九年十一月の設立に係る(資本金參千萬圓)。

淡路町を右に入れば青物問屋多き多町、一年三百六十五日鳥の鳴かざる日はあるも、こゝ青物市場の聲聞かざるの朝なく、佐柄木町、須田町、三河町、連雀町の數町に互りて、青物問屋二百四十乾物店三十七、荒物問屋二十三、四十七の荷車問屋、十二の飲食店を一團とせる一大區域、毎朝二時より正午まで四方の入口に柵圍して、車馬通行人の往來をとりめ、賣買の人々此地に群集して、紛然又雜然殆んど名狀す可からず、廣く都の需要に供給する青物の市場は區々隅々に散在して、日本橋大根河岸、深川三河島、さては目黒、駒込、谷中、千束、小塚原、新宿など其數夥しき中にも、こゝ多町市場は元來各市場の中樞として、都の近郊邊鄙に於ける荷主等、西より、東より、南又北より、まづ此場所柄に荷出し、都下各地の數々なる大棚小棚の八百屋連中は、朝まだきより荷車を引き、箆籠を擔ひ來り、競て之を買取る、されば場内家も往來も人と菜蔬と山積雜沓を極め、競り合ひの聲噪々しく箆籠を肩にして行くもの、車をひきて歸るもの、筆を耳にする亭主も、算盤を弾く娘もあり、ナルマタ、ヤゲン、ロンヂ、ダルマ、チギ、ヤ

神田區

四十一



ツコ、セイナン、ゴンベ、等の隠語は唐人の寐言の如く、「一ツチヨイヤ、二ツチヨイヤ、三ツチヨイヤ」と瓜果を數ふるよみ聲雀の囀るかど疑はる、時しも春の暮の市場は京菜の水漬るもの、蓮根の清く洗はれたるもの、堆く軒下に繁々として往來に溢る、箱詰にせし密柑薦包にせし野菜、さては半切に盛り庭に擔げたる豌豆、慈菇、筍子、薇、蔴、に至るまで山なすばかりの蔬菜瓜果をば、最も敏捷に最も活潑に賣捌くも心地よし、此の連中を網して待ち受くる蕎麥屋、草餅、串團子、稻荷餅など、何れも財布を菜ませてはほどなく、夕立晴れし跡祭の老婆乞兒は殘物にわさるなど、すべて日本橋の魚市場あたりと共に、早朝なる東京はこゝらが先づ第一の盛況なる可くや。

淡路町よりするも、連雀町よりするも、いづれも萬世橋に達す、萬世橋は日本橋と共に繁榮の中心を以て目せられ、外神田と内神田との通路にして、往來特に繁く、初めは鐵道馬車も亦此橋路を通じしが、雜沓激しき爲り近時その傍に別に木橋を架して馬車の鐵路を敷けり、萬世橋下兩々半圓形をなし神田川に映じて、楕圓形となる、其狀恰も眼鏡の如し、故に里俗之を呼んで眼鏡橋といふ、此橋は元筋遠橋といひ、元筋遠見附の跡なり、蓋し明治六年花崗石を用ゐて今の橋に改築したるなり、橋の南詰の廣き所を舊幕の頃は八辻が原と呼べり、辻の數八ッあり

し故に名あり、其昔此見附に御門あり、此處に高札を建てたり、又此前の大路を八ツ辻の小路と字せり、昌平橋はこれより東の方にあり、こは一時廢れて影を失ひしを、明治七年有志者の更に改築せしものにして、湯島の地に聖堂御造營ありしより、魯の昌平郷に比して名けられしとなり、其初めは相生橋、おたらし橋、又芋洗橋ともいへりといふ、萬世橋より鐵道馬車を驅つて南すれば日本橋、京橋、新橋に行くを得べく、北すれば上野淺草に達するを得べし、(日本橋へ二錢、京橋へ三錢、新橋へ四錢、上野へ二錢、淺草へ四錢なり)東は柳原の堤となりて兩國への要路となり、西すれば駿河臺へのぼるを得べし、此橋を起点として九段及び兩國に至る幌馬車あり、(九段へ二錢五厘、兩國へ二錢五厘)構造粗末に動搖亦甚しけれど、廉價なるをもて之に乗る客多し、橋畔に神田郵便電信局あり。

日本橋に達する大通りは鐵道馬車に乗るを可とす其間に橋あり神田と日本橋との界する所にして之を今川橋といふ此橋は昔元録四年に堀割りたる神田堀に架するものにして、本銀町の大通りより元乗物町へ渡る橋を云ふ、其頃此地の里正を今川善右衛門と云ひけるより此の名稱を附するに至る、今此橋は北詰の西河岸を主水河岸と名く、御菓子司大久保主水の宅ありし故にし加云へりとぞ、江府名跡志に一石橋の北の橋詰に大久保主水か亭あり、寛永の頃大樹御船にて



彼地を通らせ給ふ頃主水の宅を問せ給ひ、又平井卜養に一首仕るべき由仰ありければ、卜養とりあへず大橋を通らぬみこも通れかし、主水か餅を口によせばやと申上げるとあり、此橋今は鐵橋となれり、又晴れたる日には橋上に立ちて遙かに富士山を望むを得べし、此より二丁は北に仲野といふ天麩羅屋あり、即天井の元祖にして、今より二十余年前此家の主人が天麩羅を井になすことを發明し、一人前七錢にて賣出したるを始とす、此家の特色は種魚新鮮にして價も廉なれば、従つて客の最負多く、毎夜十二時を過ぎざれば店を閉ぢざることなり。

又今川橋より萬世橋に至る大通りの中途に（鍛冶町）塗りごめ二層樓の家を見る、これ有名な今金といふ會席料理店にぞある、この家は數年前までは名高き鳥屋なりしが、今は純然たる割烹店と成りたり、此家の特色は料理の味のよろしき所にあり、又鍛冶町の通りを横ぎりて東の方へ流るゝ溝あり、之を藍染川といふ、里諺に一町ばかり上にて南北の水落合ひ、此所にて會流する故に逢初と云ふの義に取ると云ふ、又紺屋町の邊を流るゝ故に、藍染川と云ふともいへり、（此溝の端鍛冶町の裏の小路に、養善院と云へる眞言の庵室あり、本尊を類焼藥師と字す、此本尊昔千葉助常胤の侍女に代りて、自ら頬を魚し玉といひならはせり）此藍染川の下流（和泉橋通り）に辨慶橋あり、其始御大工棟梁辨慶小左衛門といへる人の工夫によりて懸初とい

へり、此地の形に應じ橋を横切て筋替にかけたるなど尤も奇なり。

又大通を東に入り松枝町に入る町内に、昔お玉が油ありしといひ傳ふれど今はなし、お玉が油舊名を櫻が油と呼ぶ、傳へいふ、此地元奥州への通路にて、其當時池畔櫻樹の下にお玉といふ美人ありけり、店を出して往來の人に茶をすゝむ、お玉容色おほかたならざりければ見る人心奪はれ、竊かに懸想せぬはなかりさとなん、中頃人柄も氣質も共にすてがたき男二人いたくお玉に心を通はせける、されば切なる方にと思へども、いづれおどりをなすもあらずりければ、花は五月のあやめ草、あやめもわかぬ戀路の間に、女の心はどつおひつ、はてはわが身の上を思ひさつかひて、無慘やこの池に身を投じぬ、この事猿澤の池の求女が故事にも似かよひて、いともおはれなればとて、里民うちつとひて、その亡き骸をこの池の邊に埋り、しるしにとて柳を植えて紀念の柳となづけける、（その舊趾明曆の回録に亡びぬるとて、今は名のみを存せり、又同所にお玉稻荷といふ、小祠あり、里俗之をお玉の靈をまつる所なりといふ、其傍に井の如き形残り昔の池の余波なりといへり）

再び萬世橋に戻りて淺草橋に出づる間、即ち神田橋の南岸を纏稱して柳原の堤と云ふ、蓋し享保年間此所の堤に柳を植ふ並へし故に此名あり、（寛永十一年の江戸繪圖には柳堤とあり）堤の



外を神田川といふ、神田川は江戸川の下流にして、聖堂の下を東へ流れ大川に入る、江戸名所圖會に此川は明暦より萬治の頃に至り、仙臺侯台命を奉じて湯島の臺を堀り割り、小石川の水を初めて此處に落さるゝといひ傳ふるは少しく誤るに似たりとて、古老の説を擧げて云へり、即慶應年間駿河臺の地開けし時に至り、水府公の藩邸の前の堀を淺草川へ掘りつけられ、其土を以て土堤を築き、内外神田の隔てとなし給ふと云ふ、此説然るべきに似たりと、今此川筋に架せる橋の名を擧ぐれば、淺草橋に至る間、和泉橋、美倉橋、左衛門橋あり、柳原堤は近頃に至りて取崩され、今は煉瓦屋軒を列ねて、全く舊景を變じ、名も柳原河岸と呼ぶるゝに至れり、芝の日影町と同じく古着商の莫窟にして、價の廉なるは驚くべきはなれど、其懸引も亦甚しく、洗濯補綴巧に蕩きを新となす、廉なりと思つて之を求め、忽ち意外の喰はせ物なりしを發見することなど少からず、されど今日に於てはこの陋風も漸く減じたるが如し、若し夜は更けて、商家店を閉ぢ、四邊寂寥行人稀なるの時、このあたりを通れば、軒下低聲訪ふが如く目を以て目に通じ、心を以て心に傳へ、時に或は人の袖に觸る、其何物たるを知らず、星光微かに之を見れば、顔は粉黛を粧うて嬌態頗る人の氣を奪ふ、されど天日若しその顔を照さんか、痘痕忽ち形を現はし、吹出物跡を隠す能はず、其狀お化の如し、是亦古物の一種か、其之を此處に賣る蓋因縁ありといふべし。

又この河岸に柳森稻荷あり、長祿二年此地に移したるものなり、初は小笹生繁れる藪の中にありし一小祠宇なりしを、元祿中此に社殿を營みしとなり、或人柳原河岸を讀める句あり。

神川一帯柳依々 萬縷千絲綠拂扉 大路傍隄多露店 店頭競賣返魂衣

古人亦揚柳隄春望と題して此地を詠せり、曰

楊柳隄邊揚柳春 千枝交影拂紅塵 請看幾々金絲色 總映青雲馬上人

又全河岸に日本點燈株式會社あり明治廿二年十一月の創立に係る。

和泉橋を渡りて對岸和泉町に出づれば町内大學第二醫院あり地勢高潔ならずと雖も、病室整然として醫員も其名高き泰斗のみなれば、大學校内の第一醫院と並び稱せらる、専ら内科外科の治療をなす、今該院へ入院するもの、數を細別すれば、入院患者男四百四十四、女百四十一、外來患者は男三千七百八十二、女千五百四十四、總計五千九百一十一、又外科に於ては入院患者男三百九十四、女百九十五、外來患者男四千五百五十五、女千九百七十五、總計七千〇八十七名なり、又全町内に東京衛生試驗所あり、(電話本局五百二〇)又此邊秋葉原に日本鐵道株式會社貨物倉庫あり、(外神田佐久間町)構内廣く倉庫數十棟を建て、數條の鐵道を敷設け、堀割を



神田區

四十八

なして神田川より船を入れ、貨物は山をなし、流運は日々數十回上野に往復す、又東京米穀合資  
 會社は佐久間町の河岸にあり、創立は明治廿六年にして、營業目的は米穀及肥料賣買、並米穀  
 肥料委員附托賣買等にして、資本金三萬圓なり、(電話本局六百八十七)尙此外に外神田に於け  
 る會社を記すれば、旅籠町二丁目に地所仲立株式會社あり、廿九年の創立にかゝり、營業目的  
 は地所建物、船舶、賣買讓與、質入書入等の仲立をなし手数料を収むるものとし、資本金五萬  
 圓なり、又佐久間町一丁目に三鱗合資會社あり、明治廿八年八月の創立にかゝる、營業目的は  
 貨物運送委託賣買及貨物擔保貸金等を取扱ひ、資本金は五萬圓なり、又東洋石油會社は仲町一  
 丁目にあり、明治廿九年七月の創立にかゝる、營業目的は石油精製販賣、資金五十萬圓なり、  
 (電話本局千〇〇五)又東北合資會社は花田町にあり、明治二十九年の創立にかゝる、營業目的  
 は鐵道積運送貨物を取扱ひ、資本金一萬圓なり。  
 是より大通りに出で、旅籠町大時計の前を一直線に進めば、神田明神に出づべし、大時計の處  
 より萬世橋に至る間に講武所藝妓の巢窟あり、(旅籠町)講武所の地元加賀原と稱し、廢妾數百  
 歩僂師軒を列ね、頗る殺風景の地たりしを、文久年間幕府管て水道橋内へ設立せし講武所を  
 廣むるに當り、其近傍の町家を没して此地に換へ、與ふるに加賀原を以てせしより、里俗呼ん

で講武所と稱す、其歌妓の現はれしは昔し此地に劇場の開かるゝに際し、觀客酒席の求めに應  
 ずるを以てす、是れ講武所歌妓の起源なり、客筋は官吏、會社員、商人、畜生等に最も多く、  
 新柳二橋に比すべくもあらねど、氣淡くして意措く所なきは、所謂神田兒の氣性にして、下谷  
 同朋町の歌妓よりも勝れて稍々取るべきものありと雖も、其扮飾に至りては終に山の手藝者  
 と大差なしと云ふを免れず、又外神田藝妓見番は旅籠町三丁目にあり、(電話本局千七百七十二番)  
 尙同所にある待合を記すれば左の如し。

- 小松屋(町)富坂(上)甲子(町)吉田屋(上)小川(町)春の屋(下)新武藏(上)中分武藏(上)

料理屋花屋は萬世橋講武所にあり、(旅籠町三丁目)家は小造りなれど料理のよろしきを以て賞  
 せらる、商人の藝妓を招きて遊ぶもの多しといふ、今神田明神に至るに先ち五軒町内の重な  
 るものを列記すべし、五軒町は舊大名五軒の邸跡なり、其昔將軍家上野への大路にして、俗に  
 お成街道と唱へし所なり、町内天麩羅を以て有名なるは梅月なり、一時吉原稻本樓にて一時全  
 盛の花をさかし、花魁小紫が此家の主婦となりしより、其名稱客間に高く誰いふとなく、花魁天  
 麩羅と呼ぶに至り、繁昌を極めたりしが、近頃代替りとなりて余り評判なれども調理の上品  
 なるは神田區内屈指の天麩羅屋なり、又長尾藥舖は同町内にあり、皮膚病一切の妙藥蟲水を以

神田區

四十九



神田區

て有名なり、此外に常總鐵道株式會社（電話本局千六百八十）あり。  
 之より再び後に戻り、宮本町（萬世橋の西北四町余）に入れば、音に名高き神田明神に至る、社殿は丘岡の上にありて、昔より江戸總鎮守として崇められ、天平二年の鎮座なり、其初め遊行上人第二世眞教坊東國遊化の際、大貴已尊を柴崎村より徙し、平將門の靈を合せて二座とし、社傍に堂宇を建立して、柴崎道場と稱せしも、慶長八年故ありて本社を駿河臺に遷座し、元和二年再び今の地に鎮して神田明神と號す、明治七年祠典を正し、大貴已尊を以て本社祭神と定め、將門を攝社となし、別に少彦名命を上總より迎しなりと、祠宇の結構は壯麗を極むといふにあらざれども、瑞垣には櫻樹を植ゑ、且つ市中を見下すの眺望に適す、社傳にいふ人皇四十五代聖武天皇の御宇天平二年の鎮座にして、其はじめ柴崎村に（其舊地神田橋御門の内）ありし頃中古荒廢し、既に神燈絶なむとせしを、遊行上人第二世眞教坊東國遊化の砌之、に至り將門の靈を合て二座とし、社の傍に一字の草庵をむすび、芝崎道場と號す、（今の淺草日輪寺是なり）其後慶長八年當社を駿河臺にうつされ、（其頃日輪寺は柳原にて地をたす）元和二年又今の湯島にうつせらる、其舊號を用ひて神田大明神と稱す、（神主は代々柴崎氏なり）祭禮隔年九月十五日（江府神社の祭禮は永田馬場山王を第一とし、當社

れに次ぐ、いづれも公よりの沙汰として、練物車樂等書を盡し美を盡し、町中を引渡す、是一時の莊觀なり、此日都下の貴賤棧敷をかけて見物す、神事能（隔年九月十五日祭禮の後ち十六日に興行す、神前に舞臺をすつらひ、江府の町中より棧敷をかけて見物す、北條五代記曰、大永四年甲申北條氏綱上杉朝興を攻落し、武州を治るといへども、合戦の砌にて其年は神事能なく、翌年九月十六日に興行あり、これを吉例として、上方より藤松太夫といふを呼下し、年々興行ありと云云、しかりしより連絡として相續し興行ありしが、享保の頃より故ありて中絶す）

祇園三社 本社の西に並ぶ當社地主の

祭神 五男三女 八王子に稱す六月五日大傳馬町旅所へ神幸同八日に歸與あり

社家の説に、大政所と稱して、南傳馬町の旅所へ神幸あるものは、則風土記に所謂江戸神社なりとぞ、故に祭祀の砌 舊例 によつて、御城内大手の橋上にて、奉幣の式あるも、其舊地なるに依れりとぞ。

風土記曰、豊嶋郡江戸神社大寶二年壬寅所祭素盞鳴尊也、神貢百束三字田云云。

神田明神舊地は神田橋の内一橋御館の中にありて、御手洗など今猶存すとぞ（隔年九月十五日

神田區